

平成30年度 相模原市

一般会計歳入歳出決算書

一般会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 306,986,764,099 円

決 算 額 295,060,382,698 円

歳 出

予 算 現 額 306,986,764,099 円

決 算 額 286,243,286,638 円

歳入歳出差引残額 8,817,096,060 円

平成30年度 一般会計歳入歳出決算書
歳 入

款	項	予 算 現 額
5 市税		127,200,000,000
	5 市民税	64,617,261,000
	10 固定資産税	44,896,045,000
	15 軽自動車税	955,240,000
	20 市たばこ税	4,481,847,000
	30 事業所税	3,151,830,000
	35 都市計画税	9,097,777,000
10 地方譲与税		1,730,000,000
	7 地方揮発油譲与税	780,000,000
	10 自動車重量譲与税	920,000,000
	20 石油ガス譲与税	30,000,000
13 利子割交付金		130,000,000
	5 利子割交付金	130,000,000
16 配当割交付金		540,000,000
	5 配当割交付金	540,000,000
19 株式等譲渡所得割交付金		800,000,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	800,000,000
20 分離課税所得割交付金		120,000,000
	5 分離課税所得割交付金	120,000,000
21 県民税所得割臨時交付金		1,790,000,000
	5 県民税所得割臨時交付金	1,790,000,000
22 地方消費税交付金		11,800,000,000
	5 地方消費税交付金	11,800,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
131,197,725,785	127,892,461,825 47,088,649	329,051,920	3,023,300,689	692,461,825
67,549,742,637	65,250,936,405 29,370,839	214,703,848	2,113,473,223	633,675,405
45,938,189,184	45,179,832,732 13,195,808	89,305,243	682,247,017	283,787,732
1,043,598,090	977,305,846 674,300	5,660,237	61,306,307	22,065,846
4,272,455,821	4,272,462,761 6,940	0	0	△209,384,239
3,126,868,700	3,122,007,700 1,184,900	932,500	5,113,400	△29,822,300
9,266,871,353	9,089,916,381 2,655,862	18,450,092	161,160,742	△7,860,619
1,724,807,000	1,724,807,000	0	0	△5,193,000
780,500,000	780,500,000	0	0	500,000
916,186,000	916,186,000	0	0	△3,814,000
28,121,000	28,121,000	0	0	△1,879,000
126,999,000	126,999,000	0	0	△3,001,000
126,999,000	126,999,000	0	0	△3,001,000
533,057,000	533,057,000	0	0	△6,943,000
533,057,000	533,057,000	0	0	△6,943,000
468,185,000	468,185,000	0	0	△331,815,000
468,185,000	468,185,000	0	0	△331,815,000
489,678,000	489,678,000	0	0	369,678,000
489,678,000	489,678,000	0	0	369,678,000
1,618,678,000	1,618,678,000	0	0	△171,322,000
1,618,678,000	1,618,678,000	0	0	△171,322,000
12,238,490,000	12,238,490,000	0	0	438,490,000
12,238,490,000	12,238,490,000	0	0	438,490,000

款	項	予 算 現 額
25 ゴルフ場利用税交付金		170,000,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	170,000,000
31 自動車取得税交付金		950,000,000
	5 自動車取得税交付金	950,000,000
32 軽油引取税交付金		3,100,000,000
	5 軽油引取税交付金	3,100,000,000
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,302,460,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,302,460,000
37 地方特例交付金		770,000,000
	5 地方特例交付金	770,000,000
40 地方交付税		12,200,000,000
	5 地方交付税	12,200,000,000
43 交通安全対策特別交付金		220,000,000
	5 交通安全対策特別交付金	220,000,000
46 分担金及び負担金		2,335,577,000
	5 負担金	2,335,577,000
50 使用料及び手数料		5,596,587,000
	5 使用料	3,721,849,000
	10 手数料	1,874,738,000
55 国庫支出金		57,563,725,000
	5 国庫負担金	48,701,423,000
	10 国庫補助金	8,504,899,000
	15 国庫委託金	357,403,000

(単位：円)

調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
162,894,040	162,894,040	0	0	△7,105,960
162,894,040	162,894,040	0	0	△7,105,960
1,017,221,715	1,017,221,715	0	0	67,221,715
1,017,221,715	1,017,221,715	0	0	67,221,715
3,234,095,136	3,234,095,136	0	0	134,095,136
3,234,095,136	3,234,095,136	0	0	134,095,136
1,302,460,000	1,302,460,000	0	0	0
1,302,460,000	1,302,460,000	0	0	0
886,146,000	886,146,000	0	0	116,146,000
886,146,000	886,146,000	0	0	116,146,000
13,757,149,000	13,757,149,000	0	0	1,557,149,000
13,757,149,000	13,757,149,000	0	0	1,557,149,000
205,103,000	205,103,000	0	0	△14,897,000
205,103,000	205,103,000	0	0	△14,897,000
2,286,571,554	2,143,547,028 106,350	18,131,350	124,999,526	△192,029,972
2,286,571,554	2,143,547,028 106,350	18,131,350	124,999,526	△192,029,972
5,582,329,623	5,485,782,990 129,300	926,544	95,749,389	△110,804,010
3,680,621,653	3,586,186,910 129,300	907,284	93,656,759	△135,662,090
1,901,707,970	1,899,596,080	19,260	2,092,630	24,858,080
55,983,799,967	53,914,490,967	0	2,069,309,000	△3,649,234,033
47,888,458,749	47,851,940,749	0	36,518,000	△849,482,251
7,803,599,937	5,770,808,937	0	2,032,791,000	△2,734,090,063
291,741,281	291,741,281	0	0	△65,661,719

款	項	予 算 現 額
60 県支出金		15,872,782,000
	5 県負担金	11,263,289,000
	10 県補助金	3,375,443,000
	15 県委託金	1,234,050,000
65 財産収入		643,160,000
	5 財産運用収入	107,523,000
	10 財産売却収入	535,637,000
70 寄附金		92,900,000
	5 寄附金	92,900,000
75 繰入金		5,299,645,000
	10 基金繰入金	5,247,929,000
	15 財産区繰入金	51,716,000
80 繰越金		4,229,766,356
	5 繰越金	4,229,766,356
85 諸収入		15,222,361,743
	5 延滞金加算金及び過料	286,070,000
	10 市預金利子	100,000
	15 貸付金元利収入	10,332,471,000
	22 収益事業収入	1,300,000,000
	25 雑入	3,303,720,743
90 市債		37,307,800,000
	5 市債	37,307,800,000
歳 入 合 計		306,986,764,099

(単位：円)

調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
15,185,051,020	15,133,974,020	0	51,077,000	△738,807,980
10,935,832,377	10,935,832,377	0	0	△327,456,623
2,925,545,954	2,874,468,954	0	51,077,000	△500,974,046
1,323,672,689	1,323,672,689	0	0	89,622,689
806,047,711	806,047,711	0	0	162,887,711
91,762,889	91,762,889	0	0	△15,760,111
714,284,822	714,284,822	0	0	178,647,822
60,222,105	60,222,105	0	0	△32,677,895
60,222,105	60,222,105	0	0	△32,677,895
4,065,769,190	4,065,769,190	0	0	△1,233,875,810
4,018,437,190	4,018,437,190	0	0	△1,229,491,810
47,332,000	47,332,000	0	0	△4,384,000
4,533,553,376	4,533,553,376	0	0	303,787,020
4,533,553,376	4,533,553,376	0	0	303,787,020
16,601,202,270	15,180,470,595 289,097	186,353,786	1,234,666,986	△41,891,148
276,115,829	275,907,026 289,097	0	497,900	△10,162,974
145,477	145,477	0	0	45,477
10,081,605,090	10,079,973,750	0	1,631,340	△252,497,250
1,050,297,964	1,050,297,964	0	0	△249,702,036
5,193,037,910	3,774,146,378	186,353,786	1,232,537,746	470,425,635
28,079,100,000	28,079,100,000	0	0	△9,228,700,000
28,079,100,000	28,079,100,000	0	0	△9,228,700,000
302,146,335,492	295,060,382,698 47,613,396	534,463,600	6,599,102,590	△11,926,381,401

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 議会費		988,349,000
	5 議会費	988,349,000
10 総務費		26,571,132,000
	5 総務管理費	17,304,302,000
	10 徴税費	2,252,095,000
	13 市民生活費	6,319,292,000
	15 選挙費	286,416,000
	20 統計調査費	101,251,000
	25 人事委員会費	131,714,000
	30 監査費	176,062,000
15 民生費		121,961,764,000
	5 社会福祉費	48,516,183,000
	10 児童福祉費	49,442,481,000
	15 生活保護費	24,003,100,000
20 衛生費		23,831,770,600
	5 保健衛生費	12,439,313,000
	10 清掃費	10,759,428,600
	15 環境保全費	633,029,000
25 労働費		677,240,000
	5 労働諸費	677,240,000
30 農林水産業費		816,159,000
	5 農業費	749,783,000
	10 林業費	66,376,000
35 商工費		12,693,588,000
	5 商工費	12,693,588,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
947,748,683	0	40,600,317	40,600,317
947,748,683	0	40,600,317	40,600,317
25,090,739,439	36,424,000	1,443,968,561	1,480,392,561
16,344,597,784	36,424,000	923,280,216	959,704,216
2,113,953,978	0	138,141,022	138,141,022
6,025,663,672	0	293,628,328	293,628,328
246,587,036	0	39,828,964	39,828,964
81,092,928	0	20,158,072	20,158,072
114,318,496	0	17,395,504	17,395,504
164,525,545	0	11,536,455	11,536,455
116,924,248,852	0	5,037,515,148	5,037,515,148
46,463,740,528	0	2,052,442,472	2,052,442,472
47,181,379,296	0	2,261,101,704	2,261,101,704
23,279,129,028	0	723,970,972	723,970,972
22,919,339,854	125,183,720	787,247,026	912,430,746
12,025,430,343	0	413,882,657	413,882,657
10,312,743,796	125,183,720	321,501,084	446,684,804
581,165,715	0	51,863,285	51,863,285
659,090,666	0	18,149,334	18,149,334
659,090,666	0	18,149,334	18,149,334
699,862,580	68,363,000	47,933,420	116,296,420
636,568,806	68,363,000	44,851,194	113,214,194
63,293,774	0	3,082,226	3,082,226
12,272,299,425	8,262,000	413,026,575	421,288,575
12,272,299,425	8,262,000	413,026,575	421,288,575

款	項	予 算 現 額
40 土木費		28,935,002,899
	5 道路橋りょう費	10,048,604,677
	10 河川費	451,606,000
	15 都市計画費	14,938,015,222
	20 公園費	2,473,265,000
	25 住宅費	1,023,512,000
45 消防費		7,654,500,000
	5 消防費	7,654,500,000
50 教育費		55,681,033,600
	5 教育総務費	5,064,034,000
	10 小学校費	28,006,309,000
	15 中学校費	15,581,391,000
	18 幼稚園費	1,146,713,000
	20 社会教育費	3,863,150,600
	25 市民体育費	2,019,436,000
55 災害復旧費		779,000,000
	2 災害復旧費	779,000,000
60 公債費		26,335,047,000
	5 公債費	26,335,047,000
65 諸支出金		9,000,000
	5 諸費	9,000,000
70 予備費		53,178,000
	5 予備費	53,178,000
歳 出 合 計		306,986,764,099

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
25,010,389,183	2,513,316,004	1,411,297,712	3,924,613,716
8,720,958,350	843,390,040	484,256,287	1,327,646,327
338,856,102	88,356,960	24,392,938	112,749,898
12,809,680,617	1,390,593,004	737,741,601	2,128,334,605
2,218,070,194	190,976,000	64,218,806	255,194,806
922,823,920	0	100,688,080	100,688,080
7,528,754,610	0	125,745,390	125,745,390
7,528,754,610	0	125,745,390	125,745,390
48,334,730,045	5,673,975,200	1,672,328,355	7,346,303,555
4,854,811,946	0	209,222,054	209,222,054
23,450,449,057	3,739,808,600	816,051,343	4,555,859,943
13,278,989,679	1,923,300,000	379,101,321	2,302,401,321
1,114,426,822	0	32,286,178	32,286,178
3,750,482,948	10,866,600	101,801,052	112,667,652
1,885,569,593	0	133,866,407	133,866,407
470,553,326	133,642,610	174,804,064	308,446,674
470,553,326	133,642,610	174,804,064	308,446,674
25,376,551,975	0	958,495,025	958,495,025
25,376,551,975	0	958,495,025	958,495,025
8,978,000	0	22,000	22,000
8,978,000	0	22,000	22,000
0	0	53,178,000	53,178,000
0	0	53,178,000	53,178,000
286,243,286,638	8,559,166,534	12,184,310,927	20,743,477,461

歳入歳出差引残額 8,817,096,060 円

うち基金繰入額 4,200,000,000 円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

平成30年度 相模原市

国民健康保険事業

特別会計歳入歳出決算書

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 75, 114, 000, 000 円

事 業 勘 定 74, 862, 000, 000 円

直 営 診 療 勘 定 252, 000, 000 円

決 算 額 75, 849, 300, 521 円

事 業 勘 定 75, 646, 473, 007 円

直 営 診 療 勘 定 202, 827, 514 円

歳 出

予 算 現 額 75, 114, 000, 000 円

事 業 勘 定 74, 862, 000, 000 円

直 営 診 療 勘 定 252, 000, 000 円

決 算 額 72, 520, 972, 003 円

事 業 勘 定 72, 324, 951, 194 円

直 営 診 療 勘 定 196, 020, 809 円

歳入歳出差引残額 3, 328, 328, 518 円

事 業 勘 定 3, 321, 521, 813 円

直 営 診 療 勘 定 6, 806, 705 円

国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 国民健康保険税		15,781,000,000
	5 国民健康保険税	15,781,000,000
10 使用料及び手数料		100,000
	5 手数料	100,000
15 国庫支出金		0
	10 国庫補助金	0
25 県支出金		50,283,000,000
	10 県補助金	50,283,000,000
35 繰入金		7,601,000,000
	5 一般会計繰入金	7,601,000,000
40 繰越金		932,000,000
	5 繰越金	932,000,000
45 諸収入		264,900,000
	5 延滞金及び過料	151,400,000
	15 雑入	113,500,000
歳 入 合 計		74,862,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
23,756,687,071	15,956,958,683 73,052,916	1,185,077,135	6,687,704,169	175,958,683
23,756,687,071	15,956,958,683 73,052,916	1,185,077,135	6,687,704,169	175,958,683
131,700	131,700	0	0	31,700
131,700	131,700	0	0	31,700
319,000	319,000	0	0	319,000
319,000	319,000	0	0	319,000
48,504,567,535	48,504,567,535	0	0	△1,778,432,465
48,504,567,535	48,504,567,535	0	0	△1,778,432,465
7,270,528,680	7,270,528,680	0	0	△330,471,320
7,270,528,680	7,270,528,680	0	0	△330,471,320
3,547,159,714	3,547,159,714	0	0	2,615,159,714
3,547,159,714	3,547,159,714	0	0	2,615,159,714
483,959,152	366,807,695	19,480,633	97,670,824	101,907,695
243,620,023	243,620,023	0	0	92,220,023
240,339,129	123,187,672	19,480,633	97,670,824	9,687,672
83,563,352,852	75,646,473,007 73,052,916	1,204,557,768	6,785,374,993	784,473,007

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		1,066,000,000
	5 総務管理費	480,617,000
	10 徴税費	584,736,000
	15 運営協議会費	647,000
10 保険給付費		49,895,000,000
	5 療養諸費	43,263,000,000
	10 高額療養費	6,287,600,000
	15 移送費	1,200,000
	20 出産育児諸費	286,200,000
	25 葬祭諸費	57,000,000
22 国民健康保険事業費納付金		21,872,000,000
	5 医療給付費分	14,946,000,000
	10 後期高齢者支援金等分	5,022,000,000
	15 介護納付金分	1,904,000,000
25 共同事業拠出金		100,000
	5 共同事業拠出金	100,000
30 保健事業費		822,000,000
	2 特定健康診査等事業費	544,779,000
	5 保健事業費	277,221,000
40 諸支出金		1,106,900,000
	5 償還金及び還付加算金	1,094,900,000
	15 繰出金	12,000,000
45 予備費		100,000,000
	5 予備費	100,000,000
歳 出 合 計		74,862,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
857,875,668	0	208,124,332	208,124,332
390,123,277	0	90,493,723	90,493,723
467,474,305	0	117,261,695	117,261,695
278,086	0	368,914	368,914
47,926,700,638	0	1,968,299,362	1,968,299,362
41,809,278,481	0	1,453,721,519	1,453,721,519
5,835,606,049	0	451,993,951	451,993,951
42,362	0	1,157,638	1,157,638
232,273,746	0	53,926,254	53,926,254
49,500,000	0	7,500,000	7,500,000
21,870,556,157	0	1,443,843	1,443,843
14,945,777,023	0	222,977	222,977
5,021,599,471	0	400,529	400,529
1,903,179,663	0	820,337	820,337
8,512	0	91,488	91,488
8,512	0	91,488	91,488
636,579,338	0	185,420,662	185,420,662
468,971,260	0	75,807,740	75,807,740
167,608,078	0	109,612,922	109,612,922
1,033,230,881	0	73,669,119	73,669,119
1,024,322,881	0	70,577,119	70,577,119
8,908,000	0	3,092,000	3,092,000
0	0	100,000,000	100,000,000
0	0	100,000,000	100,000,000
72,324,951,194	0	2,537,048,806	2,537,048,806

国民健康保険事業特別会計
(直 営 診 療 勘 定)

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 診療収入		175,240,000
	5 外来収入	151,440,000
	10 その他の診療収入	23,800,000
10 使用料及び手数料		836,000
	3 使用料	163,000
	5 手数料	673,000
20 繰入金		61,000,000
	5 他会計繰入金	49,000,000
	10 事業勘定繰入金	12,000,000
25 繰越金		3,000,000
	5 繰越金	3,000,000
30 諸収入		11,924,000
	7 受託事業収入	11,291,000
	10 雑入	633,000
歳 入 合 計		252,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
138,663,293	138,663,293	0	0	△36,576,707
115,286,872	115,286,872	0	0	△36,153,128
23,376,421	23,376,421	0	0	△423,579
634,761	634,761	0	0	△201,239
107,936	107,936	0	0	△55,064
526,825	526,825	0	0	△146,175
50,908,000	50,908,000	0	0	△10,092,000
42,000,000	42,000,000	0	0	△7,000,000
8,908,000	8,908,000	0	0	△3,092,000
7,665,753	7,665,753	0	0	4,665,753
7,665,753	7,665,753	0	0	4,665,753
4,955,707	4,955,707	0	0	△6,968,293
4,228,327	4,228,327	0	0	△7,062,673
727,380	727,380	0	0	94,380
202,827,514	202,827,514	0	0	△49,172,486

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		146,842,000
	5 施設管理費	146,842,000
10 医業費		79,296,000
	5 医業費	79,296,000
20 公債費		24,262,000
	5 公債費	24,262,000
28 諸支出金		100,000
	5 償還金及び還付加算金	100,000
30 予備費		1,500,000
	5 予備費	1,500,000
歳 出 合 計		252,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
125,456,355	0	21,385,645	21,385,645
125,456,355	0	21,385,645	21,385,645
46,403,585	0	32,892,415	32,892,415
46,403,585	0	32,892,415	32,892,415
24,160,869	0	101,131	101,131
24,160,869	0	101,131	101,131
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	1,500,000	1,500,000
0	0	1,500,000	1,500,000
196,020,809	0	55,979,191	55,979,191

歳入歳出差引残額	3,328,328,518 円
事業勘定	3,321,521,813 円
直営診療勘定	6,806,705 円

うち基金繰入額	0 円
事業勘定	0 円
直営診療勘定	0 円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

平成30年度 相模原市

介 護 保 険 事 業

特別会計歳入歳出決算書

介護保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 50,805,000,000 円

決 算 額 48,916,877,272 円

歳 出

予 算 現 額 50,805,000,000 円

決 算 額 47,836,993,217 円

歳入歳出差引残額 1,079,884,055 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 保険料		12,177,319,000
	5 介護保険料	12,177,319,000
10 使用料及び手数料		20,849,000
	10 手数料	20,849,000
15 国庫支出金		10,073,561,000
	5 国庫負担金	8,377,225,000
	10 国庫補助金	1,696,336,000
20 支払基金交付金		13,054,614,000
	5 支払基金交付金	13,054,614,000
25 県支出金		7,186,801,000
	5 県負担金	6,746,145,000
	7 県補助金	440,656,000
30 財産収入		3,055,000
	5 財産運用収入	3,055,000
40 繰入金		8,113,000,000
	5 一般会計繰入金	7,513,000,000
	10 基金繰入金	600,000,000
45 繰越金		174,000,000
	5 繰越金	174,000,000
50 諸収入		1,801,000
	5 延滞金及び過料	200,000
	15 雑入	1,601,000
歳 入 合 計		50,805,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
12,931,726,865	12,593,087,982 20,996,900	102,550,578	257,085,205	415,768,982
12,931,726,865	12,593,087,982 20,996,900	102,550,578	257,085,205	415,768,982
18,200,000	18,200,000	0	0	△2,649,000
18,200,000	18,200,000	0	0	△2,649,000
9,818,560,811	9,818,560,811	0	0	△255,000,189
8,136,210,627	8,136,210,627	0	0	△241,014,373
1,682,350,184	1,682,350,184	0	0	△13,985,816
12,377,811,895	12,377,811,895	0	0	△676,802,105
12,377,811,895	12,377,811,895	0	0	△676,802,105
6,892,998,382	6,892,998,382	0	0	△293,802,618
6,466,042,807	6,466,042,807	0	0	△280,102,193
426,955,575	426,955,575	0	0	△13,700,425
2,134,863	2,134,863	0	0	△920,137
2,134,863	2,134,863	0	0	△920,137
6,959,630,001	6,959,630,001	0	0	△1,153,369,999
6,959,630,001	6,959,630,001	0	0	△553,369,999
0	0	0	0	△600,000,000
232,969,867	232,969,867	0	0	58,969,867
232,969,867	232,969,867	0	0	58,969,867
31,045,418	21,483,471	546,333	9,015,614	19,682,471
2,436,294	2,436,294	0	0	2,236,294
28,609,124	19,047,177	546,333	9,015,614	17,446,177
49,265,078,102	48,916,877,272 20,996,900	103,096,911	266,100,819	△1,888,122,728

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		1,126,038,000
	5 総務管理費	365,487,000
	10 徴収費	73,962,000
	15 介護認定審査会費	669,971,000
	20 介護サービス情報公表・調査費	16,618,000
10 保険給付費		46,533,449,000
	5 介護サービス等諸費	45,072,765,000
	10 高額介護サービス等費	1,460,684,000
20 地域支援事業費		2,948,250,000
	5 地域支援事業費	2,948,250,000
25 基金積立金		3,055,000
	5 基金積立金	3,055,000
30 公債費		1,000,000
	5 公債費	1,000,000
35 諸支出金		192,208,000
	5 償還金及び還付加算金	192,208,000
45 予備費		1,000,000
	5 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		50,805,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
1,002,330,823	0	123,707,177	123,707,177
338,952,249	0	26,534,751	26,534,751
68,870,993	0	5,091,007	5,091,007
580,679,304	0	89,291,696	89,291,696
13,828,277	0	2,789,723	2,789,723
43,927,373,067	0	2,606,075,933	2,606,075,933
42,673,242,845	0	2,399,522,155	2,399,522,155
1,254,130,222	0	206,553,778	206,553,778
2,717,076,973	0	231,173,027	231,173,027
2,717,076,973	0	231,173,027	231,173,027
2,134,863	0	920,137	920,137
2,134,863	0	920,137	920,137
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
188,077,491	0	4,130,509	4,130,509
188,077,491	0	4,130,509	4,130,509
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
47,836,993,217	0	2,968,006,783	2,968,006,783

歳入歳出差引残額 1,079,884,055 円

うち基金繰入額 688,616,770 円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

平成30年度 相模原市

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

特別会計歳入歳出決算書

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 199, 000, 000 円

決 算 額 406, 826, 562 円

歳 出

予 算 現 額 199, 000, 000 円

決 算 額 161, 277, 407 円

歳入歳出差引残額 245, 549, 155 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 繰入金		5,000,000
	5 一般会計繰入金	5,000,000
10 繰越金		45,000,000
	5 繰越金	45,000,000
15 諸収入		149,000,000
	5 貸付金元利収入	147,665,000
	15 雑入	1,335,000
歳 入 合 計		199,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
1,500,000	1,500,000	0	0	△3,500,000
1,500,000	1,500,000	0	0	△3,500,000
213,799,802	213,799,802	0	0	168,799,802
213,799,802	213,799,802	0	0	168,799,802
515,128,798	191,526,760	10,097,592	313,504,446	42,526,760
507,611,397	187,009,959	10,097,592	310,503,846	39,344,959
7,517,401	4,516,801	0	3,000,600	3,181,801
730,428,600	406,826,562	10,097,592	313,504,446	207,826,562

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		198,850,000
	5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	198,850,000
10 公債費		100,000
	5 公債費	100,000
15 諸支出金		50,000
	5 償還金及び還付加算金	50,000
歳 出 合 計		199,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
161,277,407	0	37,572,593	37,572,593
161,277,407	0	37,572,593	37,572,593
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	50,000	50,000
0	0	50,000	50,000
161,277,407	0	37,722,593	37,722,593

歳入歳出差引残額 245, 549, 155 円

うち基金繰入額 0 円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

平成30年度 相模原市

後期高齢者医療事業

特別会計歳入歳出決算書

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 8, 889, 000, 000 円

決 算 額 8, 406, 061, 182 円

歳 出

予 算 現 額 8, 889, 000, 000 円

決 算 額 8, 203, 931, 085 円

歳入歳出差引残額 202, 130, 097 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 後期高齢者医療保険料		7,527,490,000
	5 後期高齢者医療保険料	7,527,490,000
10 使用料及び手数料		10,000
	10 手数料	10,000
25 繰入金		1,245,000,000
	5 一般会計繰入金	1,245,000,000
30 繰越金		60,000,000
	5 繰越金	60,000,000
35 諸収入		56,500,000
	5 延滞金及び過料	1,000,000
	10 償還金及び還付加算金	17,000,000
	20 雑入	38,500,000
歳 入 合 計		8,889,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
6,947,430,936	6,860,170,520 20,030,790	17,677,750	89,613,456	△667,319,480
6,947,430,936	6,860,170,520 20,030,790	17,677,750	89,613,456	△667,319,480
0	0	0	0	△10,000
0	0	0	0	△10,000
1,152,000,000	1,152,000,000	0	0	△93,000,000
1,152,000,000	1,152,000,000	0	0	△93,000,000
343,711,219	343,711,219	0	0	283,711,219
343,711,219	343,711,219	0	0	283,711,219
50,179,443	50,179,443	0	0	△6,320,557
1,507,840	1,507,840	0	0	507,840
13,438,810	13,438,810	0	0	△3,561,190
35,232,793	35,232,793	0	0	△3,267,207
8,493,321,598	8,406,061,182 20,030,790	17,677,750	89,613,456	△482,938,818

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		164,510,000
	5 総務管理費	164,510,000
10 分担金及び負担金		8,697,390,000
	5 広域連合負担金	8,697,390,000
12 公債費		100,000
	5 公債費	100,000
15 諸支出金		17,000,000
	5 償還金及び還付加算金	17,000,000
20 予備費		10,000,000
	5 予備費	10,000,000
歳 出 合 計		8,889,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
138,537,422	0	25,972,578	25,972,578
138,537,422	0	25,972,578	25,972,578
8,052,645,763	0	644,744,237	644,744,237
8,052,645,763	0	644,744,237	644,744,237
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
12,747,900	0	4,252,100	4,252,100
12,747,900	0	4,252,100	4,252,100
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
8,203,931,085	0	685,068,915	685,068,915

歳入歳出差引残額 202, 130, 097 円

うち基金繰入額 0 円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

平成30年度 相模原市

自動車駐車場事業

特別会計歳入歳出決算書

自動車駐車場事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 2,004,000,000 円

決 算 額 1,978,780,106 円

歳 出

予 算 現 額 2,004,000,000 円

決 算 額 1,902,909,004 円

歳入歳出差引残額 75,871,102 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 駐車場事業収入		1,024,000,000
	5 事業収入	1,024,000,000
15 財産収入		2,000,000
	5 財産運用収入	2,000,000
20 繰入金		871,000,000
	5 繰入金	871,000,000
25 繰越金		107,000,000
	5 繰越金	107,000,000
歳 入 合 計		2,004,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
998,570,037	998,570,037	0	0	△25,429,963
998,570,037	998,570,037	0	0	△25,429,963
1,395,536	1,395,536	0	0	△604,464
1,395,536	1,395,536	0	0	△604,464
871,000,000	871,000,000	0	0	0
871,000,000	871,000,000	0	0	0
107,814,533	107,814,533	0	0	814,533
107,814,533	107,814,533	0	0	814,533
1,978,780,106	1,978,780,106	0	0	△25,219,894

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 駐車場事業費		774,432,000
	5 駐車場管理費	774,432,000
10 公債費		1,228,568,000
	5 公債費	1,228,568,000
15 予備費		1,000,000
	5 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		2,004,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
676,342,408	0	98,089,592	98,089,592
676,342,408	0	98,089,592	98,089,592
1,226,566,596	0	2,001,404	2,001,404
1,226,566,596	0	2,001,404	2,001,404
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
1,902,909,004	0	101,090,996	101,090,996

歳入歳出差引残額 75, 871, 102 円

うち基金繰入額 0 円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

平成30年度 相模原市
麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算書

麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 3, 589, 079, 692 円

決 算 額 2, 349, 321, 446 円

歳 出

予 算 現 額 3, 589, 079, 692 円

決 算 額 1, 977, 898, 948 円

歳入歳出差引残額 371, 422, 498 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 国庫支出金		935,970,000
	5 国庫補助金	935,970,000
10 繰入金		686,000,000
	5 繰入金	686,000,000
15 繰越金		230,729,692
	5 繰越金	230,729,692
20 使用料及び手数料		3,000
	10 手数料	3,000
25 市債		1,732,300,000
	5 市債	1,732,300,000
30 保留地処分金		4,062,000
	5 保留地処分金	4,062,000
85 諸収入		15,000
	5 雑入	15,000
歳 入 合 計		3,589,079,692

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
919,664,000	630,937,000	0	288,727,000	△305,033,000
919,664,000	630,937,000	0	288,727,000	△305,033,000
601,000,000	601,000,000	0	0	△85,000,000
601,000,000	601,000,000	0	0	△85,000,000
231,780,046	231,780,046	0	0	1,050,354
231,780,046	231,780,046	0	0	1,050,354
8,400	8,400	0	0	5,400
8,400	8,400	0	0	5,400
881,800,000	881,800,000	0	0	△850,500,000
881,800,000	881,800,000	0	0	△850,500,000
3,796,000	3,796,000	0	0	△266,000
3,796,000	3,796,000	0	0	△266,000
0	0	0	0	△15,000
0	0	0	0	△15,000
2,638,048,446	2,349,321,446	0	288,727,000	△1,239,758,246

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		3,582,659,692
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	3,582,659,692
10 公債費		6,120,000
	5 公債費	6,120,000
15 予備費		300,000
	5 予備費	300,000
歳 出 合 計		3,589,079,692

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
1,974,403,985	1,302,297,000	305,958,707	1,608,255,707
1,974,403,985	1,302,297,000	305,958,707	1,608,255,707
3,494,963	0	2,625,037	2,625,037
3,494,963	0	2,625,037	2,625,037
0	0	300,000	300,000
0	0	300,000	300,000
1,977,898,948	1,302,297,000	308,883,744	1,611,180,744

歳入歳出差引残額 371, 422, 498 円

うち基金繰入額 0 円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

平成30年度 相模原市

簡 易 水 道 事 業

特別会計歳入歳出決算書

簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 464, 000, 000 円

決 算 額 434, 686, 497 円

歳 出

予 算 現 額 464, 000, 000 円

決 算 額 381, 270, 033 円

歳入歳出差引残額 53, 416, 464 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 分担金及び負担金		8,516,000
	5 分担金	416,000
	10 負担金	8,100,000
10 使用料及び手数料		19,449,000
	5 使用料	19,429,000
	10 手数料	20,000
15 国庫支出金		100,000,000
	10 国庫補助金	100,000,000
25 財産収入		100,000
	5 財産運用収入	100,000
30 繰入金		102,000,000
	5 繰入金	102,000,000
35 繰越金		12,000,000
	5 繰越金	12,000,000
40 諸収入		335,000
	10 雑入	335,000
45 市債		221,600,000
	5 市債	221,600,000
歳 入 合 計		464,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
8,016,150	8,016,150	0	0	△499,850
0	0	0	0	△416,000
8,016,150	8,016,150	0	0	△83,850
23,697,472	21,141,343	0	2,556,129	1,692,343
23,688,472	21,132,343	0	2,556,129	1,703,343
9,000	9,000	0	0	△11,000
92,402,000	70,724,000	0	21,678,000	△29,276,000
92,402,000	70,724,000	0	21,678,000	△29,276,000
100,000	100,000	0	0	0
100,000	100,000	0	0	0
102,000,000	102,000,000	0	0	0
102,000,000	102,000,000	0	0	0
30,481,183	30,481,183	0	0	18,481,183
30,481,183	30,481,183	0	0	18,481,183
15,523,821	15,523,821	0	0	15,188,821
15,523,821	15,523,821	0	0	15,188,821
186,700,000	186,700,000	0	0	△34,900,000
186,700,000	186,700,000	0	0	△34,900,000
458,920,626	434,686,497	0	24,234,129	△29,313,503

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		40,978,000
	5 総務管理費	40,978,000
10 簡易水道事業費		394,975,000
	5 簡易水道事業費	394,975,000
15 基金積立金		100,000
	5 基金積立金	100,000
20 公債費		27,547,000
	6 元金	13,233,000
	10 利子	14,314,000
25 予備費		400,000
	5 予備費	400,000
歳 出 合 計		464,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
35,100,701	0	5,877,299	5,877,299
35,100,701	0	5,877,299	5,877,299
322,182,239	40,020,800	32,771,961	72,792,761
322,182,239	40,020,800	32,771,961	72,792,761
100,000	0	0	0
100,000	0	0	0
23,887,093	0	3,659,907	3,659,907
13,232,965	0	35	35
10,654,128	0	3,659,872	3,659,872
0	0	400,000	400,000
0	0	400,000	400,000
381,270,033	40,020,800	42,709,167	82,729,967

歳入歳出差引残額 53,416,464 円

うち基金繰入額 0 円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

平成30年度 相模原市

公共用地先行取得事業

特別会計歳入歳出決算書

公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 3, 647, 964, 530 円

決 算 額 372, 745, 370 円

歳 出

予 算 現 額 3, 647, 964, 530 円

決 算 額 372, 668, 312 円

歳入歳出差引残額 77, 058 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 財産収入		138,000,000
	5 財産売却収入	138,000,000
10 繰入金		25,000,000
	5 繰入金	25,000,000
20 市債		3,484,900,000
	5 市債	3,484,900,000
25 繰越金		64,530
	5 繰越金	64,530
歳 入 合 計		3,647,964,530

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
137,850,764	137,850,764	0	0	△149,236
137,850,764	137,850,764	0	0	△149,236
5,030,076	5,030,076	0	0	△19,969,924
5,030,076	5,030,076	0	0	△19,969,924
229,800,000	229,800,000	0	0	△3,255,100,000
229,800,000	229,800,000	0	0	△3,255,100,000
64,530	64,530	0	0	0
64,530	64,530	0	0	0
372,745,370	372,745,370	0	0	△3,275,219,160

歲 出

款	項	予 算 現 額
10 公共用地先行取得事業費		3,485,964,530
	5 公共用地先行取得事業費	3,485,964,530
15 公債費		162,000,000
	5 公債費	162,000,000
歲 出 合 計		3,647,964,530

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
230,259,050	577,058	3,255,128,422	3,255,705,480
230,259,050	577,058	3,255,128,422	3,255,705,480
142,409,262	0	19,590,738	19,590,738
142,409,262	0	19,590,738	19,590,738
372,668,312	577,058	3,274,719,160	3,275,296,218

歳入歳出差引残額 77,058 円

うち基金繰入額 0 円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

平成30年度 相模原市

財 産 区

特別会計歳入歳出決算書

財産区特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 96,600,000 円

決 算 額 93,343,486 円

歳 出

予 算 現 額 96,600,000 円

決 算 額 76,360,737 円

歳入歳出差引残額 16,982,749 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 県支出金		300,000
	5 県補助金	300,000
15 財産収入		65,241,000
	5 財産運用収入	65,241,000
	10 財産売却収入	0
20 繰入金		25,039,000
	5 基金繰入金	25,039,000
25 繰越金		6,020,000
	5 繰越金	6,020,000
歳 入 合 計		96,600,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
300,000	300,000	0	0	0
300,000	300,000	0	0	0
65,124,972	65,124,972	0	0	△116,028
65,052,990	65,052,990	0	0	△188,010
71,982	71,982	0	0	71,982
17,340,000	17,340,000	0	0	△7,699,000
17,340,000	17,340,000	0	0	△7,699,000
10,578,514	10,578,514	0	0	4,558,514
10,578,514	10,578,514	0	0	4,558,514
93,343,486	93,343,486	0	0	△3,256,514

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		43,628,000
	5 総務管理費	43,628,000
10 諸支出金		51,716,000
	5 繰出金	51,716,000
15 予備費		1,256,000
	5 予備費	1,256,000
歳 出 合 計		96,600,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
29,028,737	0	14,599,263	14,599,263
29,028,737	0	14,599,263	14,599,263
47,332,000	0	4,384,000	4,384,000
47,332,000	0	4,384,000	4,384,000
0	0	1,256,000	1,256,000
0	0	1,256,000	1,256,000
76,360,737	0	20,239,263	20,239,263

歳入歳出差引残額 16,982,749 円

うち基金繰入額 0 円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

平成30年度 相模原市

公 債 管 理

特別会計歳入歳出決算書

公債管理特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 45,643,000,000 円

決 算 額 41,946,540,280 円

歳 出

予 算 現 額 45,643,000,000 円

決 算 額 41,946,540,280 円

歳入歳出差引残額 0 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 財産収入		55,000,000
	5 財産運用収入	55,000,000
10 繰入金		37,596,700,000
	5 他会計繰入金	36,753,700,000
	10 基金繰入金	843,000,000
15 市債		7,991,300,000
	5 市債	7,991,300,000
歳 入 合 計		45,643,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
41,122,455	41,122,455	0	0	△13,877,545
41,122,455	41,122,455	0	0	△13,877,545
36,599,717,825	36,599,717,825	0	0	△996,982,175
35,772,717,825	35,772,717,825	0	0	△980,982,175
827,000,000	827,000,000	0	0	△16,000,000
5,305,700,000	5,305,700,000	0	0	△2,685,600,000
5,305,700,000	5,305,700,000	0	0	△2,685,600,000
41,946,540,280	41,946,540,280	0	0	△3,696,459,720

歲 出

款	項	予 算 現 額
5 公債費		45,643,000,000
	5 公債費	45,643,000,000
歲 出 合 計		45,643,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
41,946,540,280	0	3,696,459,720	3,696,459,720
41,946,540,280	0	3,696,459,720	3,696,459,720
41,946,540,280	0	3,696,459,720	3,696,459,720

歳入歳出差引残額 0円

うち基金繰入額 0円

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

平成30年度 相模原市

下水道事業会計決算書

1 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			合 計
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	
第1款 公 共 下 水 道 事 業 収 益	16,031,846,000	0	0	16,031,846,000
第1項 公 共 下 水 道 営 業 収 益	11,277,234,000	0	0	11,277,234,000
第2項 公 共 下 水 道 営 業 外 収 益	4,754,612,000	0	0	4,754,612,000
第3項 公 共 下 水 道 特 別 利 益	0	0	0	0
第2款 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益	30,416,000	0	0	30,416,000
第1項 農 業 集 落 排 水 営 業 収 益	3,120,000	0	0	3,120,000
第2項 農 業 集 落 排 水 営 業 外 収 益	27,296,000	0	0	27,296,000
第3項 農 業 集 落 排 水 特 別 利 益	0	0	0	0
第3款 市設置高度処理型浄化槽事業収益	161,210,000	0	0	161,210,000
第1項 市設置高度処理型浄化槽営業収益	31,590,000	0	0	31,590,000
第2項 市設置高度処理型浄化槽営業外収益	129,620,000	0	0	129,620,000
収 入 合 計	16,223,472,000	0	0	16,223,472,000

下水道事業決算報告書

(単位：円)

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
16,146,529,826	114,683,826	(うち消費税及び地方消費税相当額 702,615,978円)
11,197,557,594	△ 79,676,406	
4,903,072,013	148,460,013	
45,900,219	45,900,219	
36,445,365	6,029,365	(うち消費税及び地方消費税相当額 218,520円)
2,950,057	△ 169,943	
26,935,015	△ 360,985	
6,560,293	6,560,293	
143,378,261	△ 17,831,739	(うち消費税及び地方消費税相当額 2,505,678円)
33,826,738	2,236,738	
109,551,523	△ 20,068,477	
16,326,353,452	102,881,452	

支 出

区 分	予 算					小 計
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	
第1款 公 共 下 水 道 用 事 業 費	15,263,241,000	1,313,000	0	0	0	15,264,554,000
第1項 公 共 下 水 道 用 公 営 業 費	13,020,196,000	0	0	0	0	13,020,196,000
第2項 公 共 下 水 道 用 公 営 業 外 費	2,213,045,000	0	0	0	0	2,213,045,000
第3項 公 共 下 水 道 費 公 予 備	30,000,000	0	0	0	0	30,000,000
第4項 公 共 下 水 道 損 特 別 損	0	1,313,000	0	0	0	1,313,000
第2款 農 業 集 落 排 水 用 事 業 費	45,956,000	0	0	0	0	45,956,000
第1項 農 業 集 落 排 水 用 農 営 業 費	44,368,000	0	0	0	0	44,368,000
第2項 農 業 集 落 排 水 用 農 営 業 外 費	1,588,000	0	0	0	0	1,588,000
第3款 市設置高度処理型 浄化槽事業費用	300,591,000	0	0	0	0	300,591,000
第1項 市設置高度処理型 浄化槽営業費用	293,064,000	0	0	0	0	293,064,000
第2項 市設置高度処理型 浄化槽営業外費用	7,527,000	0	0	0	0	7,527,000
支 出 合 計	15,609,788,000	1,313,000	0	0	0	15,611,101,000

(単位：円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
0	15,264,554,000	14,433,913,045	0	830,640,955	(うち消費税及び地方消費税相当額 249,212,680円)
0	13,020,196,000	12,434,959,115	0	585,236,885	
0	2,213,045,000	1,997,641,630	0	215,403,370	
0	30,000,000	0	0	30,000,000	
0	1,313,000	1,312,300	0	700	
0	45,956,000	41,234,077	0	4,721,923	(うち消費税及び地方消費税相当額 1,090,749円)
0	44,368,000	39,744,703	0	4,623,297	
0	1,588,000	1,489,374	0	98,626	
0	300,591,000	243,490,488	0	57,100,512	(うち消費税及び地方消費税相当額 8,178,431円)
0	293,064,000	241,038,191	0	52,025,809	
0	7,527,000	2,452,297	0	5,074,703	
0	15,611,101,000	14,718,637,610	0	892,463,390	

2 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に関わる財源充当額
第1款 公共下水道収入	9,817,398,000	241,725,000	10,059,123,000	2,090,034,000	478,800,000
第1項 公共下水道債	7,344,200,000	405,100,000	7,749,300,000	1,558,500,000	263,800,000
第2項 公共下水道金	263,233,000	0	263,233,000	0	0
第3項 公共下水道金	27,438,000	0	27,438,000	0	0
第4項 公共下水道金	19,385,000	0	19,385,000	0	0
第5項 公共下水道金	1,811,605,000	△ 163,375,000	1,648,230,000	531,534,000	215,000,000
第6項 公共下水道金	342,537,000	0	342,537,000	0	0
第7項 公共下水道その他資本的収入	9,000,000	0	9,000,000	0	0
第8項 公共下水道固定資産売却代	0	0	0	0	0
第2款 農業集落排水収入	24,650,000	0	24,650,000	0	0
第1項 農業集落排水債	24,500,000	0	24,500,000	0	0
第2項 農業集落排水金	150,000	0	150,000	0	0
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的収入	909,168,000	0	909,168,000	9,400,000	0
第1項 市設置高度処理型浄化槽企業債	507,000,000	0	507,000,000	9,400,000	0
第2項 市設置高度処理型浄化槽分担金	15,456,000	0	15,456,000	0	0
第3項 市設置高度処理型浄化槽国庫補助金	136,146,000	0	136,146,000	0	0
第4項 市設置高度処理型浄化槽県補助金	250,566,000	0	250,566,000	0	0
収入合計	10,751,216,000	241,725,000	10,992,941,000	2,099,434,000	478,800,000

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
12,627,957,000	6,023,880,289	△ 6,604,076,711	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
9,571,600,000	4,563,000,000	△ 5,008,600,000	翌年度繰越額に係る財源 939,600,000円
263,233,000	270,583,000	7,350,000	
27,438,000	14,868,000	△ 12,570,000	
19,385,000	21,181,700	1,796,700	
2,394,764,000	644,234,000	△ 1,750,530,000	翌年度繰越額に係る財源 88,400,000円
342,537,000	485,924,000	143,387,000	翌年度繰越額に係る財源 49,883,000円
9,000,000	21,814,645	12,814,645	
0	2,274,944	2,274,944	
24,650,000	22,700,000	△ 1,950,000	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
24,500,000	22,700,000	△ 1,800,000	
150,000	0	△ 150,000	
918,568,000	558,033,200	△ 360,534,800	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
516,400,000	199,600,000	△ 316,800,000	翌年度繰越額に係る財源 900,000円
15,456,000	15,524,200	68,200	
136,146,000	94,041,000	△ 42,105,000	
250,566,000	248,868,000	△ 1,698,000	翌年度繰越額に係る財源 24,000,000円
13,571,175,000	6,604,613,489	△ 6,966,561,511	

支 出

区 分	予 算					地方公営企業法第26条の規定による繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用 増減額	小 計	
第1款 公 共 下 水 道 出 資 本 的 支 出	16,369,560,000	241,725,000	0	0	16,611,285,000	2,407,205,800
第1項 公 共 下 水 道 費 建 設 改 良	8,818,220,000	241,725,000	0	0	9,059,945,000	2,407,205,800
第2項 公 共 下 水 道 費 固 定 資 産 購 入	363,596,000	0	0	0	363,596,000	0
第3項 公 共 下 水 道 金 企 業 債 償 還	7,187,744,000	0	0	0	7,187,744,000	0
第2款 農 業 集 落 排 水 出 資 本 的 支 出	33,869,000	0	0	0	33,869,000	0
第1項 農 業 集 落 排 水 費 建 設 改 良	24,832,000	0	0	0	24,832,000	0
第2項 農 業 集 落 排 水 金 企 業 債 償 還	9,037,000	0	0	0	9,037,000	0
第3款 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 資 本 的 支 出	911,307,000	0	0	0	911,307,000	9,520,000
第1項 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 建 設 改 良 費	909,551,000	0	0	0	909,551,000	9,520,000
第2項 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 企 業 債 償 還 金	1,756,000	0	0	0	1,756,000	0
支 出 合 計	17,314,736,000	241,725,000	0	0	17,556,461,000	2,416,725,800

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額)1,102,783,000円及び前年度支出の財源に充当した前方消費税資本的収支調整額262,615,071円、繰越工事資金243,764,000円、当年度分損益勘定留保資金5,989,108,395円392,961,478円をもって措置する。

(単位：円)

額		決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
継続費 通次繰越額	合計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		
478,800,000	19,497,290,800	11,975,728,793	3,205,690,000	3,163,800,000	6,369,490,000	1,152,072,007	(うち消費税及 び地方消費税相 当額333,504,982 円)
478,800,000	11,945,950,800	4,509,533,094	3,205,690,000	3,163,800,000	6,369,490,000	1,066,927,706	
0	363,596,000	278,451,786	0	0	0	85,144,214	
0	7,187,744,000	7,187,743,913	0	0	0	87	
0	33,869,000	31,939,033	0	0	0	1,929,967	(うち消費税及 び地方消費税相 当額1,696,480 円)
0	24,832,000	22,902,480	0	0	0	1,929,520	
0	9,037,000	9,036,553	0	0	0	447	
0	920,827,000	592,211,607	91,950,000	0	91,950,000	236,665,393	(うち消費税及 び地方消費税相 当額41,965,868 円)
0	919,071,000	590,456,007	91,950,000	0	91,950,000	236,664,993	
0	1,756,000	1,755,600	0	0	0	400	
478,800,000	20,451,986,800	12,599,879,433	3,297,640,000	3,163,800,000	6,461,440,000	1,390,667,367	

年度同意済企業債150,300,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額7,248,348,944円は、当年度分消費税及び地
円で補てんした。なお不足する額752,861,478円は、当年度同意済企業債359,900,000円及び当年度未処分利益剰余金

平成30年度相模原市下水道事業損益計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1)	下水道使用料	8,820,212,572	
(2)	他会計負担金	1,706,551,000	
(3)	その他営業収益	2,448,600	10,529,212,172
<hr/>			
2 営業費用			
(1)	管渠費	393,063,310	
(2)	ポンプ場費	250,436,241	
(3)	処理場費	10,400,732	
(4)	浄化槽費	107,350,835	
(5)	流域下水道管理費	2,426,390,743	
(6)	普及指導費	1,243,335	
(7)	業務費	429,507,991	
(8)	総係費	525,090,248	
(9)	減価償却費	8,303,049,929	
(10)	資産減耗費	10,806,785	12,457,340,149
<hr/>			
	営業利益		△ 1,928,127,977
3 営業外収益			
(1)	他会計負担金	2,723,224,000	
(2)	県補助金	486,000	
(3)	長期前受金戻入	2,296,414,839	
(4)	雑収益	20,189,092	5,040,313,931
<hr/>			
4 営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	1,777,031,001	
(2)	雑支出	41,055,939	1,818,086,940
<hr/>			
	経常利益		3,222,226,991
<hr/>			
			1,294,099,014
5 特別利益			
(1)	過年度損益修正益	22,668,277	
(2)	過年度長期前受金戻入	29,645,780	52,314,057
<hr/>			
6 特別損失			
(1)	固定資産売却損	1,312,300	1,312,300
<hr/>			
	当年度純利益		51,001,757
	当年度純利益		1,345,100,771
	前年度繰越利益剰余金		2,264,245,015
	その他未処分利益剰余金変動額		244,665,421
	当年度未処分利益剰余金		3,854,011,207
<hr/>			

平成30年度相模原市

(平成30年4月1日から平

	資本金	剰	
		資本剰	
		受贈財産評価額	補助金
前年度末残高	98,467,723,339	528,947,936	0
前年度処分額	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
処分後残高	98,467,723,339	528,947,936	0
当年度変動額	2,274,944	6,467,041	0
資本剰余金の受入	0	10,054,285	0
資本金への組入	2,274,944	△ 2,274,944	0
企業債の償還	0	0	0
当年度純利益	0	0	0
利益剰余金への振替	0	△ 1,312,300	0
当年度末残高	98,469,998,283	535,414,977	0

平成30年度相模原市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	98,469,998,283	535,414,977	3,854,011,207
議会の議決による処分額	243,353,121	0	△ 636,314,599
減債積立金の積立	0	0	△ 392,961,478
資本金への組入	243,353,121	0	△ 243,353,121
処分後残高	98,713,351,404	535,414,977	(繰越利益剰余金) 3,217,696,608

下水道事業剰余金計算書

成31年3月31日まで

(単位：円)

余 金				資本合計
余 金	利 益 剰 余 金			
資本剰余金合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
528,947,936	0	2,507,598,136	2,507,598,136	101,504,269,411
0	243,353,121	△ 243,353,121	0	0
0	243,353,121	△ 243,353,121	0	0
0	243,353,121	△ 243,353,121	0	0
0	0	0	0	0
528,947,936	243,353,121	(繰越利益剰余金) 2,264,245,015	2,507,598,136	101,504,269,411
6,467,041	△ 243,353,121	1,589,766,192	1,346,413,071	1,355,155,056
10,054,285	0	0	0	10,054,285
△ 2,274,944	0	0	0	0
0	△ 243,353,121	243,353,121	0	0
0	0	1,345,100,771	1,345,100,771	1,345,100,771
△ 1,312,300	0	1,312,300	1,312,300	0
535,414,977	0	(当年度未処分利益剰余金) 3,854,011,207	3,854,011,207	102,859,424,467

平成30年度相模原市下水道事業貸借対照表
(平成31年3月31日)

資 産 の 部

				(単位：円)
1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		11,431,412,037	
	ロ 建物	927,518,975		
	減価償却累計額	<u>△ 160,307,373</u>	767,211,602	
	ハ 構築物	259,655,340,554		
	減価償却累計額	<u>△ 44,200,192,594</u>	215,455,147,960	
	ニ 機械及び装置	3,237,268,960		
	減価償却累計額	<u>△ 1,168,708,025</u>	2,068,560,935	
	ホ 車両運搬具	66,500		
	減価償却累計額	<u>△ 63,175</u>	3,325	
	ヘ 工具、器具及び備品	8,402,899		
	減価償却累計額	<u>△ 2,912,202</u>	5,490,697	
	ト リース資産	35,337,000		
	減価償却累計額	<u>△ 8,649,632</u>	26,687,368	
	チ 建設仮勘定		180,063,049	
	有形固定資産合計		<u>229,934,576,973</u>	
(2)	無形固定資産			
	イ 施設利用権		14,846,184,080	
	ロ ソフトウェア		11,515,093	
	無形固定資産合計		<u>14,857,699,173</u>	
(3)	投資その他の資産			
	イ 出資金		13,690,000	
	ロ 預託金		8,220	
	投資その他の資産合計		<u>13,698,220</u>	
	固定資産合計		<u>244,805,974,366</u>	
2	流動資産			
(1)	現金預金		1,936,761,662	
(2)	未収金		2,216,431,845	
	貸倒引当金	<u>△ 31,855,036</u>	2,184,576,809	
(3)	前払金		1,862,763,624	
(4)	仮払金		1,030,000	
	流動資産合計		<u>5,985,132,095</u>	
	資 産 合 計		<u>250,791,106,461</u>	

負債の部

(単位：円)

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	75,911,720,200		
	企業債合計		75,911,720,200	
(2)	リース債務		21,189,565	
	固定負債合計			75,932,909,765
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	7,208,964,128		
	企業債合計		7,208,964,128	
(2)	リース債務		7,632,792	
(3)	未払金		2,473,137,538	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	50,908,000		
	引当金合計		50,908,000	
(5)	預り金		15,710,788	
	流動負債合計			9,756,353,246
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
	イ 受贈財産評価額	15,287,652,746		
	収益化累計額	△ 2,801,497,842	12,486,154,904	
	ロ 国庫補助金	41,018,333,359		
	収益化累計額	△ 6,327,646,505	34,690,686,854	
	ハ 県補助金	9,999,536,405		
	収益化累計額	△ 1,339,384,982	8,660,151,423	
	ニ 他会計負担金	11,528,520,906		
	収益化累計額	△ 11,503,116,898	25,404,008	
	ホ 受益者負担金等	7,678,042,192		
	収益化累計額	△ 1,322,812,364	6,355,229,828	
	ヘ その他	33,296,830		
	収益化累計額	△ 8,504,864	24,791,966	
	繰延収益合計			62,242,418,983
	負債合計			147,931,681,994

資 本 の 部

(単位：円)

6	資本金			98,469,998,283
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	535,414,977		
	資本剰余金合計	<u>535,414,977</u>	535,414,977	
(2)	利益剰余金			
	イ 当年度未処分利益剰余金	3,854,011,207		
	利益剰余金合計	<u>3,854,011,207</u>	3,854,011,207	
	剰余金合計			<u>4,389,426,184</u>
	資 本 合 計			<u>102,859,424,467</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>250,791,106,461</u>

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 28～50年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

施設利用権 50年

ソフトウェア 5年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式としている。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、36,240,618千円である。

(2) 建設仮勘定の整理方法

建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定をもって整理する。

3 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) リース資産に係る経過措置

リース取引開始日が平成25年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,664千円
1年超	3,963千円
計	5,627千円

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び市設置高度処理型浄化槽事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

ア 各報告セグメントの事業内容

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理
市設置高度処理型浄化槽事業	高度処理型浄化槽の整備、し尿・生活雑排水等の処理

イ 各報告セグメントの財務情報

(単位：円)

	公共下水道事業	農業集落排水事業	市設置高度処理型 浄化槽事業	合 計
営業収益	10,495,159,575	2,731,537	31,321,060	10,529,212,172
営業費用	12,185,826,435	38,653,954	232,859,760	12,457,340,149
営業損益	△ 1,690,666,860	△ 35,922,417	△ 201,538,700	△ 1,928,127,977
経常損益	1,399,015,264	△ 10,476,776	△ 94,439,474	1,294,099,014
セグメント資産	246,561,696,369	616,053,579	3,613,356,513	250,791,106,461
セグメント負債	143,937,865,848	599,653,236	3,394,162,910	147,931,681,994
その他の項目				
他会計繰入金	4,660,737,000	8,049,000	31,214,000	4,700,000,000
減価償却費	8,171,006,891	24,947,801	107,095,237	8,303,049,929
特別利益	45,753,764	6,560,293	0	52,314,057
特別損失	1,312,300	0	0	1,312,300
固定資産の増加	△ 2,777,766,756	△ 3,754,308	441,431,902	△ 2,340,089,162

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
 相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 6 号の表 1 の項中「 7 の項」を「 9 の項」に改め、同表 3 の項中「建築物エネルギー消費性能向上計画」の次に「(法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。)」を加え、「から 6 の項まで」を「及び 6 の項」に、「 5 の項」を「 6 の項」に改め、同表中 7 の項を 9 の項とし、同表 6 の項中「 5 の項の(1)又は」を「 6 の項の(1)若しくは」に改め、「(2)」の次に「又は 7 の項」を、「当該建築物」の次に「(他の建築物を除く。)」を加え、「 3 の項の(1)又は」を「 6 の項の(1)若しくは」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表 5 の項中「の変更」の次に「(法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものの変更又は当該計画に同項各号に掲げる事項が記載されることとなる変更を除く。)」を加え、同項を同表 6 の項とし、同項の次に次のように加える。

7	法第 3 1 条 第 1 項	認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載さ	1 件	次に掲げる建築物の区分に応じて定める金額のうち、当該変更申請に係る建築物(既に計画の認定を受けた建築物(当該計画に記載されている他の建築物を含む。以下この項において同じ。)であって、変更しないもの、その変更が軽微であるもの及び当該計画に記載しないこととなるものを除く。)に係る金額を合算した金額 (1)既に計画の認定を受けた建築物
---	-------------------	---	-----	--

		れているものの変更又は当該計画に同項各号に掲げる事項が記載されることとなる変更に限る。)の申請に対する審査		6の項の(1)及び(2)により算定した金額(この場合において、同項の(2)中「建築物(一戸建ての住宅を除く。)」とあるのは、「建築物(当該計画に記載されている他の建築物を含み、一戸建ての住宅を除く。)」と読み替えるものとする。) (2)新たに計画に記載されることとなる他の建築物 3の項の(1)及び(2)により算定した金額
--	--	---	--	--

別表第4第6号の表4の項中「又は」を「若しくは」に改め、「(2)」の次に「又は4の項」を、「当該建築物」の次に「(他の建築物を除く。)」を加え、「1の項の(1)」を「3の項の(1)」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4	法第29条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画(法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。)の認定の申請に対する審査	1件	3の項の(1)及び(2)により算定した金額に、他の建築物(法第29条第3項の他の建築物をいう。以下この号において同じ。)について3の項の(1)及び(2)により算定した金額を加算した金額
---	----------	--	----	--

別表第4第7号の表2の項中「別表第4第6号の表5の項の(1)又は」を「別表第4第6号の表6の項の(1)若しくは」に改め、「(2)」の次に「又は7の項」を、「金額」の次に「(この場合において、同項中「変更しないもの、その変更が軽微であるもの」とあるのは、「変更しないもの」と読み替えるものとする。)」を加

える。

別表第5第1号の表2の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日から施行する。

提案の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の改正に伴う他の建築物のエネルギー消費性能の向上にも資する機器を設置する場合の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定の追加、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和元年政令第12号)による地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の改正に伴う危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 8 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 3 号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第 4 関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「計画」という。)に、当該計画の認定の申請に係る建築物(以下「申請建築物」という。)以外の他の建築物に係る事項を記載し、他の建築物のエネルギー消費性能の向上にも資する機器を設置する場合の計画の認定等の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

ア 計画の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	単位	金額
他の建築物に係る事項が記載されている計画の認定の申請に対する審査	1 件	申請建築物及び他の建築物について、それぞれの建築物に係る計画の認定の申請に対する審査の事務の手数料の金額(別表第 4 第 6 号の表 3 の項により算定した金額)を合算した金額

- イ 計画の認定と併せ、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の申請に対する審査の事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	単位	金額
他の建築物に係る事項が記載されている計画の認定と併せ、当該計画(他の建築物に係る部分を除く。)が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の申請に対する審査	1 件	1 (1)アにより算定した金額に申請建築物に関する建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)に基づく確認の申請等に対する審査の事務の手数料の金額(別表第 4 第 1 号の表 4 0 の項により得た金額(建築設備を含む場合にあっては、その区分に応じて同表 4 8 の項により得た金額を加算した金額))を加算した金額

- ウ 計画の変更の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	単位	金額
他の建築物に係る事項が記載されている計画の変更の認定の申請に対する審査	1件	申請建築物及び他の建築物について、それぞれの建築物に係る計画の変更の認定の申請に対する審査の事務の手数料の金額(別表第4第6号の表3の項又は6の項により算定した金額)を合算した金額

エ 計画の変更の認定と併せ、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の申請に対する審査の事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	単位	金額
他の建築物に係る事項が記載されている計画の変更の認定と併せ、当該計画(他の建築物に係る部分を除く。)が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の申請に対する審査	1件	1(1)ウにより算定した金額に当該建築物(他の建築物を除く。)に関する建築基準法に基づく確認の申請等に対する審査の事務の手数料の金額(別表第4第1号の表40の項により得た金額(建築設備を含む場合にあっては、その区分に応じて同表48の項により得た金額を加算した金額))を加算した金額

オ 計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	単位	金額
他の建築物に係る事項が記載されている計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	1件	1(1)ウにより算定した金額

(2) 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第5関係)

危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を改定するもの

区分		現行	改定後
浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付 特定屋外タンク 貯蔵所であっ て、危険物の貯 蔵最大数量が右 に掲げる区分ご とであるもの	10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,580,000 円	1,590,000 円
	50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,940,000 円	1,950,000 円
	100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	2,260,000 円	2,270,000 円

2 施行期日

令和元年10月1日。ただし、1(1)に係る規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日

相模原市市税条例等の一部を改正する条例について
相模原市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市税条例等の一部を改正する条例
(相模原市市税条例の一部改正)

第 1 条 相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 4 第 3 項第 1 号中「第 5 条の 3 第 2 項第 2 号」を「前条第 2 項第 2 号」に改める。

第 3 8 条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第 4 条中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 6 条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日」に、「平成 3 0 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日」に、「平成 3 1 年度分」を「令和 3 年度分」に、「第 2 項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第 2 項とする。

第 2 号ア(イ)	3 , 9 0 0 円	1 , 0 0 0 円
第 2 号ア(ウ)	6 , 9 0 0 円	1 , 8 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	2 , 7 0 0 円
	3 , 8 0 0 円	1 , 0 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	1 , 3 0 0 円

附則第 6 条第 6 項中「三輪以上の軽自動車」を「法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に

規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「第3項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第6条第7項中「三輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「第4項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第6条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車 が令和

4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(相模原市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 相模原市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年相模原市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中相模原市市税条例附則第5条の次に3条を加える改正規定を次のように改める。

附則第5条の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第5条の2 市長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車(次条の自動車を除く。)に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第5条の3 当分の間、第30条の2の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割に係る法第445条第2項に規定する条例で定める軽自動車等は、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車(日本赤十字社が所有するものに限る。)に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第5条の5 市長は、当分の間、第30条の3第1項の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を減免する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同

項第2号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、附則第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第6条に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定 令和3年4月1日

(2) 第1条中第5条の4、第38条、附則第4条及び第9条の改正規定並びに第2条の規定 公布の日

(軽自動車税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市市税条例(以下「新条例」という。)附則第6条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条第5項の規定は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴う軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 9 号関係資料

相模原市市税条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市市税条例の一部改正(第 1 条関係)

ア 軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正(附則第 6 条関係)

平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車であって、一定の環境性能を有するものに係る軽自動車税の種別割について、車両番号の指定を受けた年度の翌年度分に限り、その環境性能に応じて税率を軽減するもの(現行の軽自動車税に係る特例措置について、種別割に係る特例措置として 2 年間延長)

(ア) 軽乗用車

区分	税率	対象となる軽乗用車の特例税率		
		電気自動車等	令和 2 年度燃費基準 + 30% 等達成車	令和 2 年度燃費基準 + 10% 等達成車
三輪のもの	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上のもの	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円

(イ) 軽貨物車

区分	税率	対象となる軽貨物車の特例税率		
		電気自動車等	平成 27 年度燃費基準 + 35% 等達成車	平成 27 年度燃費基準 + 15% 等達成車
三輪のもの	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上のもの	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

イ 軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正(附則第 6 条関係)

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の電気自動車等(自家用のものに限る。)に係る軽自動車税の種別割について、車両番号の指定を受けた年度の翌年度分に限り、税率を軽減するもの

区分		税率	特例税率
電気自動車等	三輪の軽自動車	3,900円	1,000円
	四輪以上の軽乗用車	10,800円	2,700円
	四輪以上の軽貨物車	5,000円	1,300円

(2) 相模原市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正(第2条関係)

本市に主たる定置場所在の三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割の賦課徴収について、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うこととする規定を追加するもの(附則第5条の4関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和元年10月1日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該ア及びイに定める日

ア 1(1)イ及び(2)イに係る規定 令和3年4月1日

イ 1(2)に係る規定 公布の日

(2) 経過措置

ア 1(1)アに係る規定は、令和2年度分以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(1)イに係る規定は、令和4年度分以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとするもの

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例について
相模原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例
相模原市印鑑条例(昭和56年相模原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に、「又は氏名」を「又は氏(住民票に旧氏が記録されている場合にあつては当該旧氏を含む。)及び名」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第4号中「住民票」の次に「に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、住民票」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第13条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に、「前条の」を「前条第1項の規定による」に改め、同項第5号中「、名」の次に「、旧氏」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提案の理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)による住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の改正を踏まえ、登録印鑑の制限及び印鑑の登録に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 2 0 号関係資料

相模原市印鑑条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 登録印鑑の制限に係る規定の改正(第 4 条関係)

氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。)が記録されている場合にあっては、当該旧氏を用いて表している印鑑についても登録を受けることができることとするもの

(2) 印鑑の登録に係る規定の改正(第 6 条関係)

印鑑の登録を受けようとする者の旧氏が住民票に記録されている場合にあっては、氏名及び当該旧氏を印鑑登録票に登録しなければならないこととするもの

2 施行期日

令和元年 1 1 月 5 日

相模原市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例について
相模原市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
相模原市障害者扶養共済制度条例(平成 2 1 年相模原市条例第 6 0 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項各号列記以外の部分及び第 8 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 1 2 条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 1 3 条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 1 7 条第 5 項中「「第 1 7 条第 1 項ただし書」を「、「第 1 7 条第 1 項ただし書」に改める。

第 1 8 条第 4 項中「「第 1 8 条第 1 項ただし書、同条第 2 項」を「、「第 1 8 条第 1 項ただし書並びに同条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 3 7 号)の施行を踏まえた成年被後見人、被保佐人又は被補助人であることを欠格要件としている年金管理者に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例について
相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条 第 1 0 条)

第 2 章 緑地の保全等(第 1 1 条 第 1 6 条)

第 3 章 ホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全(第 1 7 条 第 2 6 条)

第 4 章 活動支援及び普及啓発等(第 2 7 条・第 2 8 条)

第 5 章 雑則(第 2 9 条 第 3 3 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市域における生物多様性に配慮した緑化の推進並びに緑地、市域特有のホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全、再生及び活用(以下「保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、協働によるその保全等を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、良好な自然環境の形成及び緑地、水辺環境、里地里山等の有する機能の保全等を図り、もって安らぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内で事業を営むものをいう。

- (2) 土地所有者等 市内の土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (3) 生物多様性 生物多様性基本法(平成 2 0 年法律第 5 8 号)第 2 条第 1 項に規定する生物の多様性をいう。
- (4) 持続可能な利用 生物多様性基本法第 2 条第 2 項に規定する持続可能な利用をいう。
- (5) 緑地 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって自然環境を形成しているものをいう。
- (6) 緑化施設 樹木、地被植物等の植栽、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流又は池及びこれらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等をいう。
- (7) ホタル舞う水辺環境 ゲンジボタル又はヘイケボタル(以下「ホタル」という。)が生息し、又は生息していた池沼、河川、湖等の水面を含むこれらの周辺地域と一体となって、良好な緑地を形成し、又は形成していた土地の区域をいう。
- (8) 里地里山 現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林(その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。)その他これらに類する土地(以下「農林地等」という。)の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇又は教育的な活動の場の提供等の機能を有するものをいう。
- (9) 保全団体 市内の緑地、緑化施設、ホタル舞う水辺環境若しくは里地里山等(以下「みどり」という。)の保全等又は生物多様性の保全及び持続可能な利用(以下「生物多様性の保全利用」という。)を推進することを目的とした活動を非営利で行う団体その他これに類するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 市、市民等及び土地所有者等は、本市の恵み豊かな自然と多様な都市機能が共生する特徴を念頭に置き、次に掲げる理念を共有して取組を推進するものとする。

- (1) みどりは、良好な自然環境を形成するための重要な基盤であり、生活環境

に安らぎと潤いを与えるとともに、生物の貴重な生息又は生育の場であることから、将来の世代へ継承すべきものとして保全等を行うこと。

(2) 生物多様性の保全利用を推進することにより、人と自然が共生するまちづくりに努めること。

(3) 自然環境と多様な都市機能の調和を図り、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用を推進するため、多様な主体が相互に連携し、及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用のための基本的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用に関する市民等及び土地所有者等の意識の普及啓発に努めるとともに、市民等、土地所有者等及び保全団体が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用の推進に当たっては、関係機関及び関係団体と相互に連携するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市、土地所有者等、保全団体等が実施する取組に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、その所有し、占有し、又は管理するみどりの保全等及び生物多様性の保全利用に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市、市民等、保全団体等が実施する取組に協力するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、市域におけるみどりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ相模原市水とみどりの審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民等、土地所有者等及び保全団体の意見を聴くために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(生物多様性地域戦略の策定)

第8条 市長は、市域における生物多様性の保全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性基本法第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略を策定するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の生物多様性地域戦略の策定及び変更について準用する。

(諸制度の活用)

第9条 市長は、生物多様性基本法、都市緑地法、都市計画法(昭和43年法律第100号)、景観法(平成16年法律第110号)その他の関係法令の規定に基づくみどりの保全等及び生物多様性の保全利用に資する諸制度を活用するよう努めなければならない。

(生物多様性の保全利用)

第10条 市長は、生物多様性の保全利用を計画的に実施するため、次に掲げる施策の推進に努めなければならない。

(1) 生物多様性についての理解の促進

(2) 多様な野生生物の生息又は生育が可能な環境の保全及び再生

(3) 市域に生息し、又は生育する希少な野生生物の保護及び特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物をいう。)の防除

(4) 人為的に移動させた生物の野外への放出及び人の管理が及ばない状態での植栽又は播種による生態系への影響の防止

第2章 緑地の保全等

(管理緑地等の保全等)

第11条 市長は、市が管理する緑地及び緑化施設(以下「管理緑地等」という。)の態様に応じて、総合的かつ計画的にその適切な保全等に努めなければならない。

2 市長は、管理緑地等の適切な保全等に当たっては、市民等、土地所有者等及び

保全団体と協働するよう努めなければならない。

- 3 市長は、都市緑地法第17条第1項の規定によるもののほか、緑地の保全上必要であると認められる土地の取得に努めなければならない。
- 4 市長は、都市緑地法第55条第1項若しくは第2項の規定により市民緑地契約を締結した土地又は次条第1項若しくは第3項の規定により指定した保存樹林のうち、市民等の利用に供することにより活用を図り、良好な自然環境を確保する必要があると認める区域であって、規則で定める基準に該当するものを、ふれあいの森として指定することができる。
- 5 市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、ふれあいの森の指定を変更し、又は解除することができる。

(保存樹林等の指定)

第12条 市長は、都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域内の樹林又は樹木について、人と自然が共生するまちづくりに必要があると認める場合で、規則で定める基準に該当するときは、当該樹林又は樹木を保存樹林又は保存樹木(以下「保存樹林等」という。)として指定することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、その所有する樹林又は樹木について、保存樹林等としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請することができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合で、第1項の規則で定める基準に該当するときは、当該樹林又は樹木を保存樹林等として指定することができる。
- 4 市長は、第1項又は前項の規定により保存樹林等を指定しようとするときは、あらかじめ当該樹林又は樹木の所有者と管理に関する協定書を締結するものとする。
- 5 市長は、保存樹林等を指定した場合は、指定を証する書類を当該保存樹林等の所有者に交付するとともに、当該所有者の承諾を得て、保存樹林等に指定した旨を表示する標識を設置するものとする。
- 6 前各項の規定は、保存樹林等の指定の変更について準用する。

(保存樹林等の指定の解除)

第13条 市長は、保存樹林等の滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、速やかにその指定を解除するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、公益上の理由その他特別の理由があるとき

は、保存樹林等の指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により保存樹林等の指定を解除したときは、当該指定を解除した保存樹林等の所有者にその旨を通知するものとする。

(保存樹林等に関する支援)

第14条 市長は、保存樹林等の保全に関し必要があると認めるときは、その所有者に対し、その維持管理に当たって必要な規則で定める支援を行うものとする。

(緑化の推進)

第15条 市長は、市が所有し、占有し、又は管理する庁舎、公園、道路、学校その他の公共施設について、緑化の推進に努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する市内の土地又は建物その他の工作物における緑化の推進に努めるものとする。

3 市民等及び土地所有者等は、市内の土地又は建物その他の工作物における緑化の推進に関する活動への参加に努めるものとする。

4 市長は、土地所有者等が所有し、占有し、又は管理する市内の土地又は建物その他の工作物の緑化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(管理緑地等の利用の禁止又は制限)

第16条 市長は、都市緑地法、都市公園法(昭和31年法律第79号)及び相模原市都市公園条例(昭和45年相模原市条例第11号)に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、管理緑地等を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、管理緑地等の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 管理緑地等の保全上必要と認められるとき。

(2) 特定の個人による独占的又は占用的な利用であると認められるとき。

(3) 管理緑地等の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められるとき。

(4) 管理緑地等に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第3章 ホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全

(保全等活動認定団体の認定)

第17条 保全団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、ホタル舞う水辺環境、里地里山その他生物多様性の保全利用に寄与す

ると認められる区域の保全等に資する団体(以下「保全等活動認定団体」という。)としての認定を市長に申請することができる。

(1) ホタルの生息環境の保全若しくは再生の活動を主体的に行う団体又は生物多様性の保全利用に寄与すると認められる区域の保全等に資する活動を主体的に行う団体であって、次のいずれにも該当する団体

ア 市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、構成員に市内に居住する者を含むこと。

イ 営利を目的とせず、かつ、定款又はこれに準ずるものを有すること。

(2) 里地里山の保全等に資する活動を主体的に行う団体であって、次のいずれにも該当する団体

ア 構成員に里地里山の保全等に資する活動の対象となる農林地等の土地所有者等、当該農林地等の周辺地域に居住する者又は市内に居住する者を含むこと。

イ 里地里山の保全等に資する活動に関する知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制その他里地里山の保全等に資する活動を適切に行うために必要な体制が整備されていること。

ウ 営利を目的とせず、かつ、定款又はこれに準ずるものを有すること。

2 市長は、前項の規定により申請をした保全団体の活動が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該保全団体を保全等活動認定団体に認定するものとする。

(1) 次のいずれかの活動を含むこと。

ア 清掃、草刈りその他の当該保全団体が活動する区域の有する機能の保全、持続又は向上を図る活動

イ 生物の生息又は生育の調査、パトロール等の健全な生態系の保全等を図る活動

ウ 自然観察会、学習会その他の啓発活動により、みどりの保全等に関する市民等の意識の醸成を図る活動

(2) 継続的に行われると認められるものであること。

(3) 土地所有者等の権利を不当に制限するものでないこと。

(4) この条例又は関係法令に違反するものでないこと。

3 市長は、前項の規定により保全等活動認定団体として認定をしたときは、当該

認定の申請をした保全団体にその旨を通知するものとする。

4 前3項の規定は、保全等活動認定団体の認定の変更について準用する。

(保全等活動認定団体の活動)

第18条 保全等活動認定団体は、前条第2項第1号の活動その他みどりの保全等及び生物多様性の保全利用に係る活動を行うに当たっては、当該活動に係る土地所有者等の承諾を得なければならない。

(保全等活動認定団体の認定の取消し)

第19条 市長は、保全等活動認定団体が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき、第17条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき又は同条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、その認定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により保全等活動認定団体の認定を取り消したときは、当該認定を取り消した保全等活動認定団体にその旨を通知するものとする。

(里地里山地域の指定等)

第20条 市長は、第17条第1項第2号の団体が、同条第2項の規定により認定を受けた場合であって、当該団体の活動する区域が里地里山の保全等に寄与すると認められるときは、当該区域を里地里山地域に指定するものとする。

第21条 市長は、前条の規定により里地里山地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該指定に係る書類を当該公告の日から起算して2週間、一般の縦覧に供するものとする。

2 市民等、土地所有者等及び利害関係人のうち意見を有する者は、前項の規定による公告があったときは、当該公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、当該里地里山地域の指定に関する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を市長に提出することができる。

3 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、遅滞なく、保全等活動認定団体に当該意見書の写しを送付するものとする。

4 保全等活動認定団体は、前項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見書に対する保全等活動認定団体の見解を記載した書面を作成し、当該意見書の写しの送付を受けた日の翌日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

第22条 市長は、第20条の規定による指定をしたときは、その旨を当該里地里

山地域で活動する保全等活動認定団体に通知するとともに、規則で定める事項を公告するものとする。

2 第20条、前条及び前項の規定は、里地里山地域の指定の変更について準用する。

(里地里山地域の指定の解除)

第23条 市長は、第19条第1項の規定により里地里山地域で活動する保全等活動認定団体の認定を取り消したときは、当該保全等活動認定団体に係る里地里山地域の指定を解除するものとする。

2 市長は、前項の規定により里地里山地域の指定を解除したときは、その旨を公告するとともに、当該里地里山地域で活動する保全等活動認定団体に通知するものとする。

(保全等活動区域の指定)

第24条 保全等活動認定団体は、ホタル舞う水辺環境、里地里山地域その他生物多様性の保全利用に寄与すると認められる区域のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する区域について、規則で定めるところにより、当該保全等活動認定団体がみどりの保全等又は生物多様性の保全利用に係る活動をする区域(以下「保全等活動区域」という。)の指定を市長に申請することができる。

(1) ホタル舞う水辺環境、里地里山地域又は生物多様性の保全利用に寄与すると認められる区域として優れた自然環境を形成し、又は形成していた区域

(2) 保全等活動認定団体及び土地所有者等が主体となって現にみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動が行われ、又は行われようとしている区域

(3) 保全等活動区域の指定の申請について土地所有者(土地又は建物その他の工作物を所有するものをいう。)の同意(国又は地方公共団体が所有し、又は管理する河川、水路、道路等(以下「公共施設等」という。)の土地の区域における当該公共施設等の管理者の承諾を含む。)を得た区域

(4) 公共施設等の事業計画が存する場合に、当該事業計画と当該保全等活動区域の指定の申請をしようとする保全等活動認定団体の活動内容との整合が図られている区域

2 前項の規定により申請をしようとする保全等活動認定団体は、保全等活動区域の指定の申請に当たり、市長に対し必要な助言を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る区域を保全

等活動区域に指定することができる。

4 市長は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定の申請をした保全等活動認定団体及び当該申請に係る土地所有者等に通知するとともに、規則で定める事項を告示し、及び当該保全等活動区域内に保全等活動区域である旨を表示した標識を設置するものとする。

5 前各項の規定は、保全等活動区域の指定の変更について準用する。

(保全等活動区域の指定の解除)

第25条 市長は、保全等活動区域が前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき、第19条第1項の規定により当該保全等活動区域で活動する保全等活動認定団体の認定を取り消したときその他市長が必要と認めるときは、保全等活動区域の指定を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により保全等活動区域の指定を解除したときは、当該保全等活動区域で活動する保全等活動認定団体及び当該保全等活動区域の土地所有者等に通知するとともに、規則で定める事項を告示するものとする。

(保全等活動区域における行為の制限)

第26条 保全等活動区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、土地所有者等が通常行うべき管理行為、日常生活上必要な行為、保全等活動区域の有する機能の保全又は人の生命若しくは身体に係る被害を防止するための行為については、この限りでない。

(1) 保全等活動区域内に生息し、又は生育する生物の持去り、区域外からの生物の持込み、人の管理が及ばない状態での植栽又は播種等による生態系のかく乱

(2) 標識、看板、柵その他保全等活動区域の保全等に係る工作物等を損傷し、又は滅失させる行為その他保全等活動認定団体の活動に支障を及ぼす行為

(3) ホタル及びカワニナその他ホタルの幼虫の餌となる生物(以下「ホタル等」という。)を殺傷し、又は捕獲する行為

(4) 河床及び河岸の掘削、土砂の堆積等のうち、ホタル等の生息の妨げとなる行為

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為をしようとするもので、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。

(1) 研究又は調査を目的とするもの

(2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、就学前

の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又はこれらに準ずる施設における環境に関する学習を目的とするもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 前項の許可を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

4 市長は、第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該保全等活動区域における保全等活動認定団体の意見を聴くものとする。

5 市長は、第2項の許可をしたときは、遅滞なく、当該許可の申請をしたもの、当該申請に係る土地所有者等及び前項の規定により意見を聴いた保全等活動認定団体にその旨を通知するものとする。

第4章 活動支援及び普及啓発等

(保全団体への支援)

第27条 市長は、保全団体が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動(農林地等が保全等の活動の対象であるときは、当該農林地等の土地所有者等の同意を得て行うものに限る。)を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(普及啓発等)

第28条 市長は、市民等及び土地所有者等が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動を促進するほか、活動するために必要な知識の普及に関する施策を実施するよう努めなければならない。

2 市長は、緑地の保全及び緑化の推進並びに保全等活動区域の保全等において中心的な役割を担う団体及び人材の育成に努めるものとする。

3 市長は、市民等、土地所有者等、保全団体及び法人その他の団体とのみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動に係る交流及び連携の促進を図るものとする。

第5章 雑則

(土地への立入り)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にみどりの区域内の土地に立ち入らせ、保全団体の活動状況及び第26条に規定する制限の状況を調査させることができる。

2 市長は、前項に規定する調査の結果に基づき、土地所有者等又は保全団体に対し必要な助言又は指導をすることができる。

3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告又は資料の提出)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保全等活動認定団体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第31条 市長は、第26条第2項の許可を受けずに同条第1項各号に掲げる行為をしたものに対し、その行為を中止し、又は相当の期限を定めて、原状に回復するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第32条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を前条の規定による勧告を受けたものに通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)

(2) 相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(平成21年相模原市条例第26号)

(3) 相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(平成23年相模原市条例第4号)

(相模原市緑化条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前項第1号の規定による廃止前の相模原市緑化条例第4条第1項の規定により指定されている保存樹林又は保存樹木は、第12条第1項の規定により指定された保存樹林等とみなす。

(相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 施行日前にされた第2項第2号の規定による廃止前の相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(以下「旧水辺環境条例」という。)第6条第1項の規定による保全等活動区域の指定の申出及び旧水辺環境条例第8条第1項の規定による保全等活動区域の変更の申出であって、この条例の施行の際、指定をするかどうかの処分がされていないものに係る指定については、なお従前の例による。

- 5 施行日の前日において旧水辺環境条例第7条第1項の規定により指定されている保全等活動区域(前項の規定の適用を受ける保全等活動区域を除く。)及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた申出に係る指定を受けた保全等活動区域は、第24条第3項の規定により指定された保全等活動区域とみなす。

- 6 施行日前にされた旧水辺環境条例第9条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による申請であって、この条例の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

- 7 施行日の前日において旧水辺環境条例第9条第3項の規定により認定されている保全等活動団体(前項の規定の適用を受ける保全等活動団体を除く。)及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた申請に係る認定を受けた保全等活動団体は、第17条第2項の規定により認定された保全等活動認定団体とみなす。

(相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 8 施行日前にされた第2項第3号の規定による廃止前の相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(以下「旧里地里山条例」という。)第7条第1項の規定による申請であって、この条例の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

- 9 施行日の前日において旧里地里山条例第7条第2項の規定により認定されている里地里山活動団体(前項の規定の適用を受ける里地里山活動団体を除く。)及び

前項の規定によりなお従前の例によることとされた申請に係る認定を受けた里地里山活動団体は、第17条第2項の規定により認定された保全等活動認定団体とみなす。

10 施行日の前日において旧里地里山条例第14条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により指定されている里地里山地域は、第20条の規定により指定された里地里山地域とみなす。

提案の理由

良好な自然環境の形成及び緑地、水辺環境、里地里山等の有する機能の保全等を図り、もって安らぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与するため、生物多様性に配慮した緑化の推進並びに緑地、市域特有のホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原
市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 7 条を第 1 8 条とする。

第 1 6 条の前の見出しを削り、同条第 1 項第 1 号中「第 3 条第 1 項」を「第 4 条
第 1 項」に、「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 6 条
第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第
1 項」に、「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第
1 項」に、「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同項第 4 号中「第 3 条第 1 項」を「第
4 条第 1 項」に改め、同条を第 1 7 条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を
付し、第 1 5 条を第 1 6 条とする。

第 1 4 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中
「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、
「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、
「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 3 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に、「第 4 条第 1 項」を
「第 5 条第 1 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中
「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、
「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条を

第14条とする。

第12条第2項中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「第8条」を「第9条」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「適用する」を「適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画区域の外に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第4項中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の建築面積の合計をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)」を「建蔽率」に改め、同条第3項中「相模原市建築許可等取扱規則(昭和46年相模原市規則第26号)第16条第1項の規定に該当する」を「規則で定める」に改め、同条第5項中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の延べ面積の合計をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)」を「容積率」に改め、同条第3項中「には、次に掲げる部分は、算入しないものとする」を「は、法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する」に改め、同項各号を削り、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)の例による。

附則第6項中「第7条」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に改める。

附則第7項中「第13条」を「第14条」に改める。

別表第1中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

別表第2中「第3条 第8条関係」を「第4条 第9条関係」に改め、同表の1の表(1)の部中「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)」を「政令」に改める。

別表第2の2の表(5)の部(ア)の項中「第6条第2項本文」を「第7条第2項本文」に改める。

別表第2の15の表の備考中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改める。

別表第2の17の表(4)の部、別表第2の18の表(4)の部、別表第2の19の表(4)の部、別表第2の22の表(4)の部及び別表第2の25の表(4)の部中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

別表第2の28の表の備考、別表第2の29の表の備考及び別表第2の32の表の備考中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改める。

別表第2の33の表(4)の部及び別表第2の38の表(4)の部中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

地区計画の区域内における建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積について建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定することとするための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 0 号)を次のように改正する。

本則中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「別表第 3 」を「別表第 4 」に改める。

別表第 2 相模原市立青野原小学校の項及び相模原市立青根小学校の項を削る。

別表第 3 相模原市立青野原中学校の項及び相模原市立青根中学校の項を削る。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4

義務教育学校

名 称	位 置
相模原市立青和学園	相模原市緑区青野原 1 2 5 0 番地 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 0 の項中「小中学校結核対策委員会」を「小中学校等結核対策委員会」に改め、同表 2 2 の項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部相模原市立小中学校結核対策委員会の項附属機関の欄中「相模原市立小中学校結核対策委員会」を「相模原市立小中学校等結核対策委員会」に改め、同項設置目的の欄中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(相模原市立学校給食センター条例の一部改正)

- 4 相模原市立学校給食センター条例(昭和45年相模原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(相模原市児童生徒等災害見舞金条例の一部改正)

- 5 相模原市児童生徒等災害見舞金条例(昭和50年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に、「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

(相模原市職員公務災害等見舞金条例の一部改正)

- 6 相模原市職員公務災害等見舞金条例(平成4年相模原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(相模原市立児童クラブ条例の一部改正)

- 7 相模原市立児童クラブ条例(平成11年相模原市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条中「小学校」の次に「又は義務教育学校の」を加える。

(相模原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 8 相模原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成13年相模原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例の一部改正)

- 9 相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例(平成17年相模原市条例第163号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市立学校体育施設使用料条例

第 1 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

「
別表第 2 中
相模原市立鳥屋小学校
相模原市立青野原小学校
相模原市立青根小学校
」を
「
相模原市立鳥屋小学校
」に、
「
相模原市立青野原中学校
相模原市立青根中学校
」を
「
相模原市立青和学園
」に改める。

(相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 0 前項の規定による改正前の相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例の規定により徴収したこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の相模原市立青野原小学校及び相模原市立青野原中学校の学校体育施設の使用に係る使用料は、前項の規定による改正後の相模原市立学校体育施設使用料条例の規定により徴収した施行日以後の相模原市立青和学園の学校体育施設の使用に係る使用料とみなす。

(相模原市いじめの防止等に関する条例の一部改正)

- 1 1 相模原市いじめの防止等に関する条例(平成 2 6 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「市立小中学校」を「市立小中学校等」に、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 5 条(見出しを含む。)、第 9 条(見出しを含む。)、第 1 1 条並びに第 1 5 条第 1 項及び第 2 項中「市立小中学校」を「市立小中学校等」に改める。

第 1 7 条の見出し中「市立小中学校以外」を「市立小中学校等以外」に改め、同条第 1 項中「市立小中学校」を「市立小中学校等」に改める。

(相模原市防災条例の一部改正)

- 1 2 相模原市防災条例(平成26年相模原市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第12条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「市立小中学校」を「市立小中学校等」に改める。

第18条第1項中「市立小中学校」を「市立小中学校等」に改める。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 1 3 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「小中学校」を「小中学校等」に改める。

第9条第1項、第10条第1項及び第3項並びに別表第2備考中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 1 4 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成28年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部改正)

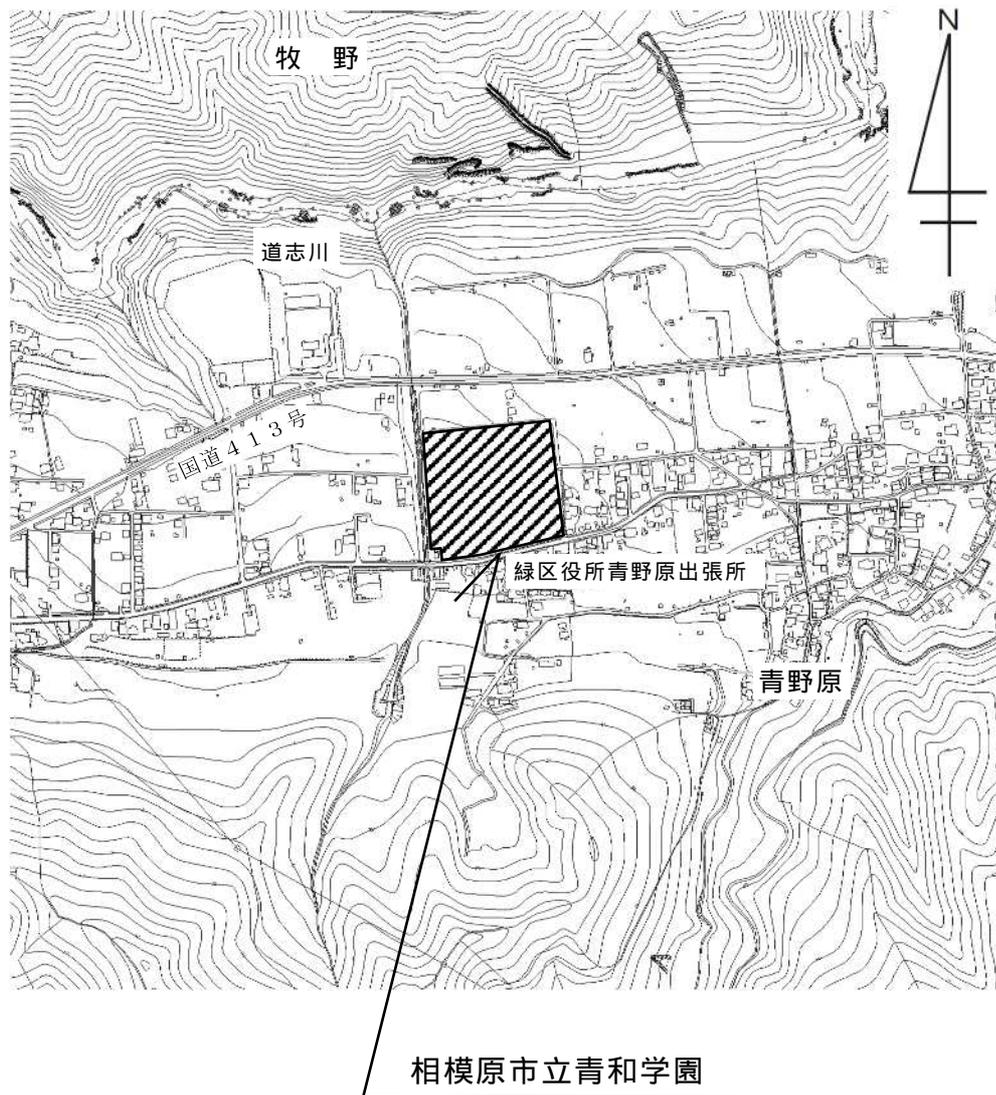
- 1 5 相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例(平成29年相模原市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

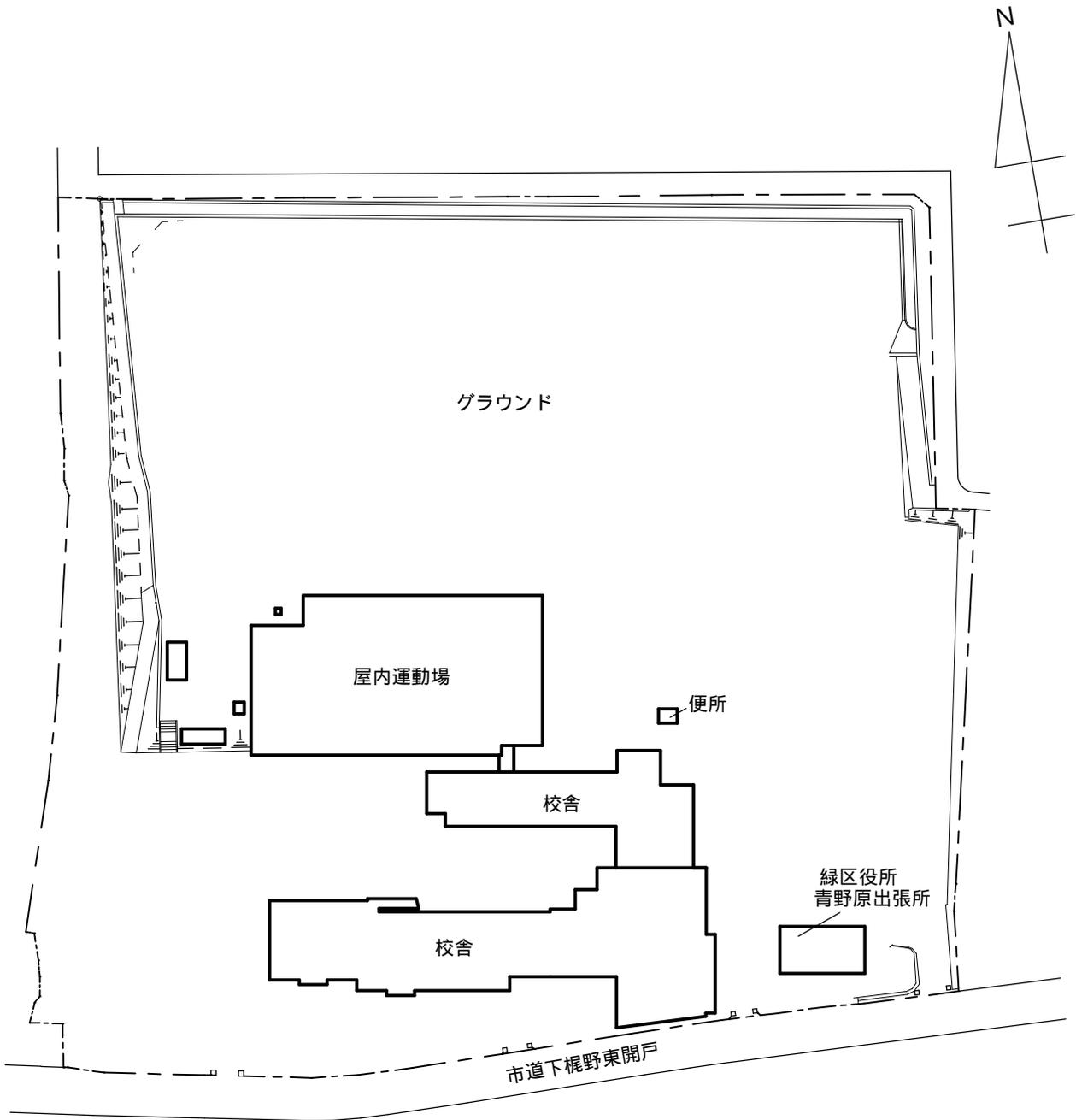
提案の理由

相模原市立青野原小学校及び相模原市立青根小学校並びに相模原市立青野原中学校及び相模原市立青根中学校を廃止し、新たに義務教育学校として相模原市立青和学園を設置いたしたく提案するものである。

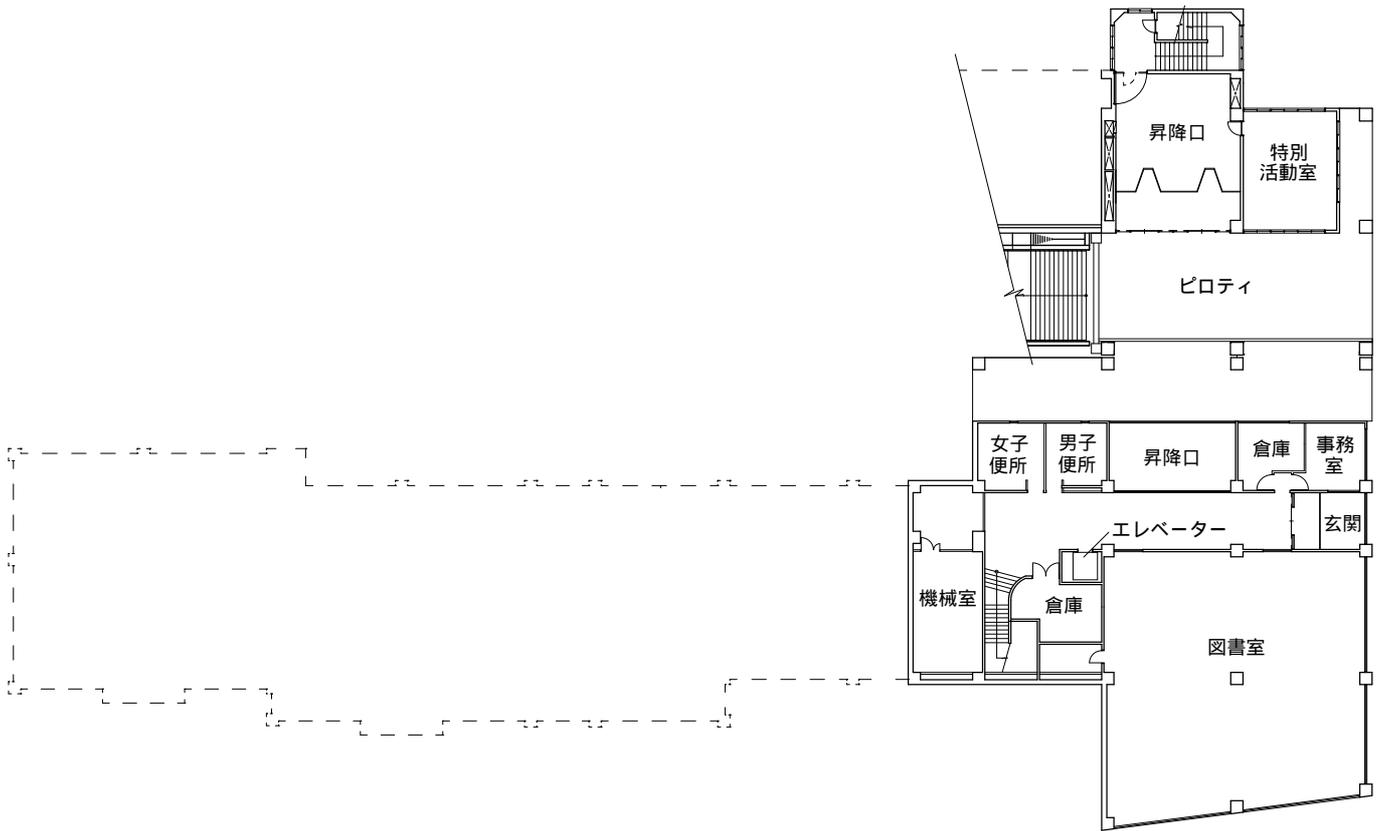
案内図



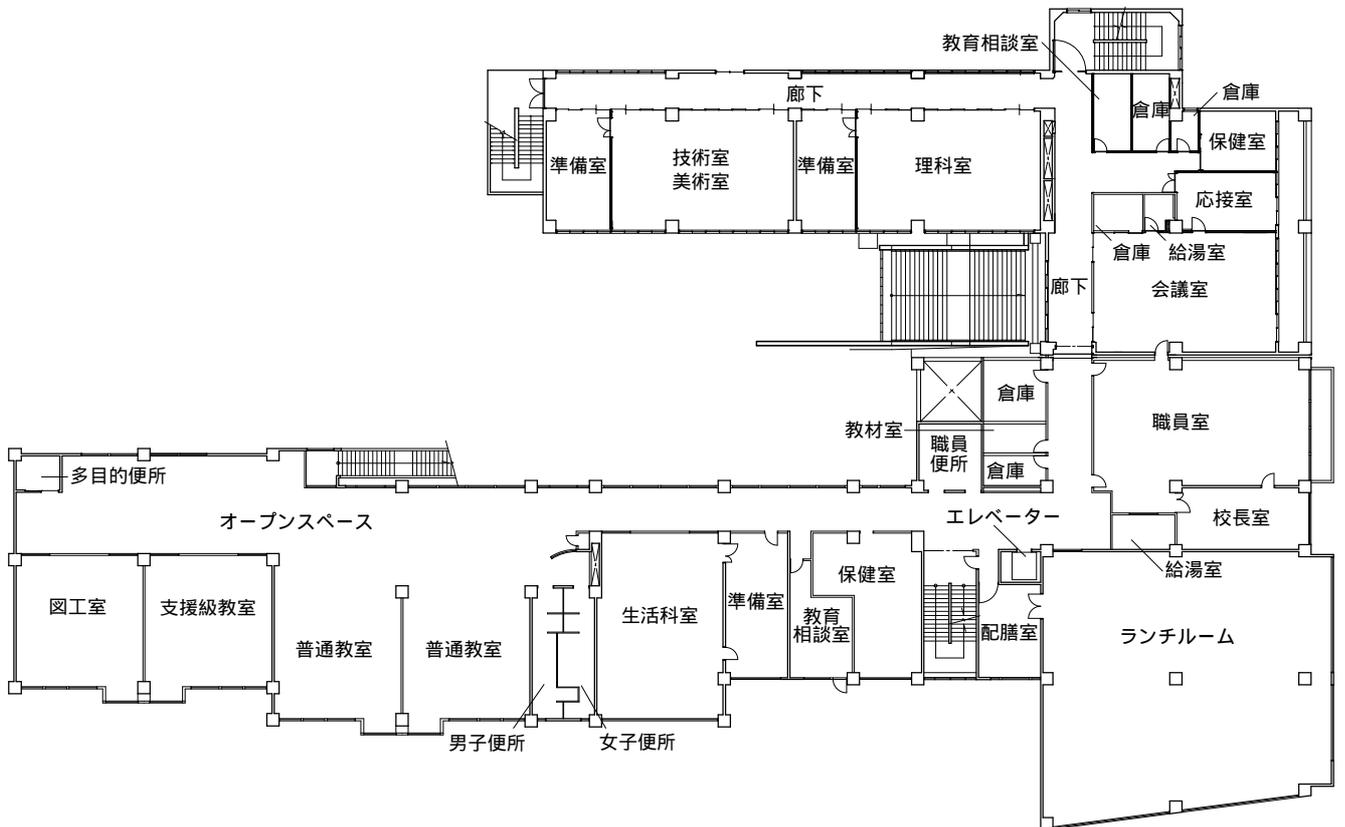
配置図



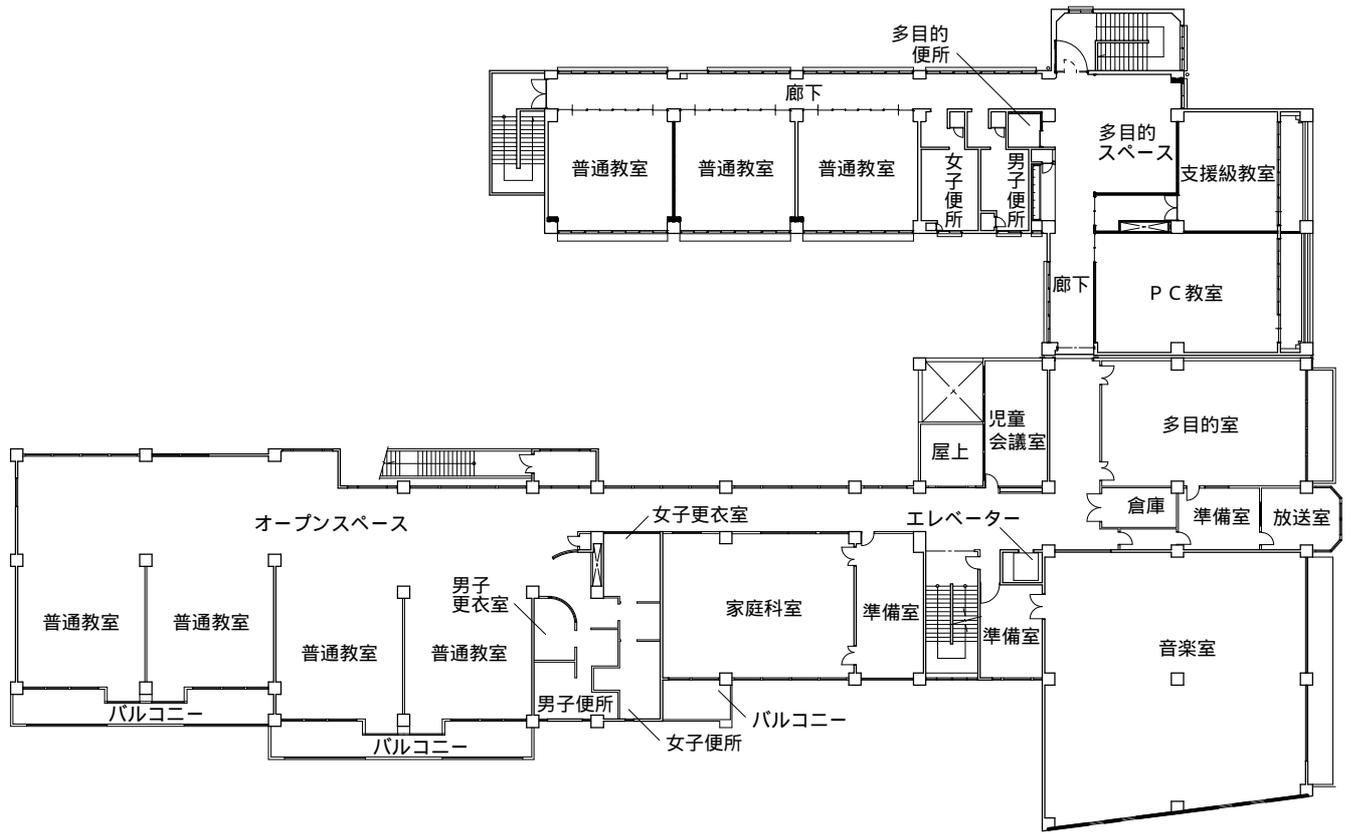
1 階平面図



2 階平面図



3階平面図



相模原市消防団に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市消防団に関する条例の一部を改正する条例
相模原市消防団に関する条例(昭和28年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「および区域ならびに法第19条第2項および」を「及び区域を定め、並びに法第19条第2項及び」に改める。

第2条第2号中「志操堅固、身体強健」を「、志操堅固で、かつ身体強健な者」に、「にして」を「として」に、「より推薦された者」を「から推薦されたもの」に改める。

第3条第3項中「2年」を「、2年」に改め、同条第4項中「前任者」を「、前任者」に改める。

第4条の2第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、同条第4号中「常と」を「常況と」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条の3第1項第3号中「消防団員」を「団員」に改め、同条第2項第1号中「前条第3号を除く各号のいずれか」を「前条第1号又は第3号」に改め、同項第2号中「居住」を「居住し、」に改める。

第5条中「団員であつて」を「任命権者は、団員が」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「ものがある」を削り、「任命権者は」を「、」に改め、同条第1号中「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「違背し」を「違反し」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第3号中「とき」を「とき。」に改める。

第6条第1項中「次の」を「、次の」に改め、同条第2項中「1ヶ月」を「、1月」に改める。

第7条第1項中「団長の」を「、団長の」に、「服務する」を「、職務に従事する」に改め、同条第2項中「招集」を「団員は、招集」に、「、その他」を「その他」に、「予め」を「あらかじめ」に、「就かなければ」を「従事しなければ」に改める。

第8条中「予め」を「、あらかじめ」に改める。

第9条中「但し」を「ただし」に改める。

第10条中「火災警報発令中」を「、火災警報発令中」に、「於いて」を「おいて」に改める。

第11条中「次の」を「、次の」に改め、同条第1号中「当る心構」を「当たる心構え」に改め、同条第2号中「もとに上下一体事に当らなければ」を「下に一体して行動しなければ」に改め、同条第3号中「互に相敬愛し」を「、互いに敬愛し」に、「言行を慎しまなければ」を「言動を慎まなければ」に改め、同条第4号中「又は饗応接待」を「若しくは供応接待」に、「又はこれを請求する等の事があつては」を「、又はこれの請求等をしては」に改め、同条第5号中「知得した秘密は」を「知り得た秘密を」に、「もらしては」を「漏らしては」に改め、同条第6号中「団員は」を削り、「以つて」を「もつて」に、「又は加担し又は」を「若しくは加担し、又は」に改め、同条第7号中「以つて」を「もつて」に、「又は営利行為をなし若しくは」を「、営利行為をなし、又は」に改め、同条第8号中「当り」を「当たり」に、「の外」を「のほか」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提案の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行を踏まえた成年被後見人又は被保佐人に係る消防団員の欠格条項に係る規定の削除その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

路 線 名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
下九沢 480号	緑区下九沢 1681番42地先	緑区下九沢 1681番34地先	6.0	62	別図1
下九沢 481号	緑区下九沢 1634番5地先	緑区下九沢 1634番11地先	5.0	52	別図2
下九沢 482号	緑区下九沢 1633番16地先	緑区下九沢 1633番24地先	4.5	78	別図3
下九沢 483号	緑区下九沢 1633番16地先	緑区下九沢 1633番9地先	4.5	54	
田名 1178号	緑区田名 2581番221地先	緑区田名 2581番1地先	5.0	61	別図4
青葉 40号	中央区青葉3丁目 3027番58地先	中央区青葉3丁目 3029番23地先	6.0	109	別図5
田名 1179号	中央区田名 3253番6地先	中央区田名 3279番4地先	5.0	83	別図6
田名 1180号	中央区田名 2705番16地先	中央区田名 2705番10地先	4.5	51	別図7
田名 1181号	中央区田名 5678番8地先	中央区田名 5678番1地先	4.5	49	別図8
宮下本町 59号	中央区宮下本町3丁目 1769番18地先	中央区宮下本町3丁目 1769番17地先	5.0 ~ 6.0	50	別図9
宮下本町 60号	中央区宮下本町3丁目 1850番46地先	中央区宮下本町3丁目 1850番38地先	4.0 ~ 4.5	41	別図10
陽光台	中央区陽光台1丁目	中央区陽光台1丁目	5.0	91	別図11

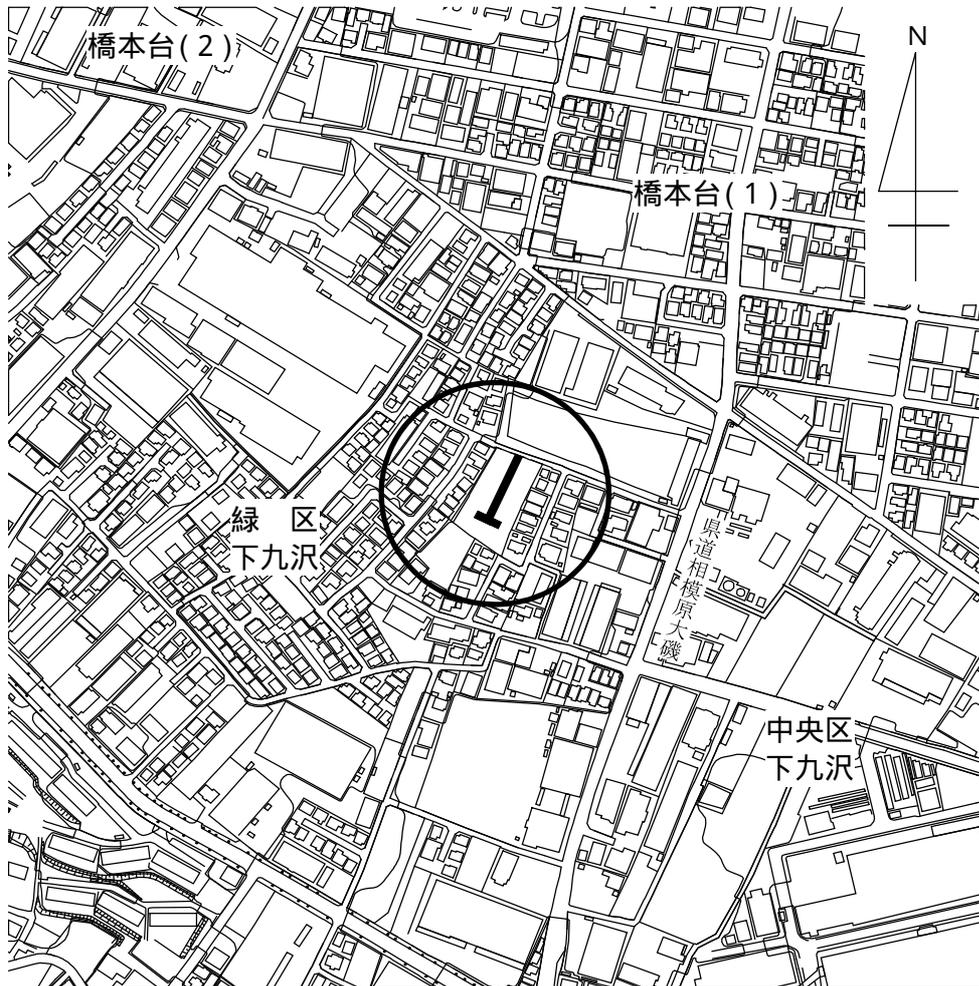
79号	5174番57地先	5174番67地先			
矢部 53号	中央区矢部3丁目 95番30地先	中央区矢部3丁目 95番26地先	5.0	38	別図12
麻溝台 199号	南区麻溝台8丁目 2785番1地先	南区麻溝台8丁目 2785番7地先	4.0 ~5.0	47	別図13
鵜野森 184号	南区鵜野森2丁目 39番13地先	南区鵜野森2丁目 37番2地先	4.5 ~5.0	81	別図14
上鶴間本町 39号	南区上鶴間本町9丁目 968番5地先	南区上鶴間本町9丁目 968番20地先	4.5 ~5.0	54	別図15
上鶴間本町 40号	南区上鶴間本町6丁目 1843番34地先	南区上鶴間本町6丁目 1843番39地先	4.5 ~5.0	49	別図16
相模台 109号	南区相模台5丁目 1904番19地先	南区相模台5丁目 1904番12地先	4.0 ~4.5	39	別図17
相模台 110号	南区相模台7丁目 2228番1地先	南区相模台7丁目 2229番7地先	4.5 ~5.0	36	別図18
下溝 537号	南区下溝 1698番1地先	南区下溝 1700番10地先	4.5 ~5.0	45	別図19
新戸 145号	南区新戸 2018番3地先	南区新戸 1984番18地先	5.0	78	別図20
新戸 146号	南区新戸 2012番1地先	南区新戸 2012番7地先	4.5 ~5.0	40	別図21
双葉 11号	南区双葉1丁目 5737番694地先	南区双葉1丁目 5737番698地先	6.0	88	別図22
双葉 12号	南区双葉1丁目 5737番689地先	南区双葉1丁目 5737番687地先	4.0 ~5.0	41	
御園 80号	南区御園1丁目 4311番4地先	南区御園1丁目 4311番8地先	4.5 ~5.0	69	別図23
淵野辺本町 42号	中央区淵野辺本町5丁目 632番33地先	中央区淵野辺本町5丁目 632番20地先	4.0 ~4.5	46	別図24
鵜野森 185号	南区鵜野森3丁目 193番17地先	南区鵜野森3丁目 193番2地先	4.0 ~4.5	56	別図25
西大沼 93号	南区西大沼2丁目 3507番7地先	南区西大沼2丁目 3507番6地先	4.0	62	別図26
御園 81号	南区御園2丁目 861番6地先	南区御園2丁目 860番1地先	4.0	87	別図27

提案の理由

開発行為及び寄附に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

別 図 1

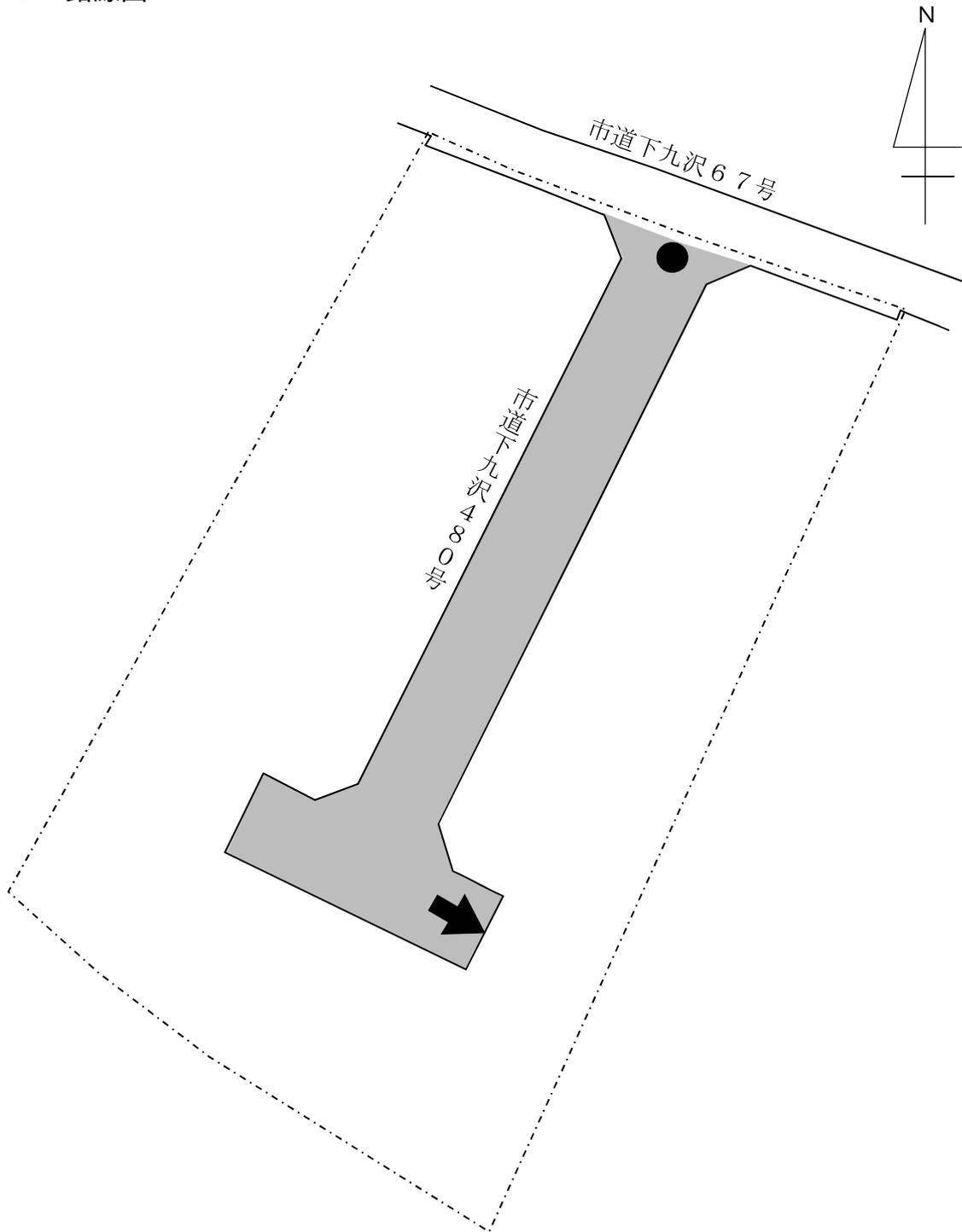
1 案内図



2 道路の概要

路線名	下九沢480号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区下九沢1681番2 外19筆
開発行為の面積	2,325.41m ²
予定建築物の用途等	専用住宅17宅地
区域区分等	市街化区域 (工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

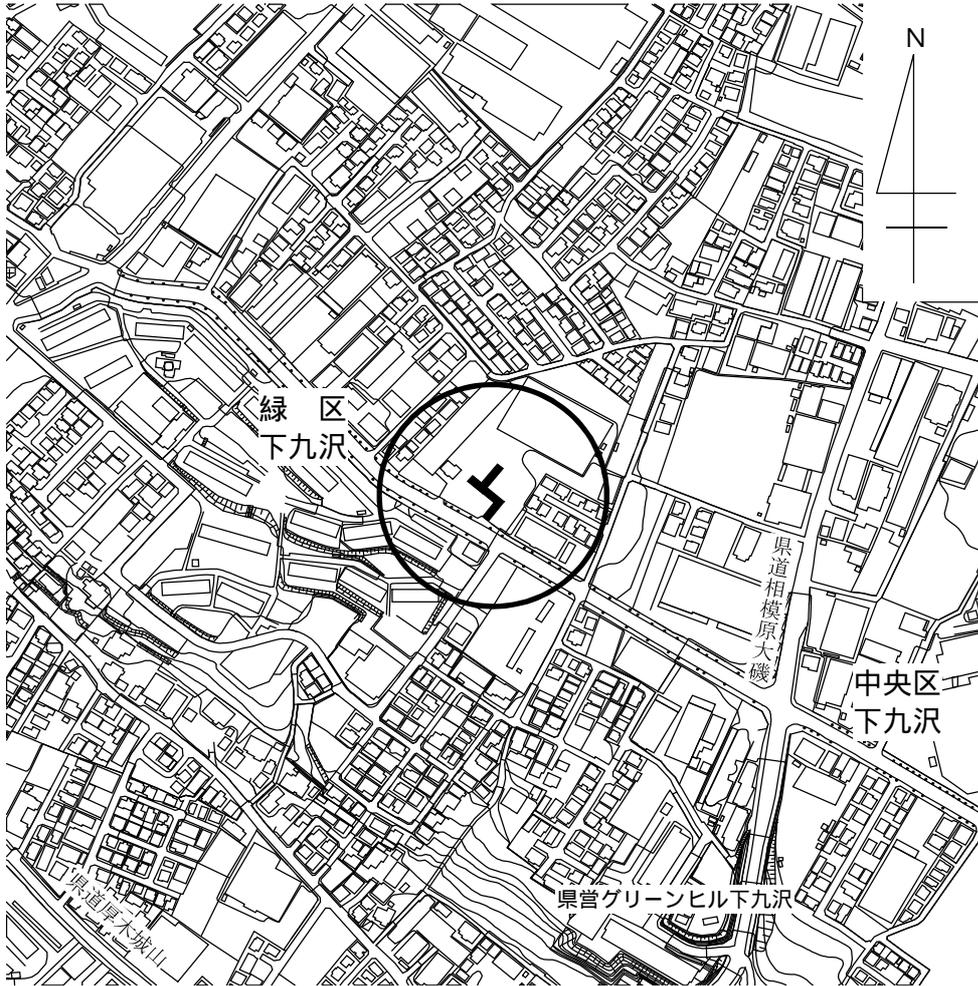


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 6.0m
- 延長 62m

別 図 2

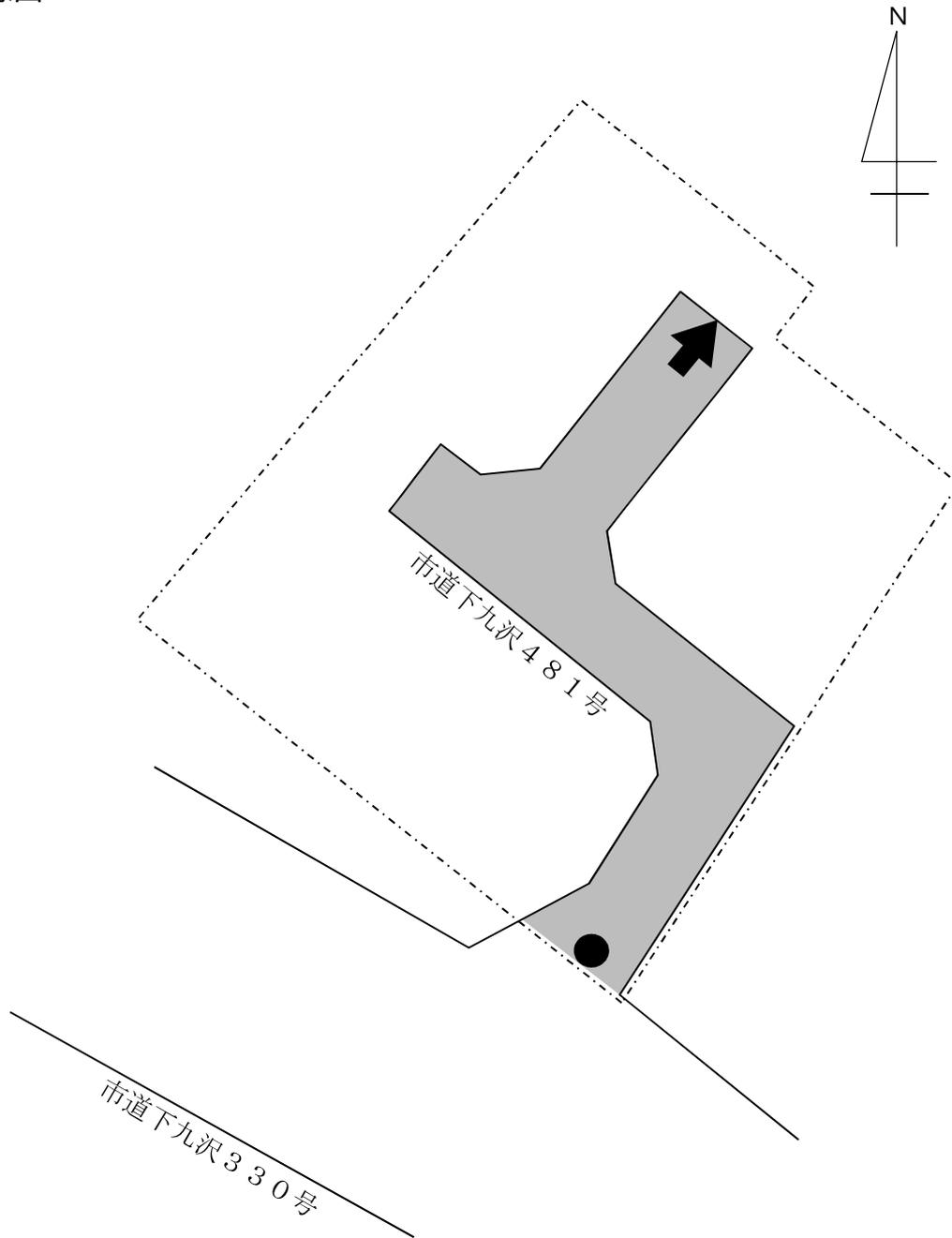
1 案内図



2 道路の概要

路線名	下九沢481号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区下九沢1634番1の一部 外10筆
開発行為の面積	1,142.71m ²
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

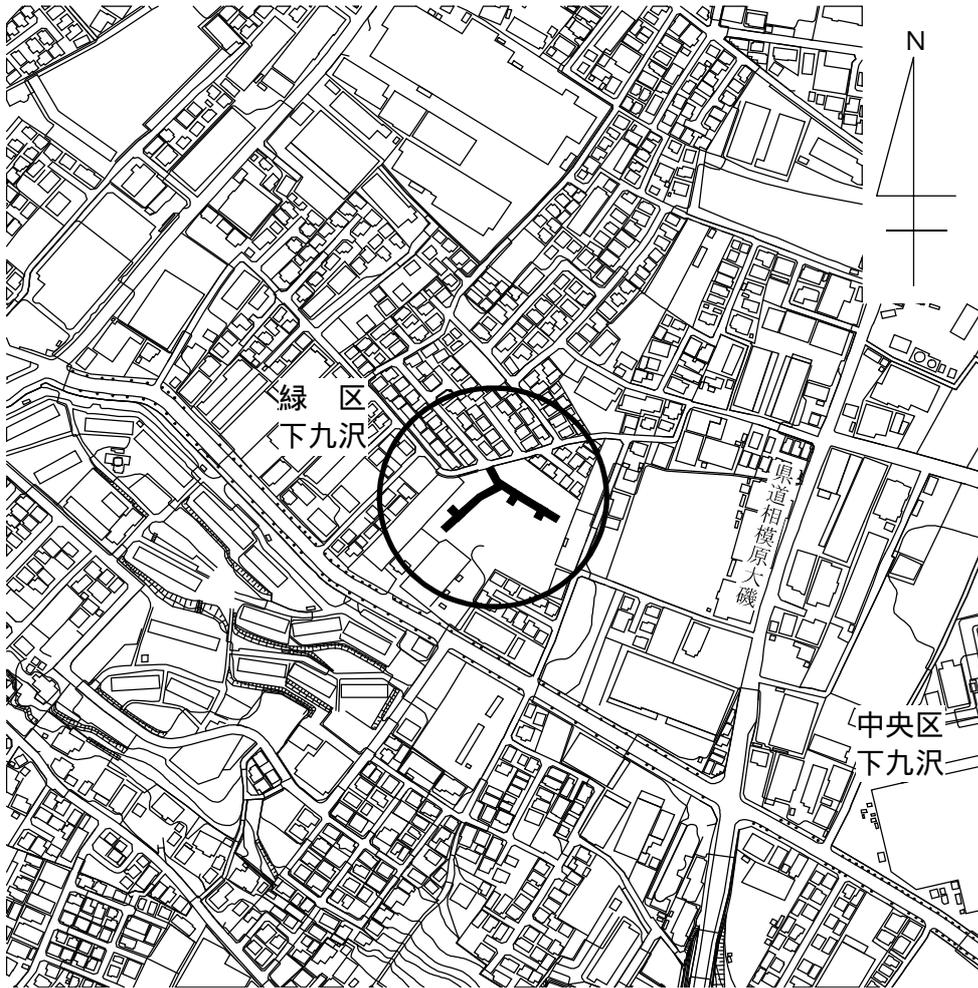


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 52m

別 図 3

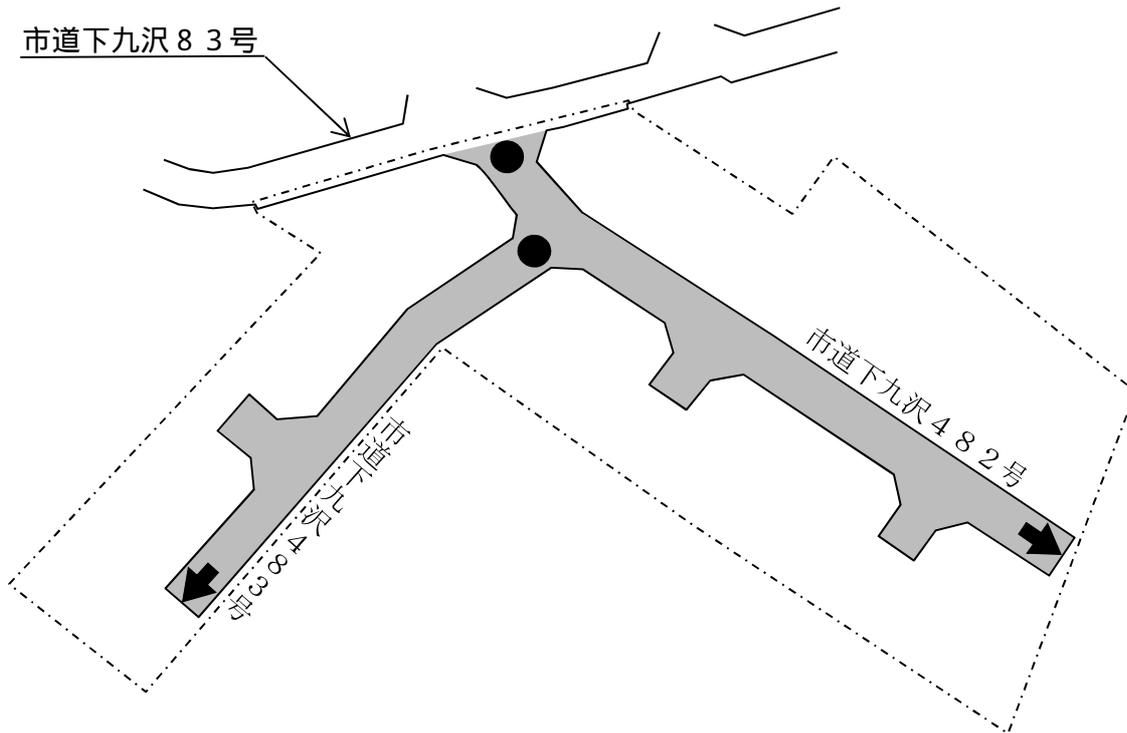
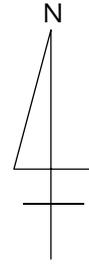
1 案内図



2 道路の概要

路線名	下九沢482号	下九沢483号
認定の理由	開発行為による帰属	
開発行為の所在	緑区下九沢1633番5 外25筆	
開発行為の面積	2,963.46m ²	
予定建築物の用途等	専用住宅20宅地	
区域区分	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)	
路面の状況	舗装、側溝あり	
備考	車返しあり	

3 路線図



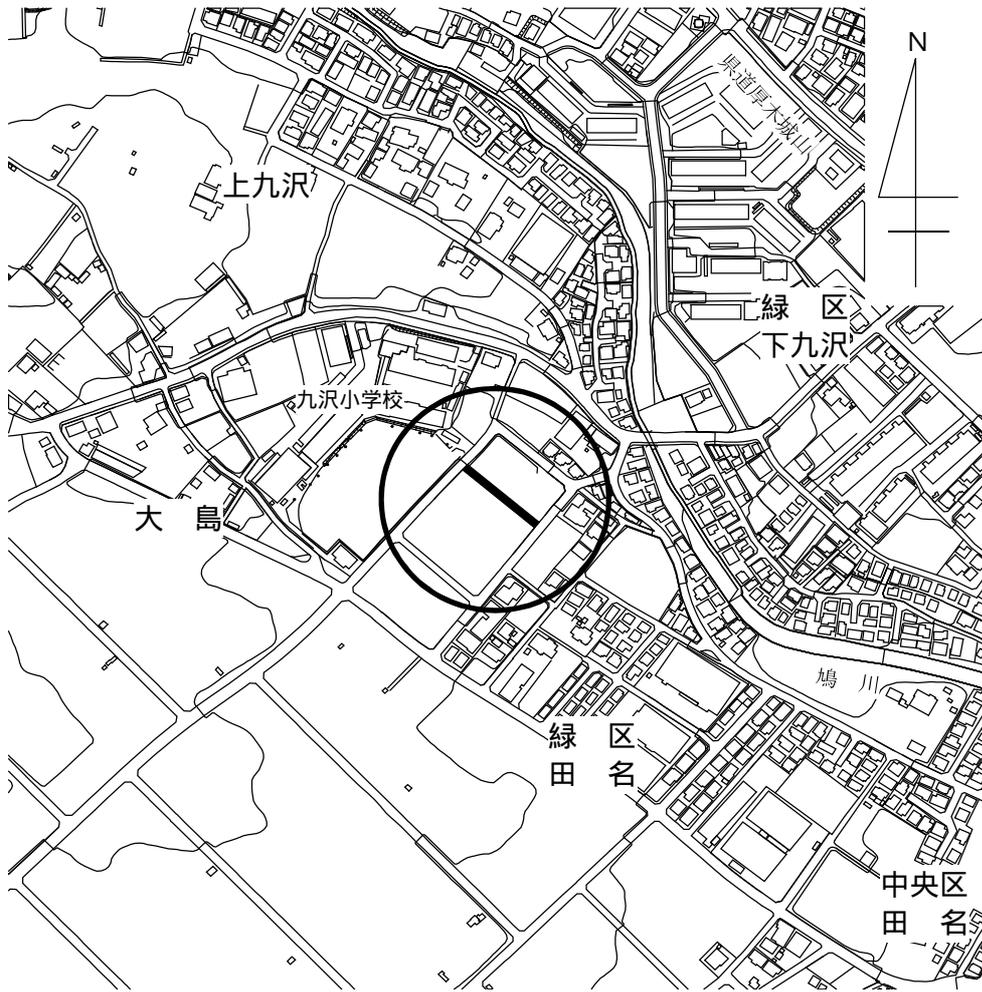
凡 例

-  開発区域
-  認定路線

市道下九沢482号	市道下九沢483号
幅員 4.5m	幅員 4.5m
延長 78m	延長 54m

別 図 4

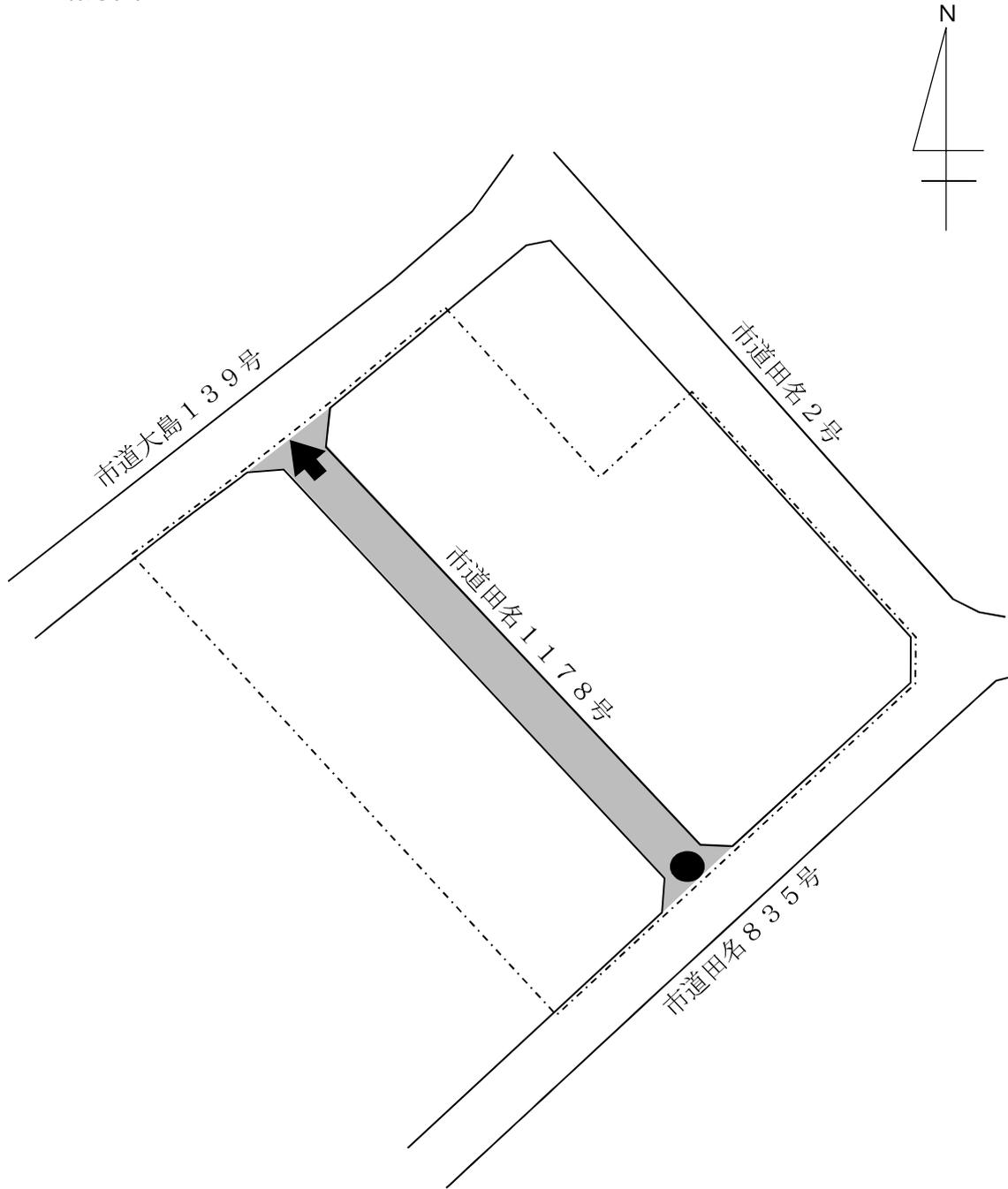
1 案内図



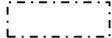
2 道路の概要

路線名	田名1178号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区田名2581番1 外23筆
開発行為の面積	2,911.96m ²
予定建築物の用途等	専用住宅20宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 61m

別 図 5

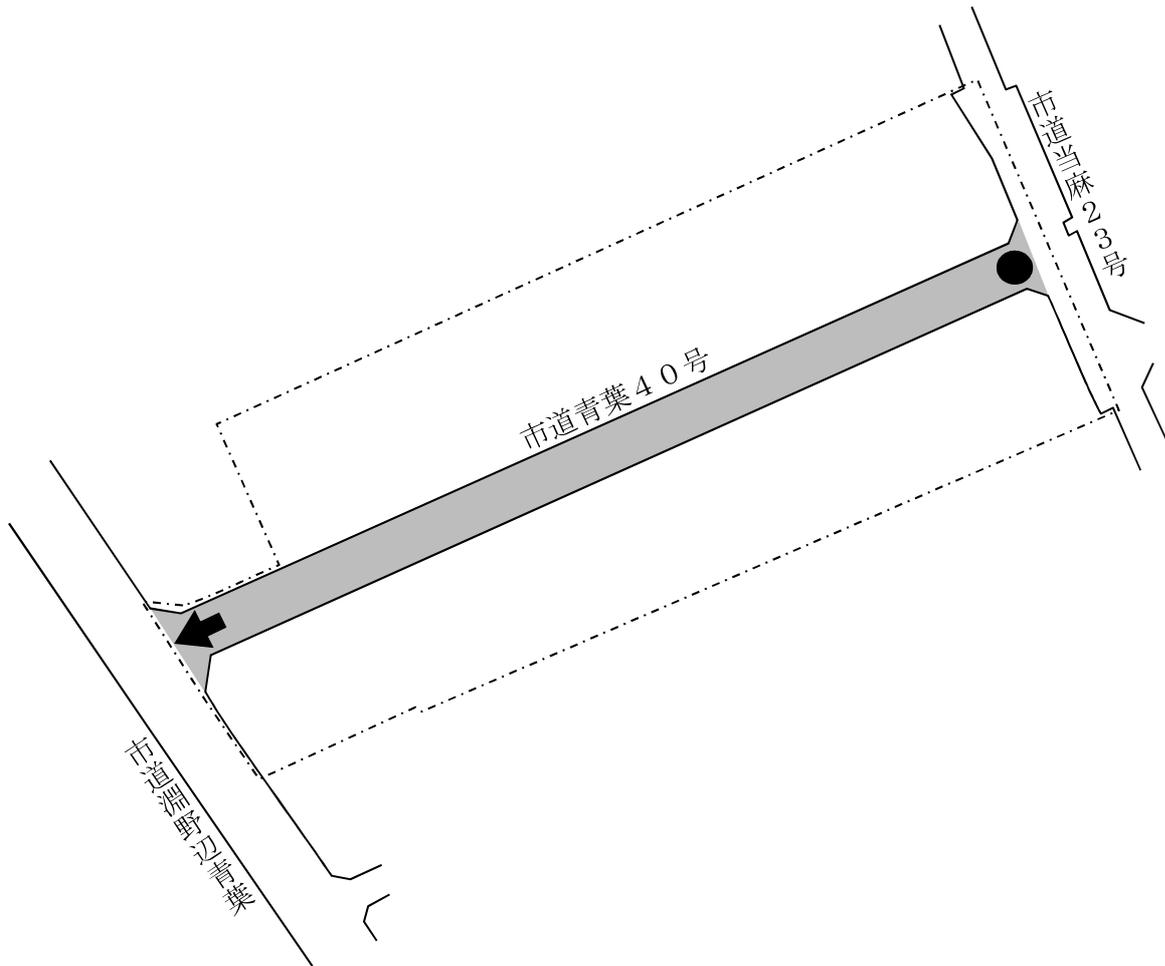
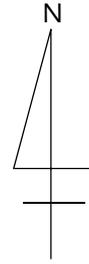
1 案内図



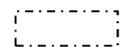
2 道路の概要

路線名	青葉40号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区青葉3丁目3027番8 外28筆
開発行為の面積	4,389.45m ²
予定建築物の用途等	専用住宅20宅地
区域区分等	市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の規定による開発許可の基準に適合)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

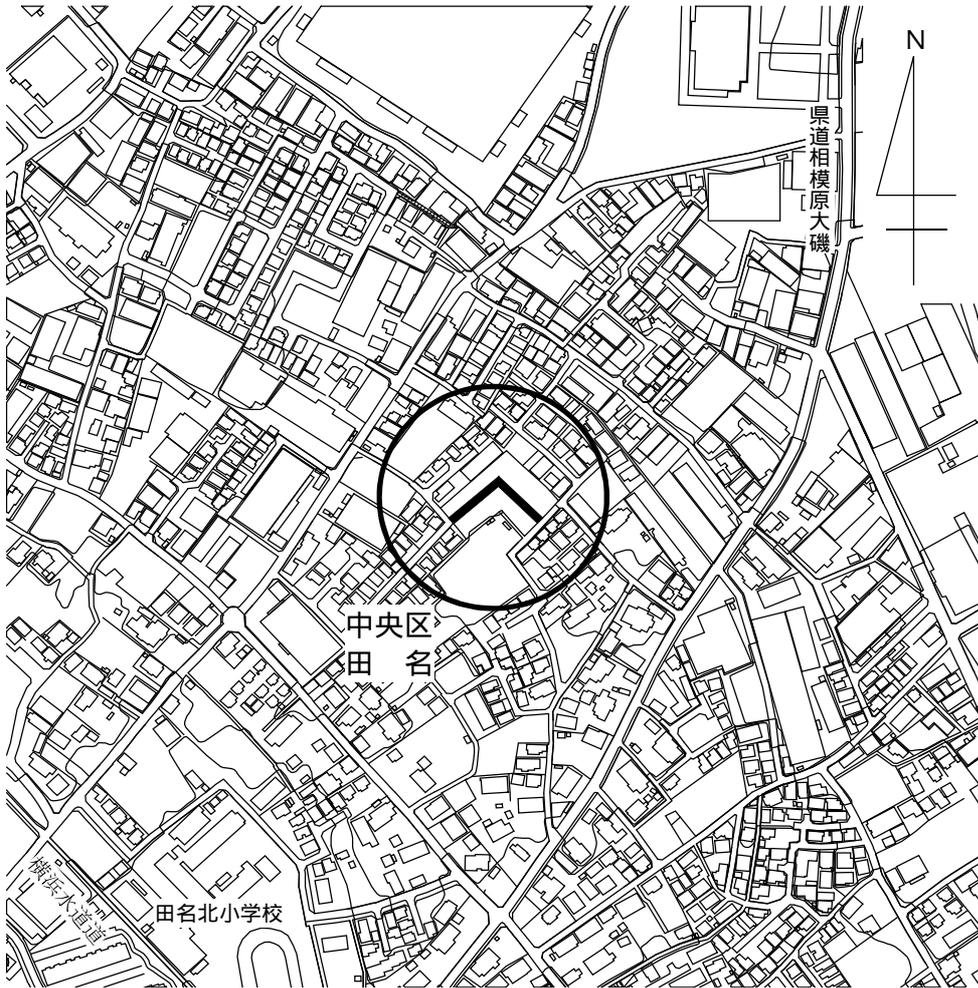


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 6.0m
- 延長 109m

別 図 6

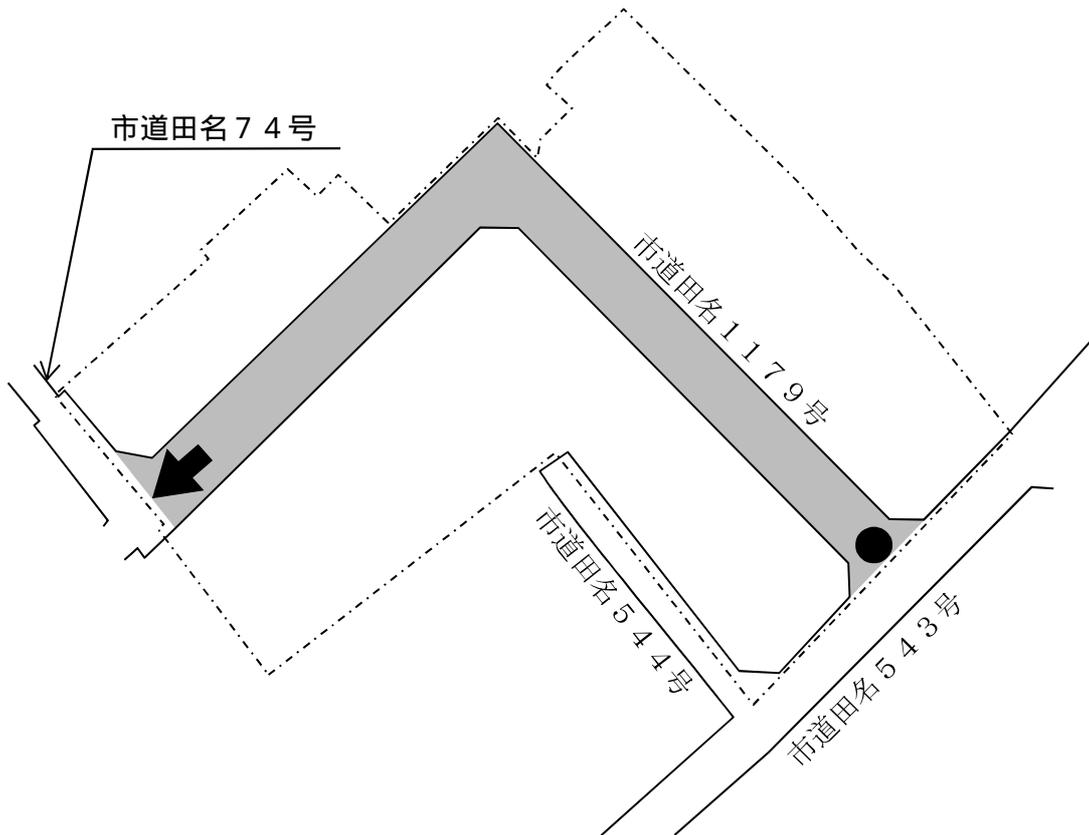
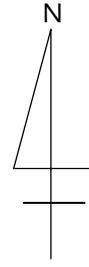
1 案内図



2 道路の概要

路線名	田名1179号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名3253番1 外18筆
開発行為の面積	2,272.38㎡
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

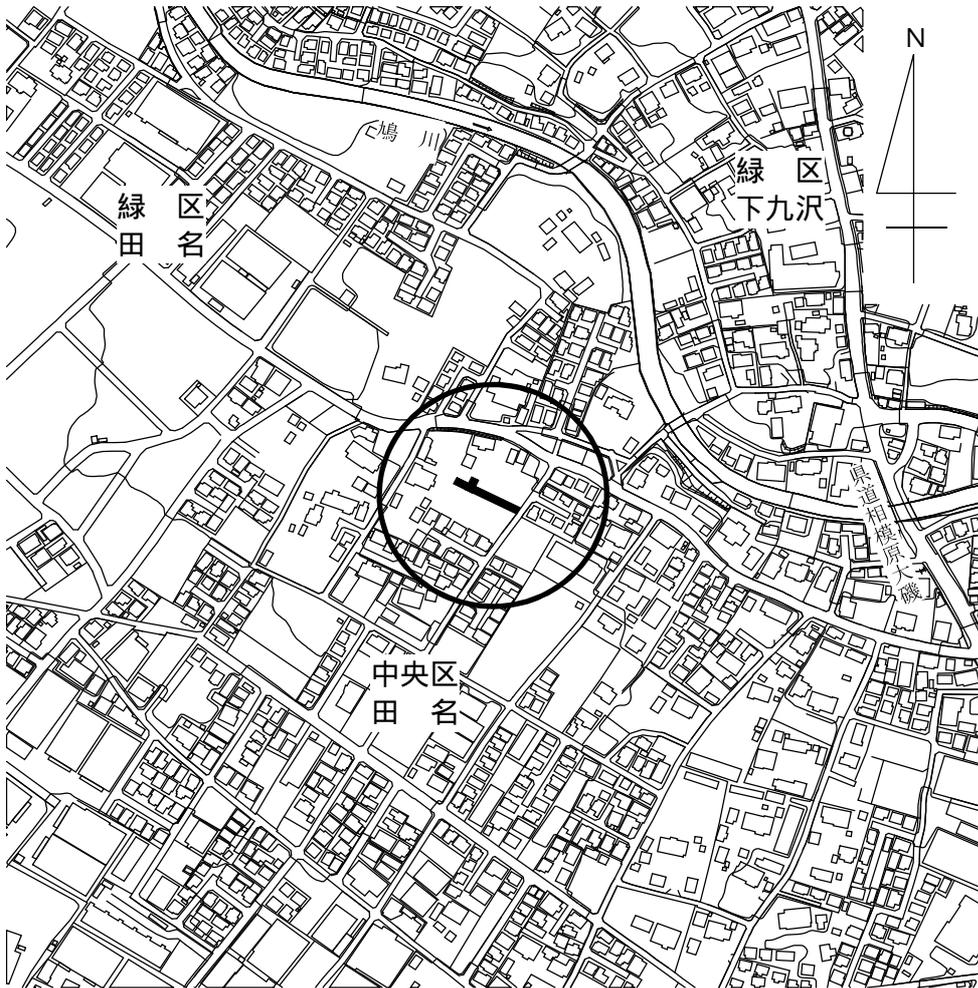


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 83m

別 図 7

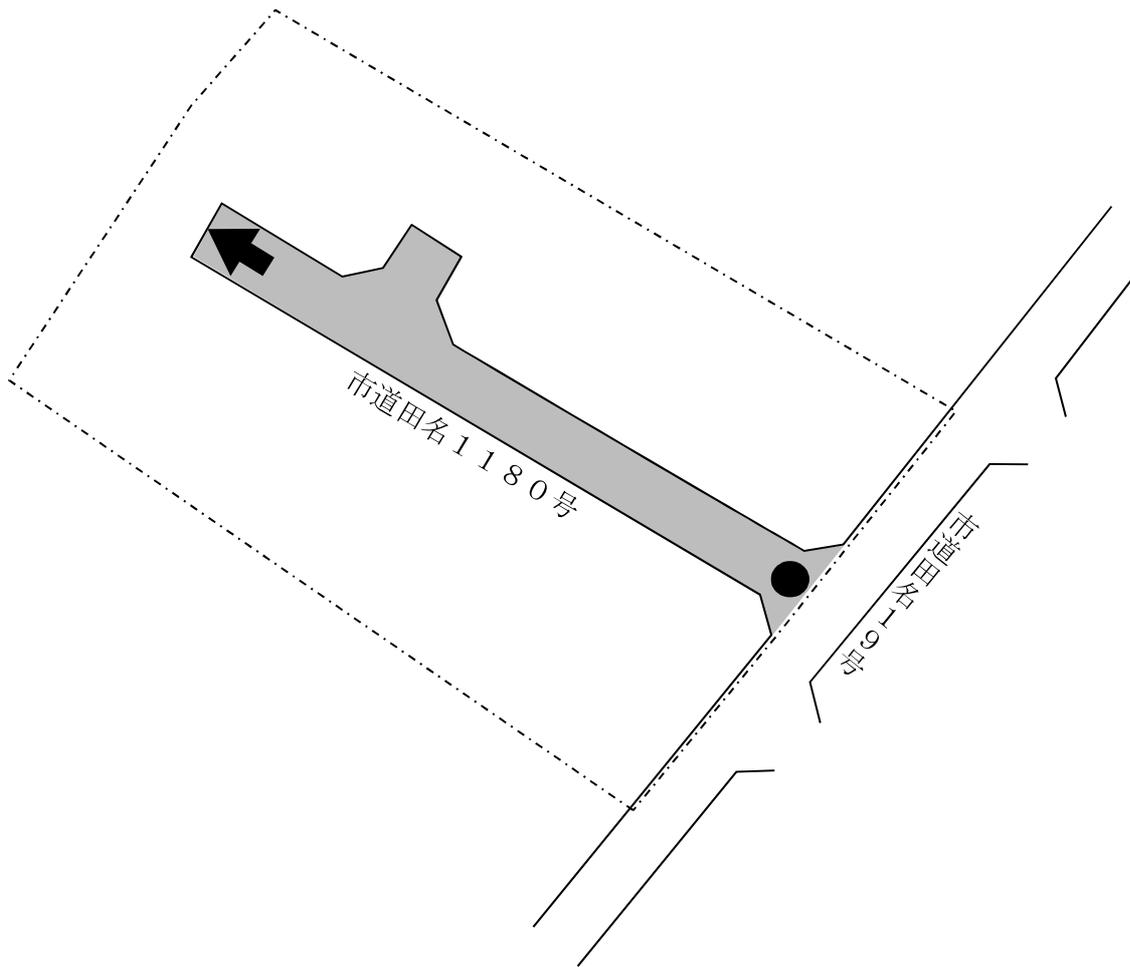
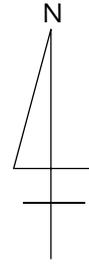
1 案内図



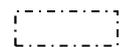
2 道路の概要

路線名	田名1180号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名2705番1 外14筆
開発行為の面積	1,831.22m ²
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

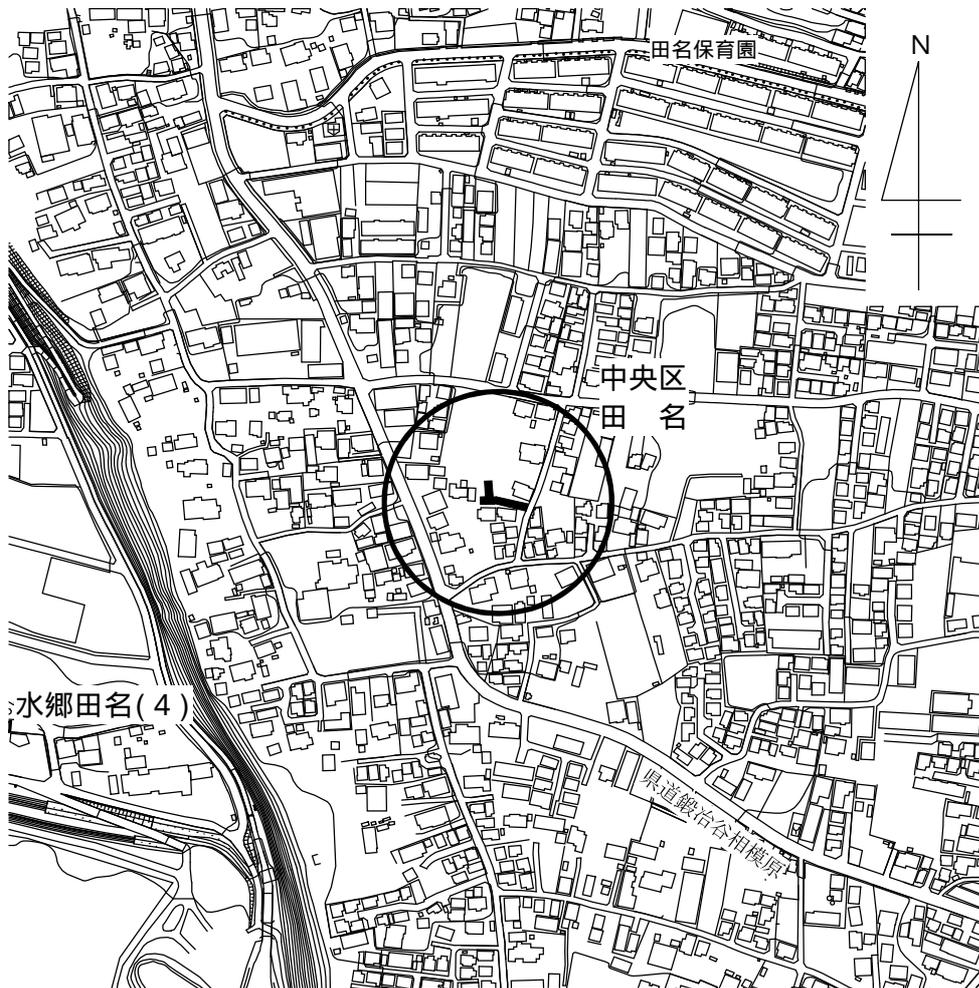


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 51m

別 図 8

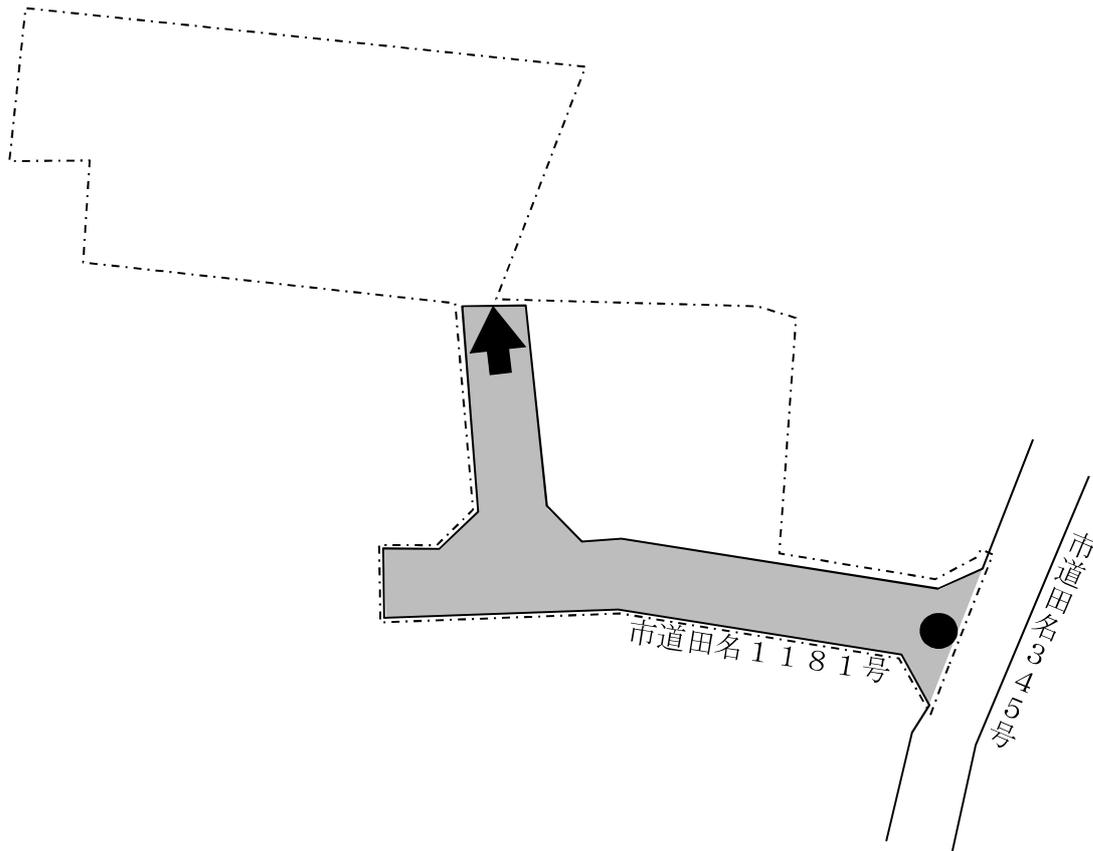
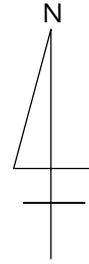
1 案内図



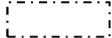
2 道路の概要

路線名	田名1181号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名5672番2 外11筆
開発行為の面積	933.00m ²
予定建築物の用途等	専用住宅3宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域・ 第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 49m

別 図 9

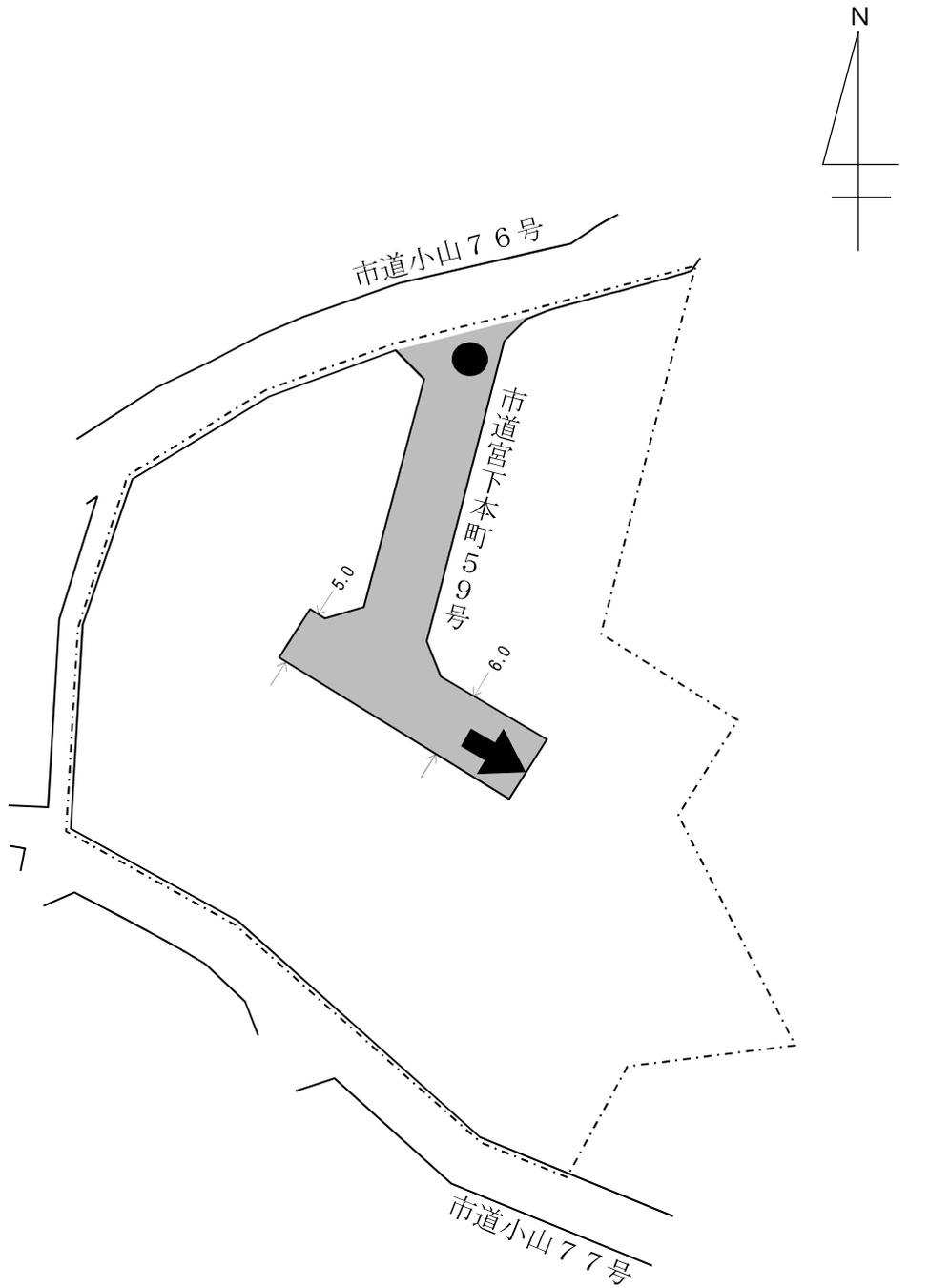
1 案内図



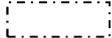
2 道路の概要

路線名	宮下本町59号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区宮下本町3丁目1769番1 外16筆
開発行為の面積	2,773.41m ²
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

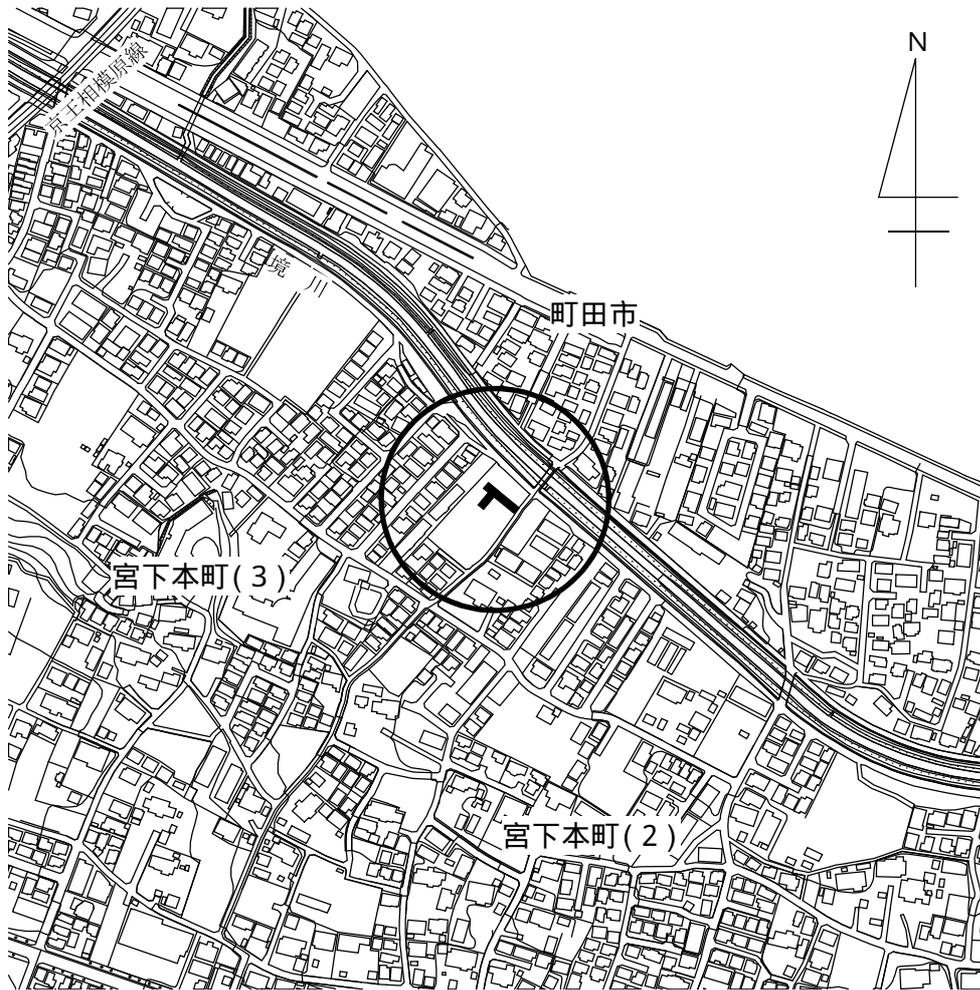


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0~6.0m
- 延長 50m

別 図 1 0

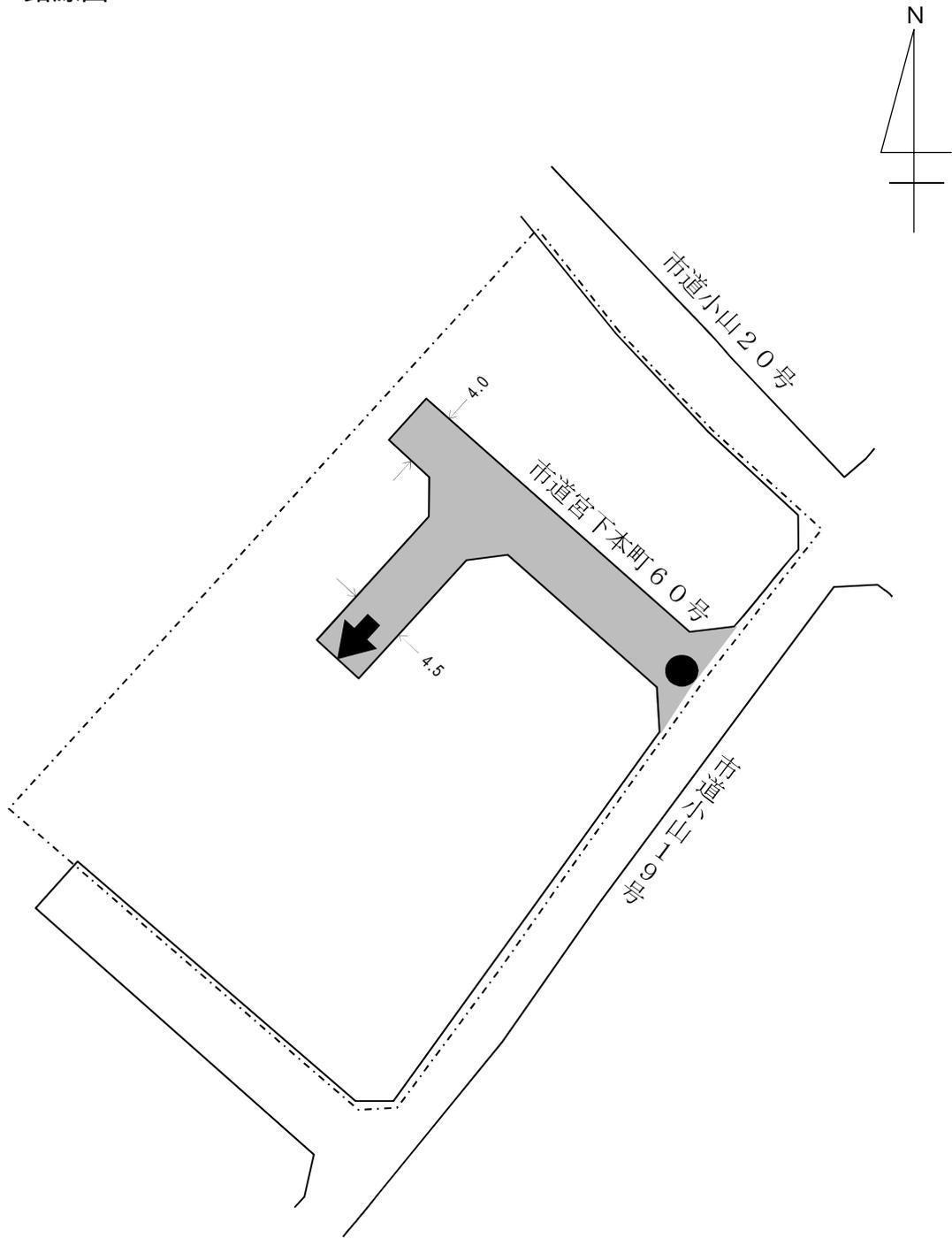
1 案内図



2 道路の概要

路線名	宮下本町60号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区宮下本町3丁目1850番1 外34筆
開発行為の面積	1,724.82m ²
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

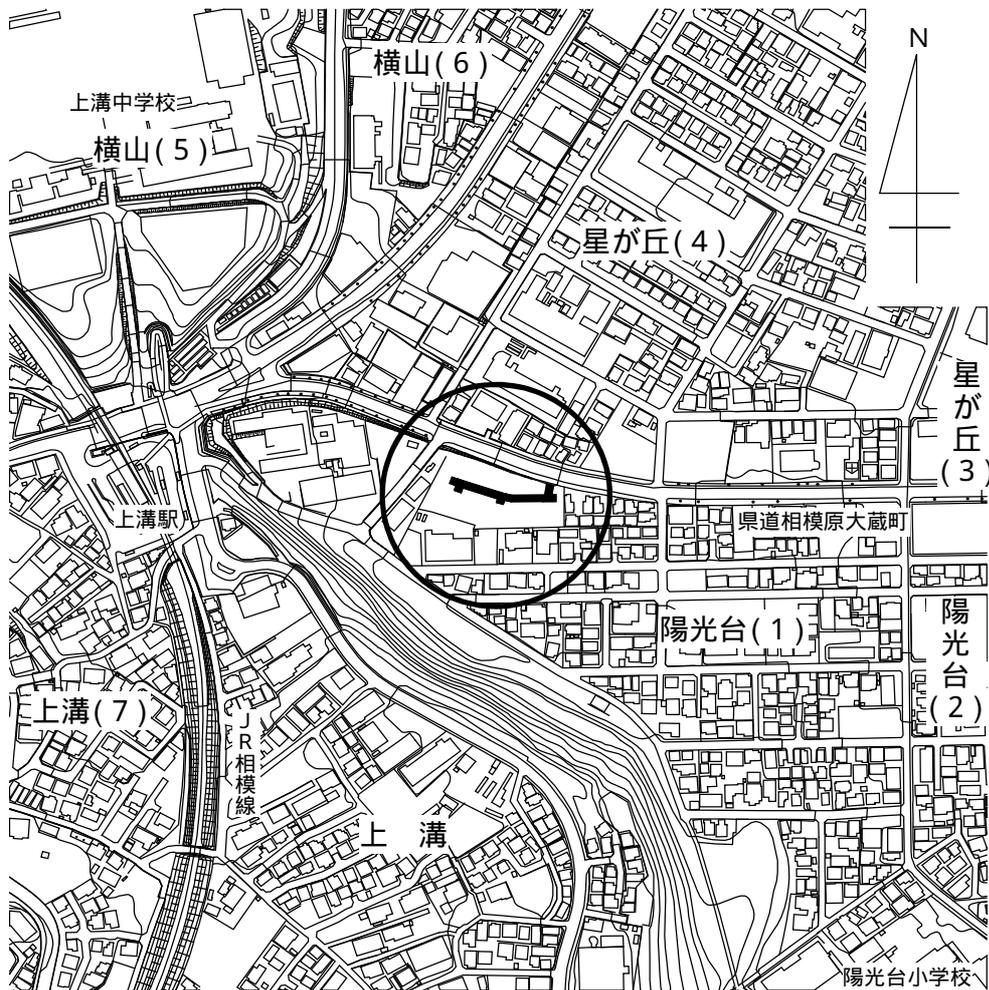


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0~4.5m
- 延長 41m

別 図 1 1

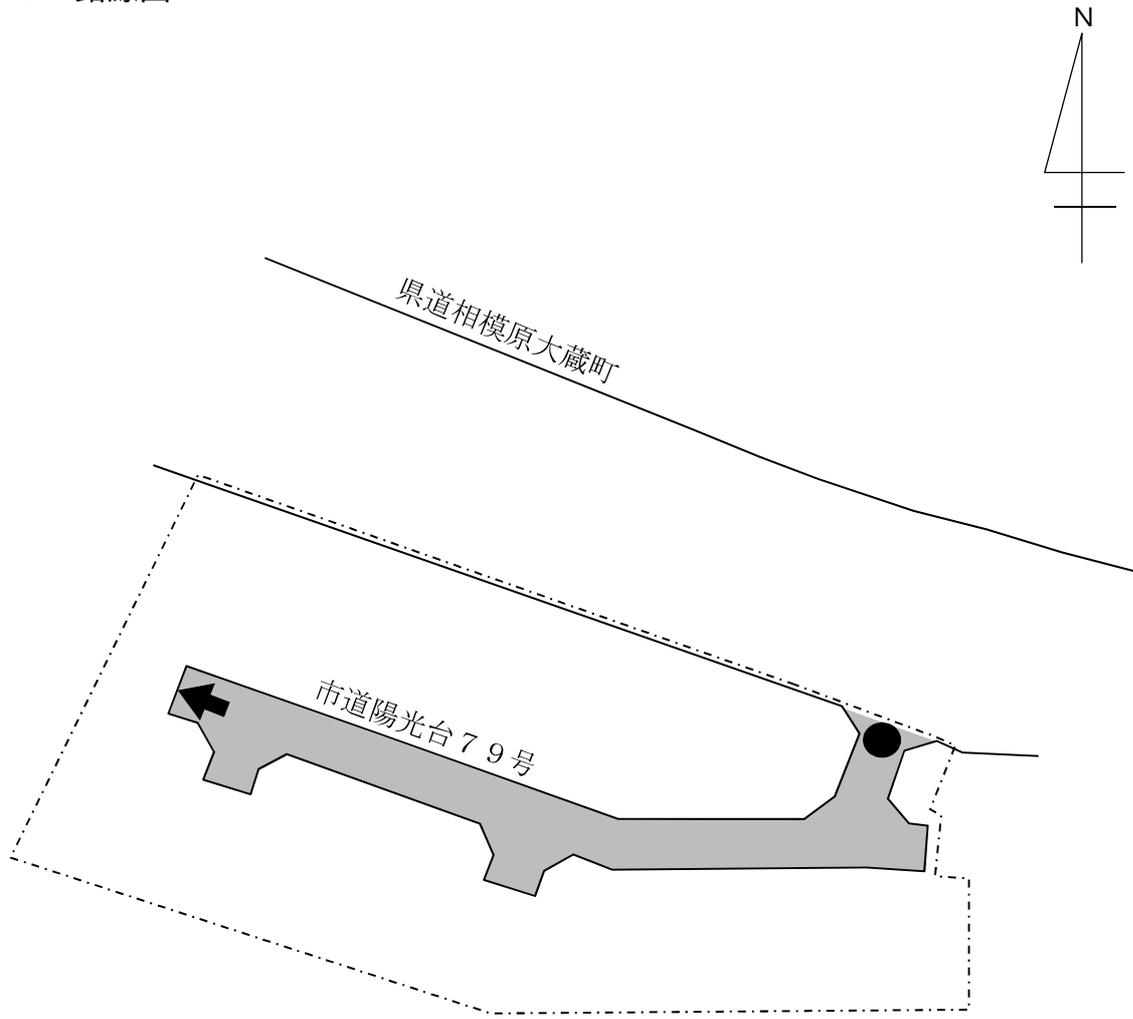
1 案内図



2 道路の概要

路線名	陽光台79号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区陽光台1丁目5174番6 外23筆
開発行為の面積	2,922.11m ²
予定建築物の用途等	専用住宅20宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 91m

別 図 1 2

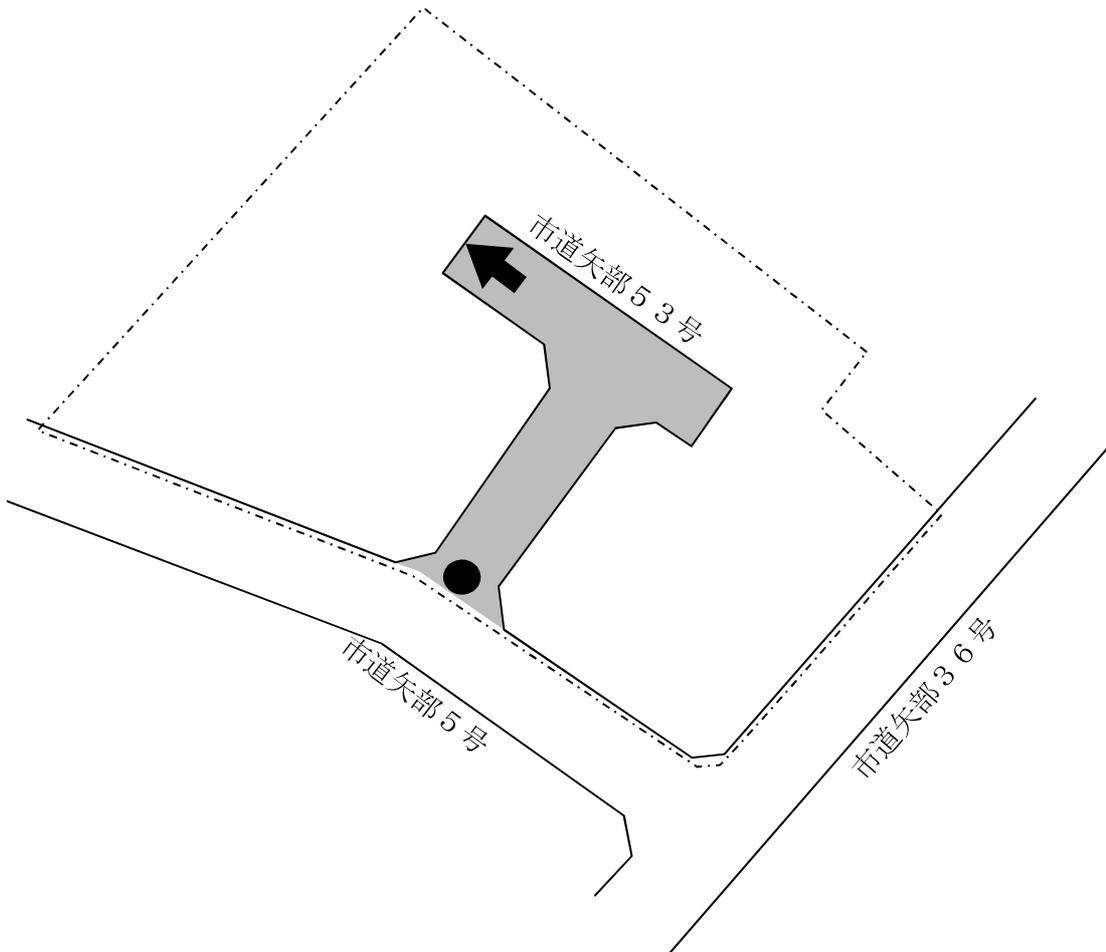
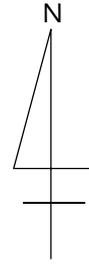
1 案内図



2 道路の概要

路線名	矢部53号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区矢部3丁目95番21 外14筆
開発行為の面積	1,596.47m ²
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 38m

別 図 1 3

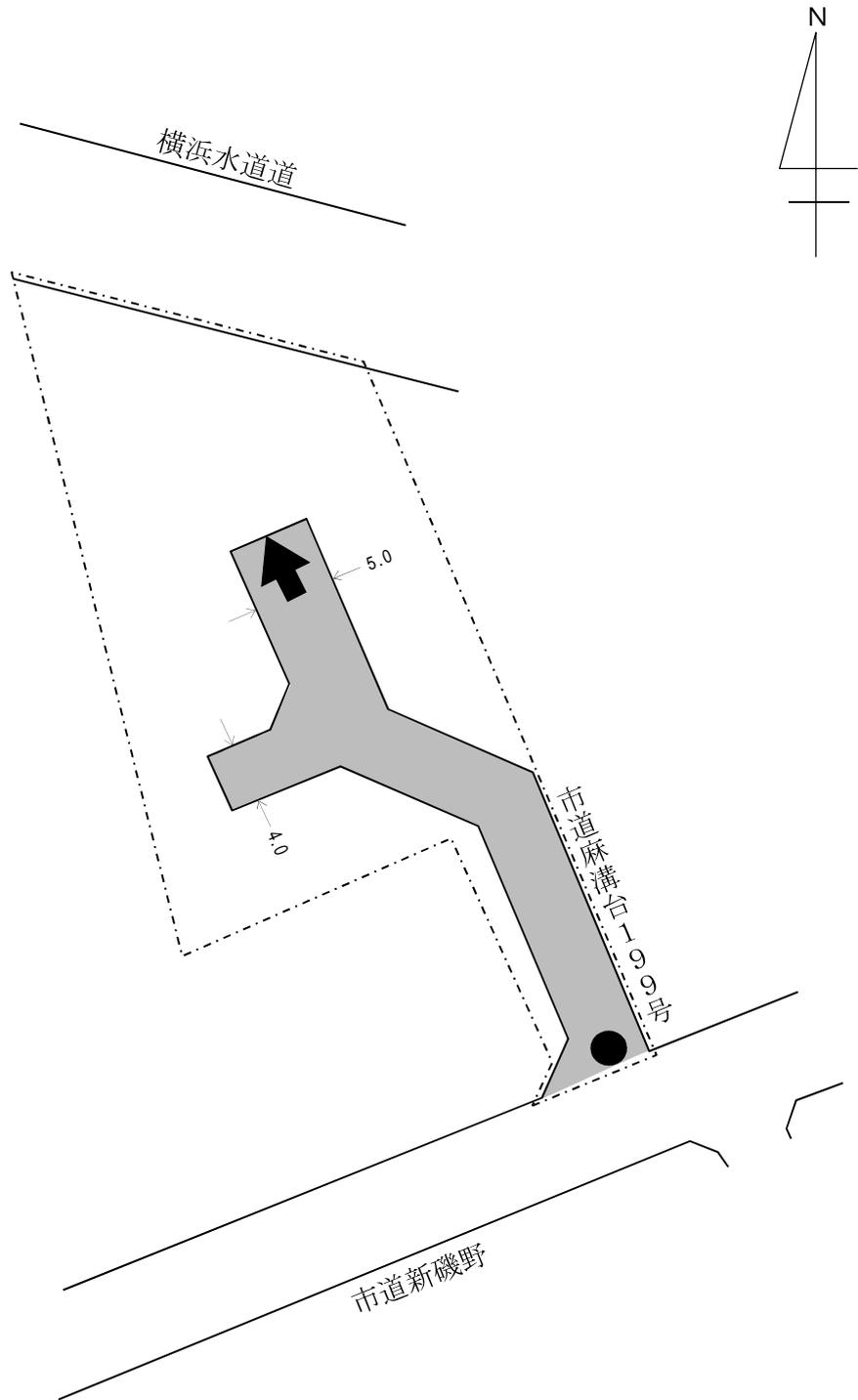
1 案内図



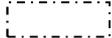
2 道路の概要

路線名	麻溝台199号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区麻溝台8丁目2785番2 外11筆
開発行為の面積	877.25m ²
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

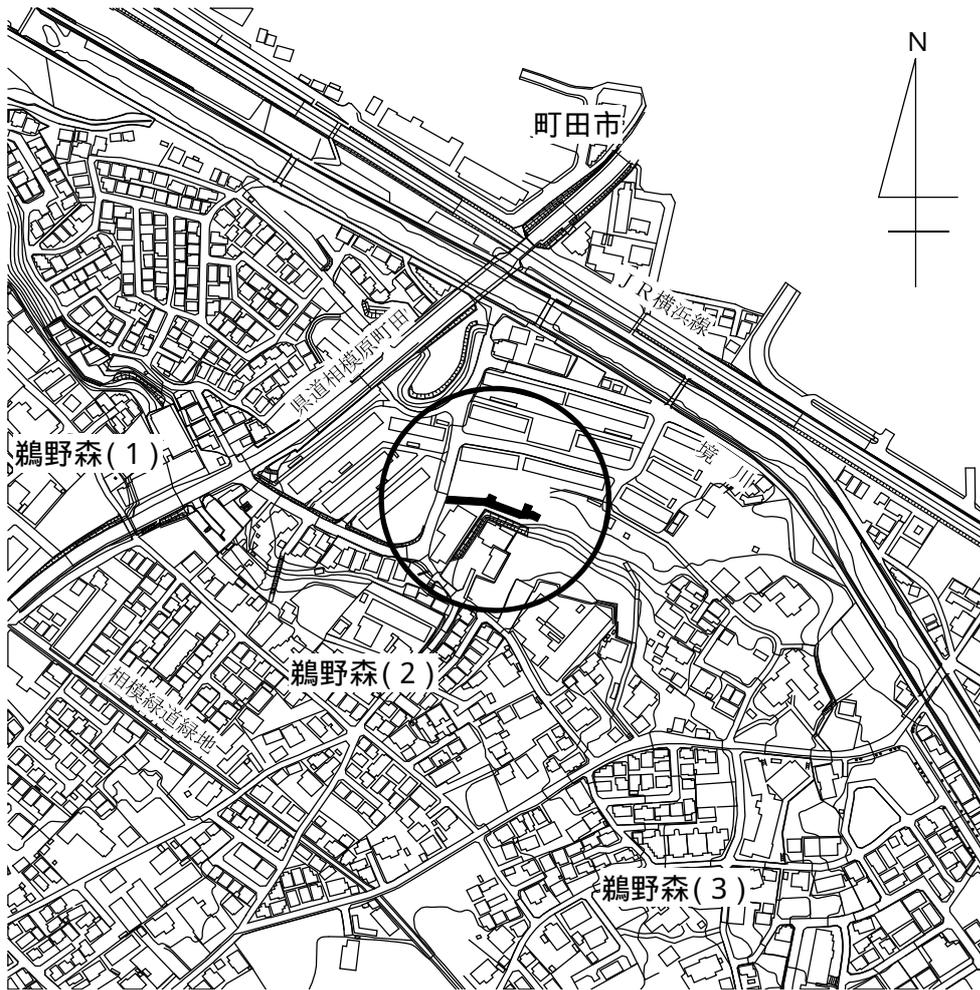


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0~5.0m
- 延長 47m

別 図 1 4

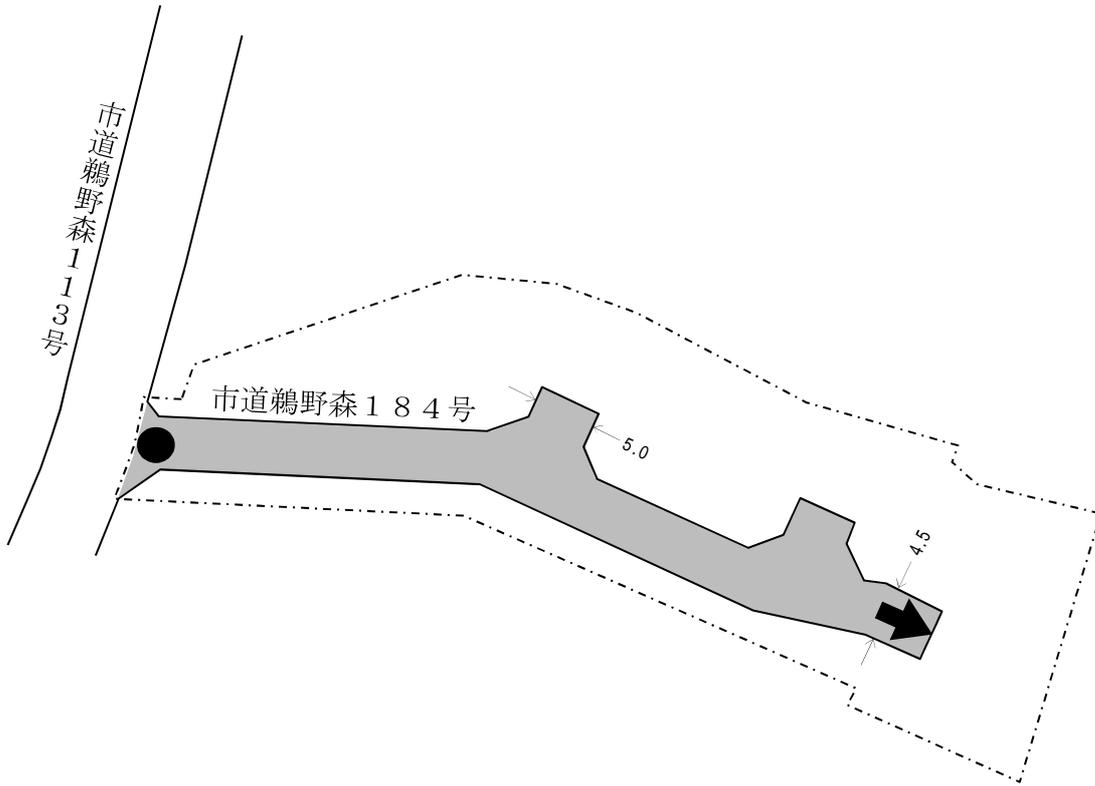
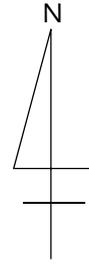
1 案内図



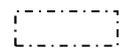
2 道路の概要

路線名	鶴野森184号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区鶴野森2丁目37番1 外15筆
開発行為の面積	1,482.68m ²
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	小隅切、車返しあり

3 路線図

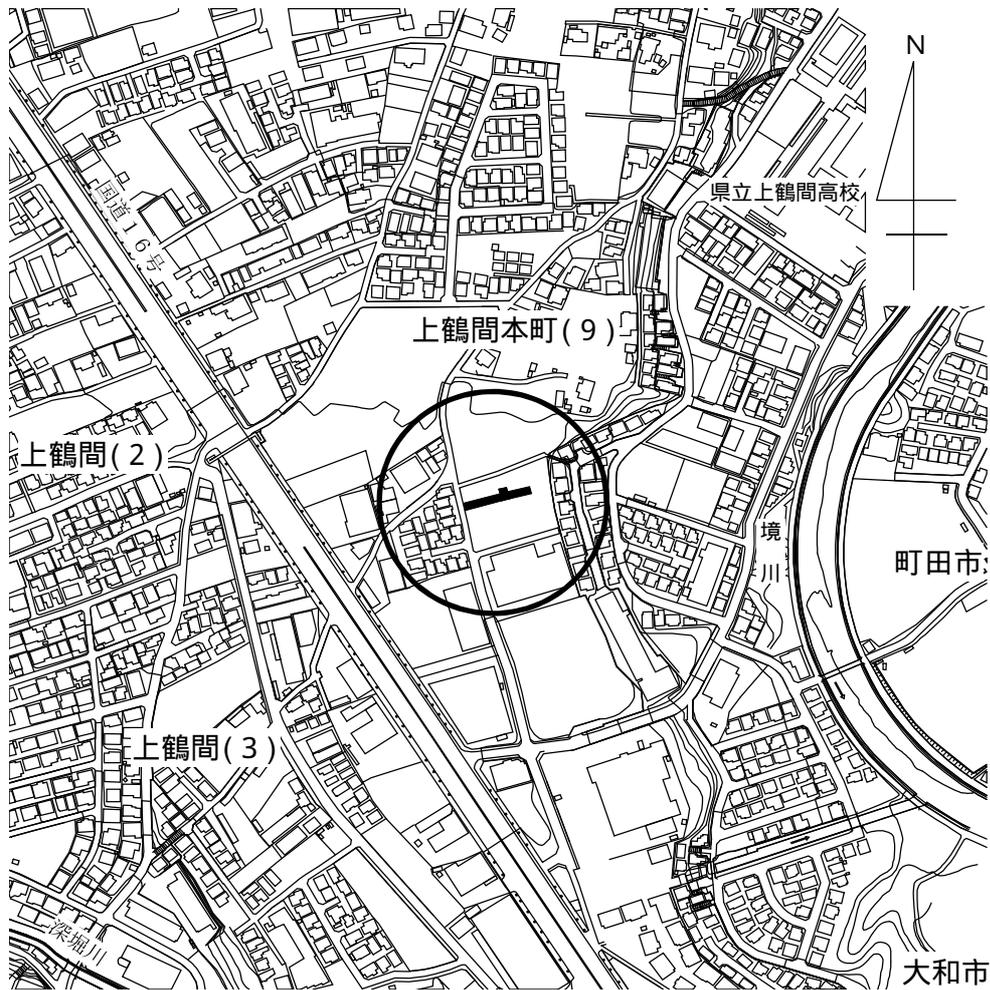


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 81m

別 図 1 5

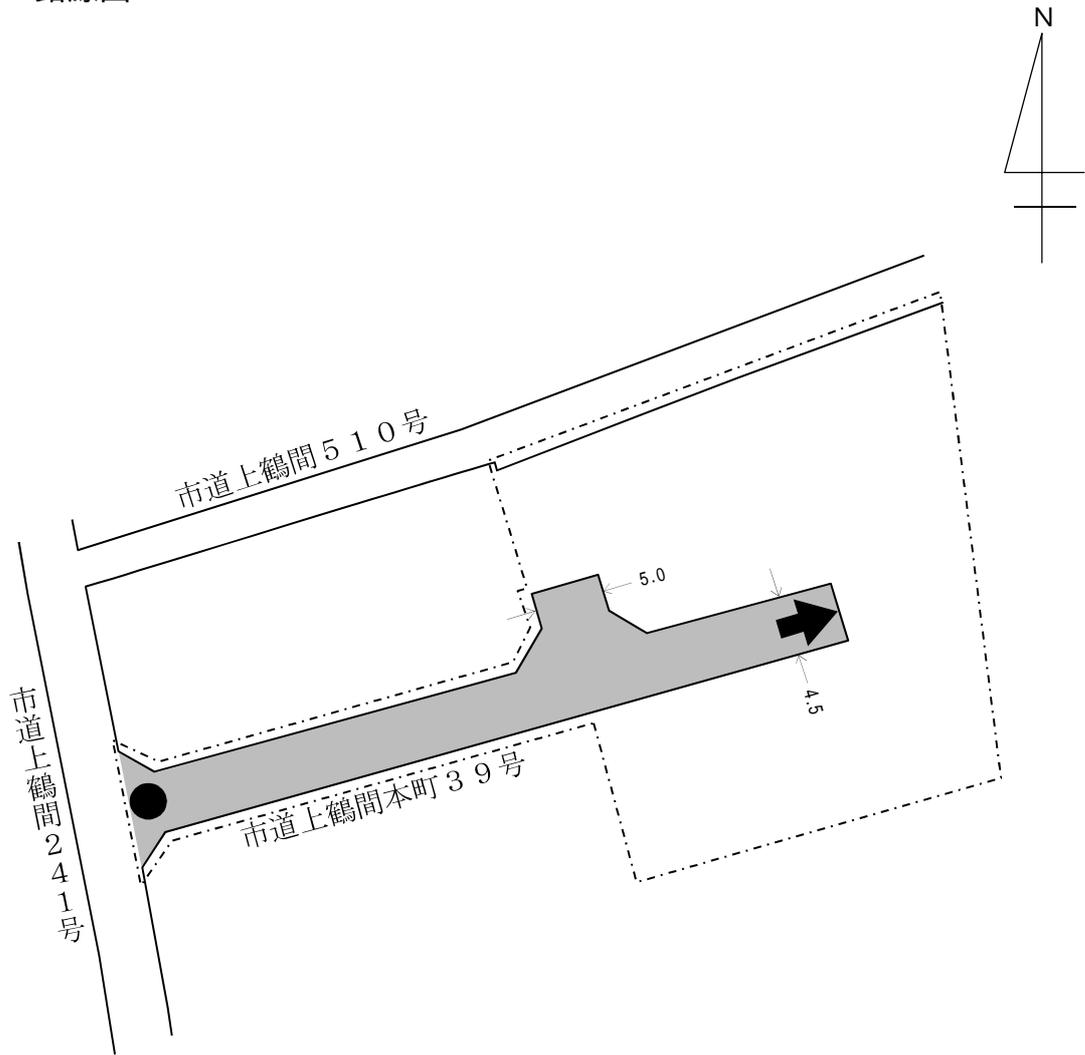
1 案内図



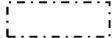
2 道路の概要

路線名	上鶴間本町39号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間本町9丁目968番1 外17筆
開発行為の面積	1,112.86m ²
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5~5.0m
- 延長 54m

別 図 1 6

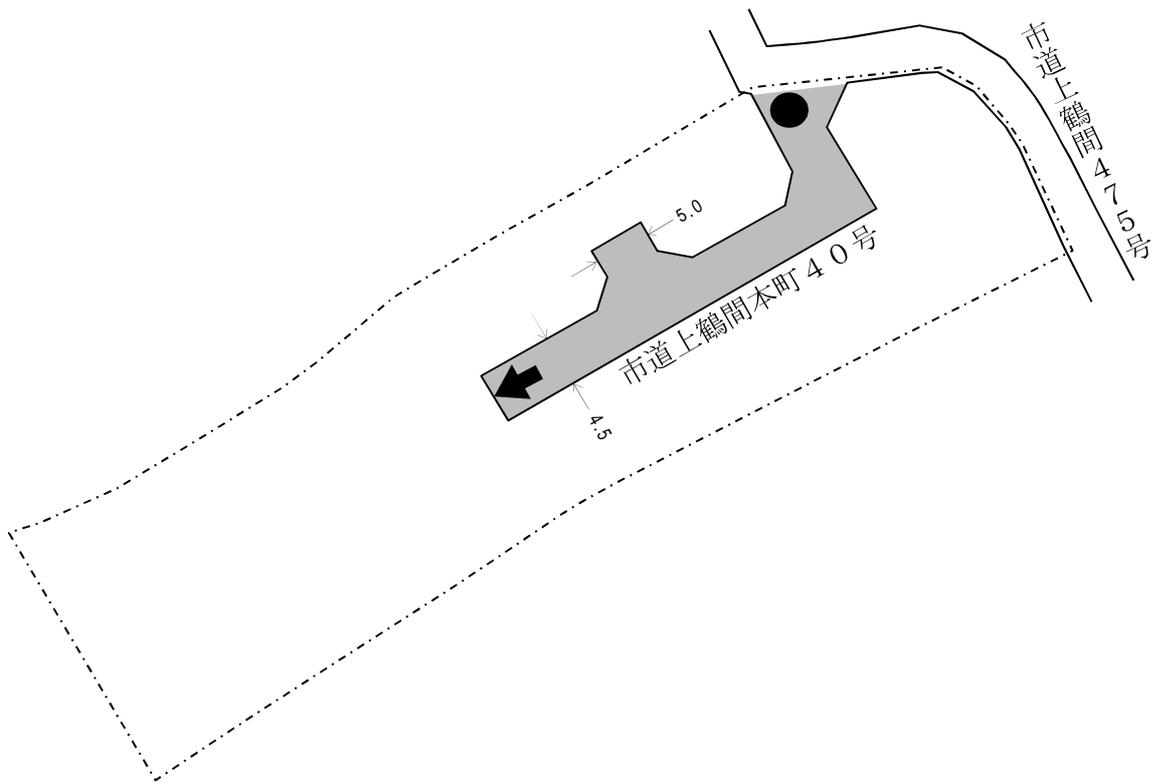
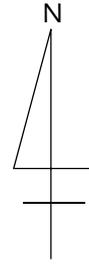
1 案内図



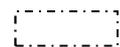
2 道路の概要

路線名	上鶴間本町40号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間本町6丁目1843番2 外10筆
開発行為の面積	2,140.14m ²
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地、共同住宅1棟
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図



凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 49m

別 図 1 7

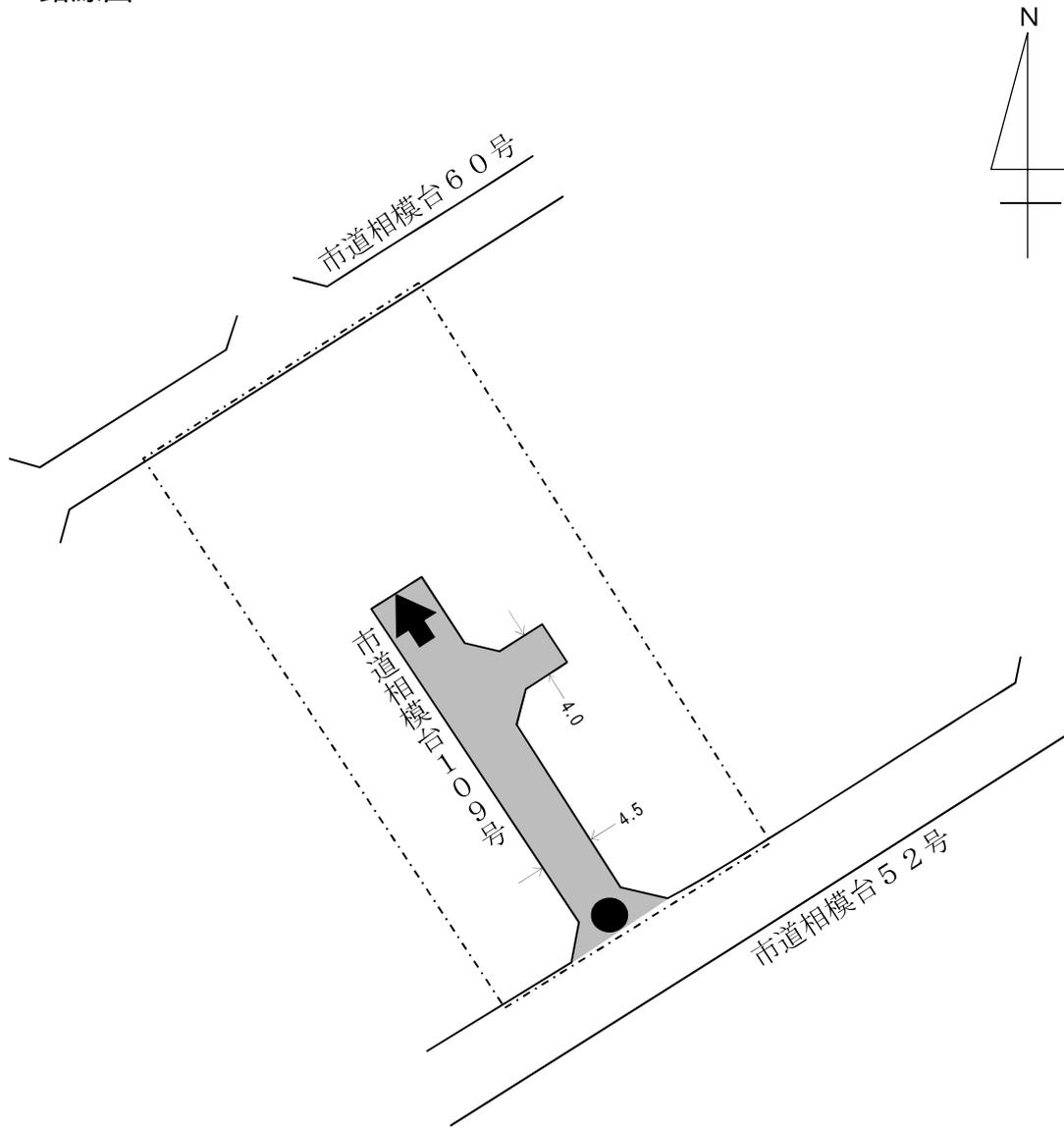
1 案内図



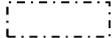
2 道路の概要

路線名	相模台109号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区相模台5丁目1904番3 外11筆
開発行為の面積	1,285.99m ²
予定建築物の用途等	専用住宅10宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 39m

別 図 1 8

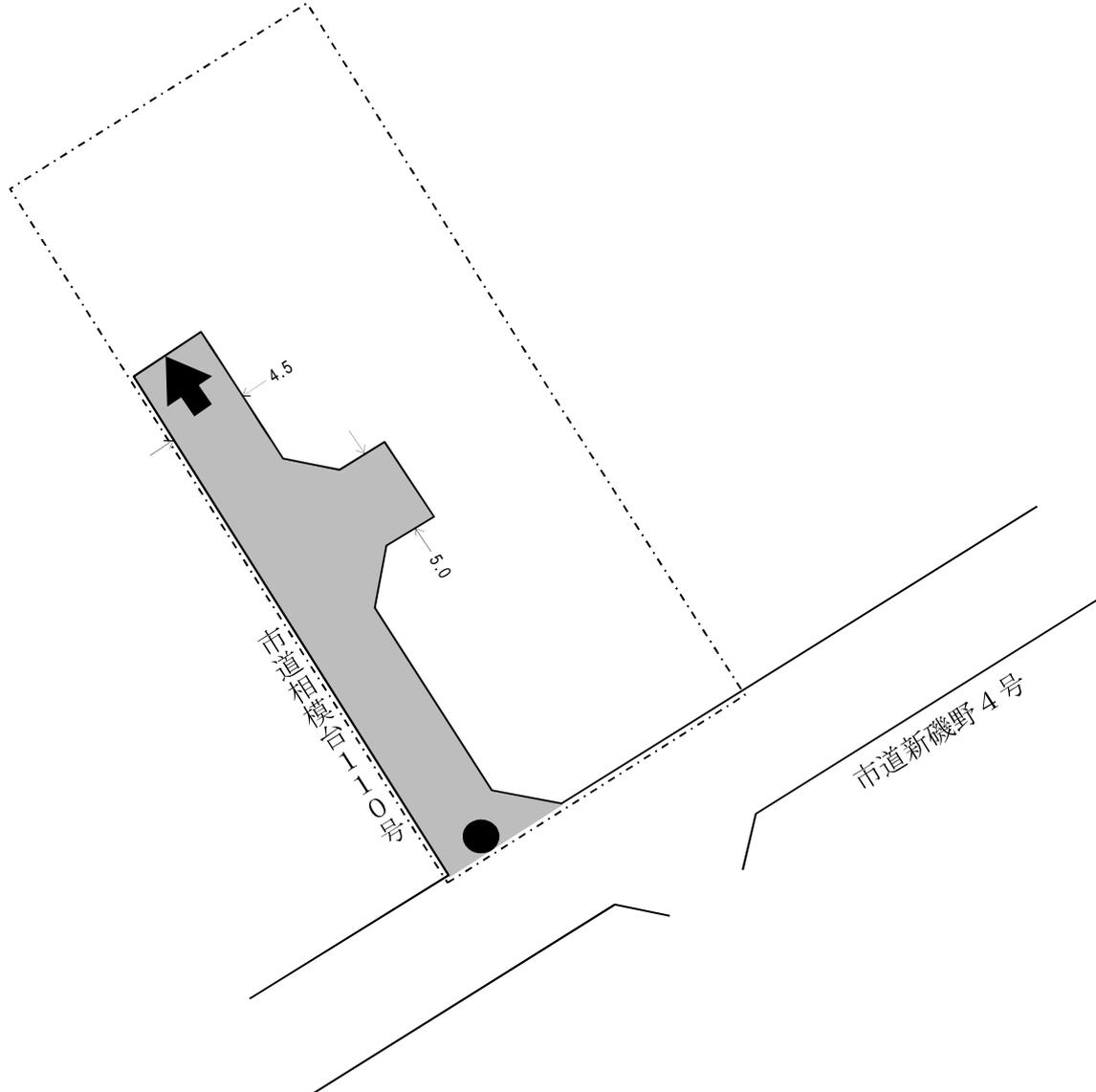
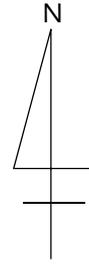
1 案内図



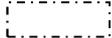
2 道路の概要

路線名	相模台110号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区相模台7丁目2229番1 外6筆
開発行為の面積	793.03m ²
予定建築物の用途等	専用住宅5宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

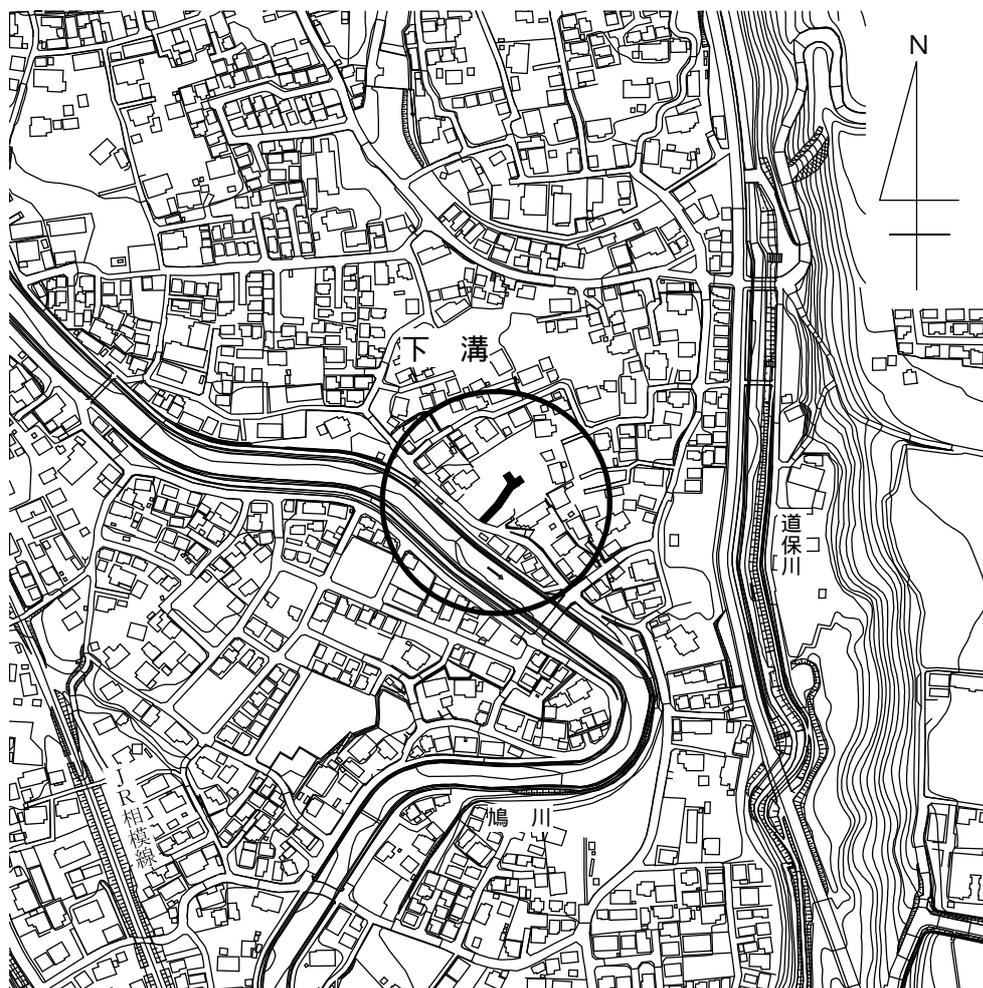


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 36m

別 図 19

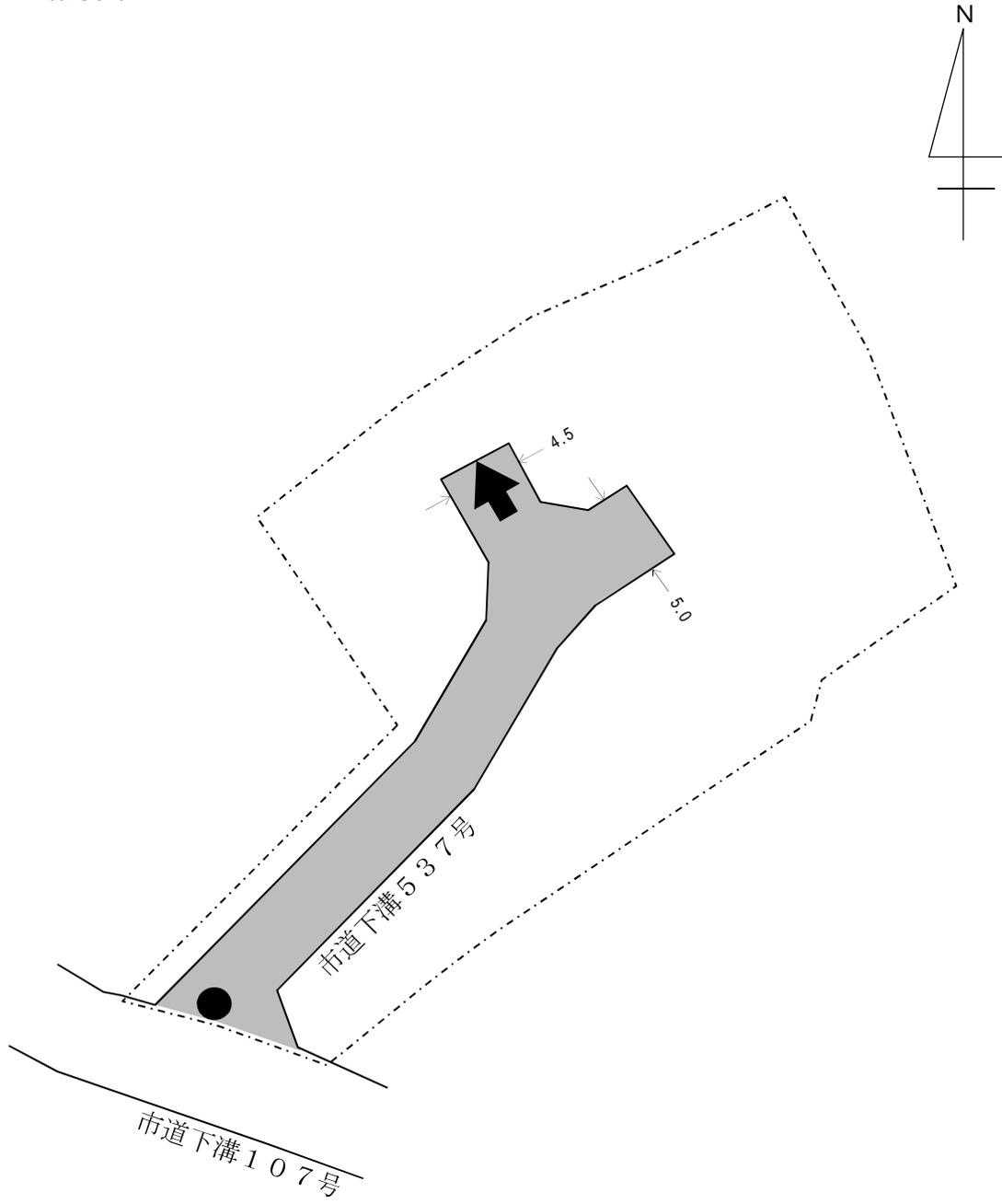
1 案内図



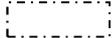
2 道路の概要

路線名	下溝537号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区下溝1698番3 外12筆
開発行為の面積	1,122.14m ²
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

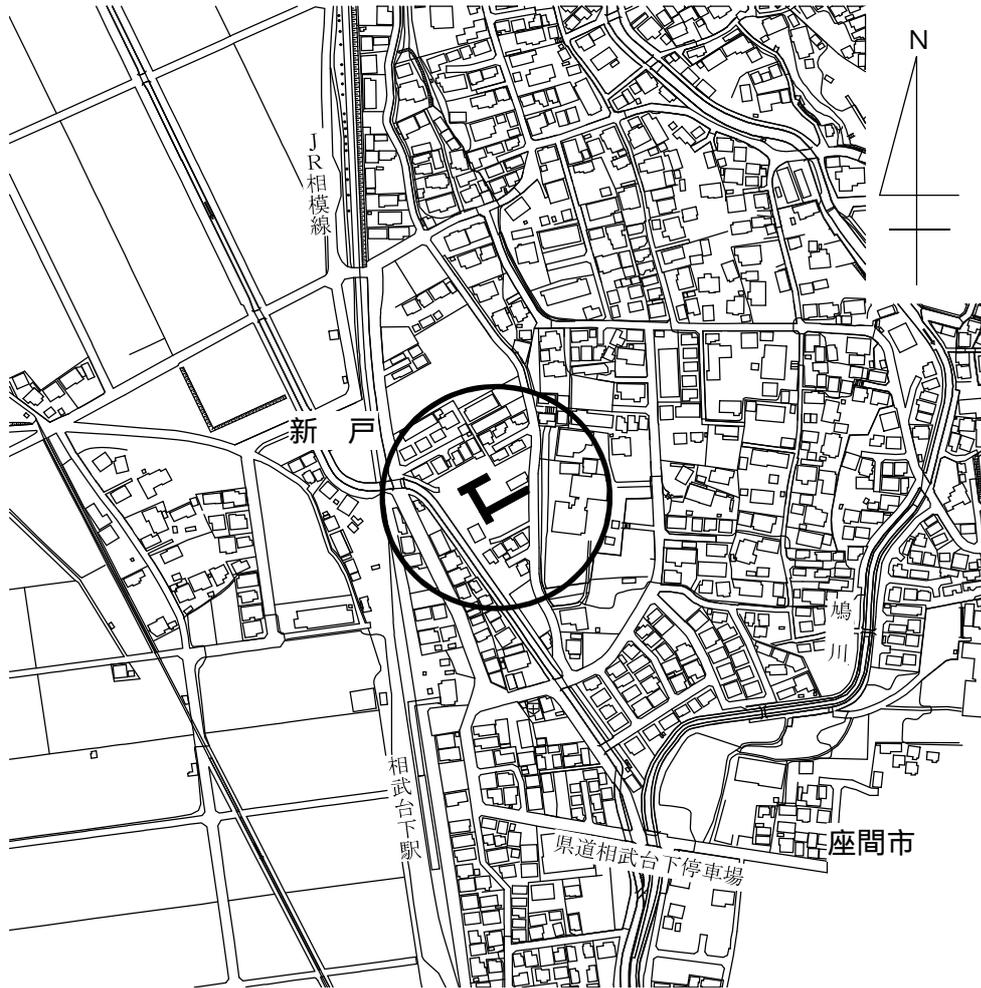


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5~5.0m
- 延長 45m

別 図 2 0

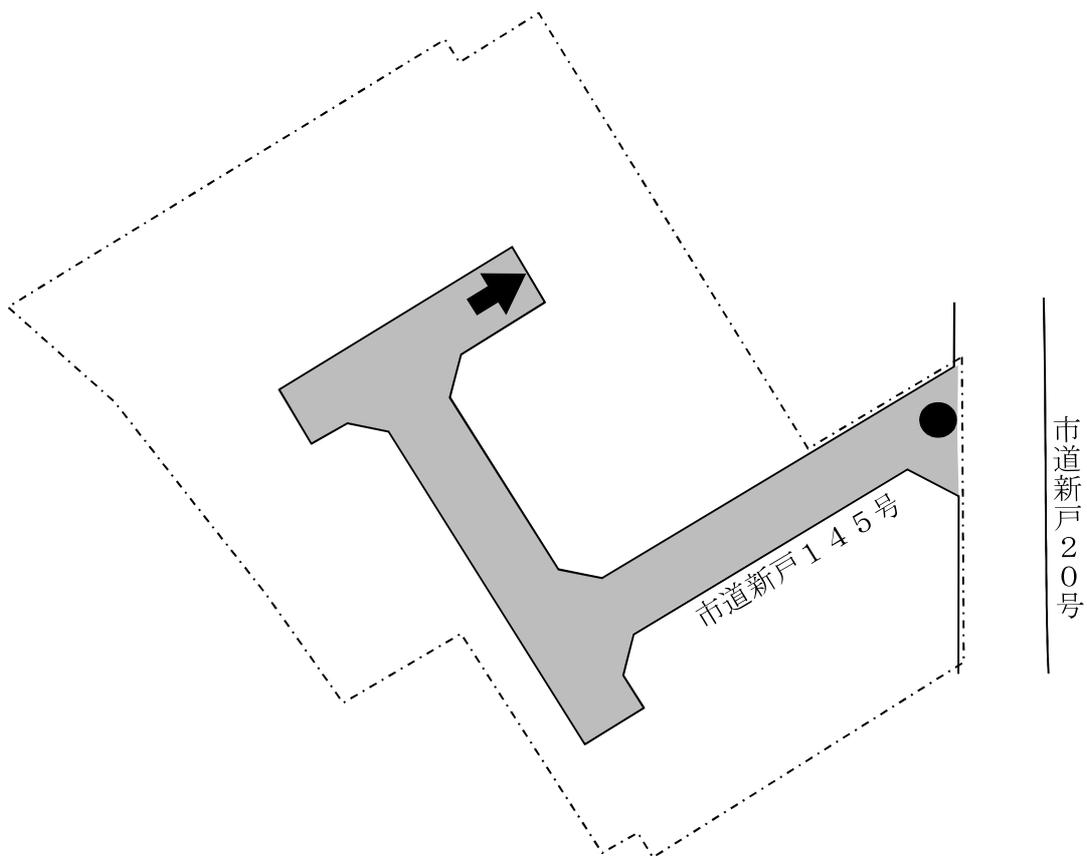
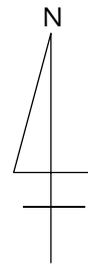
1 案内図



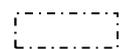
2 道路の概要

路線名	新戸145号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区新戸1984番1 外24筆
開発行為の面積	2,161.23m ²
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

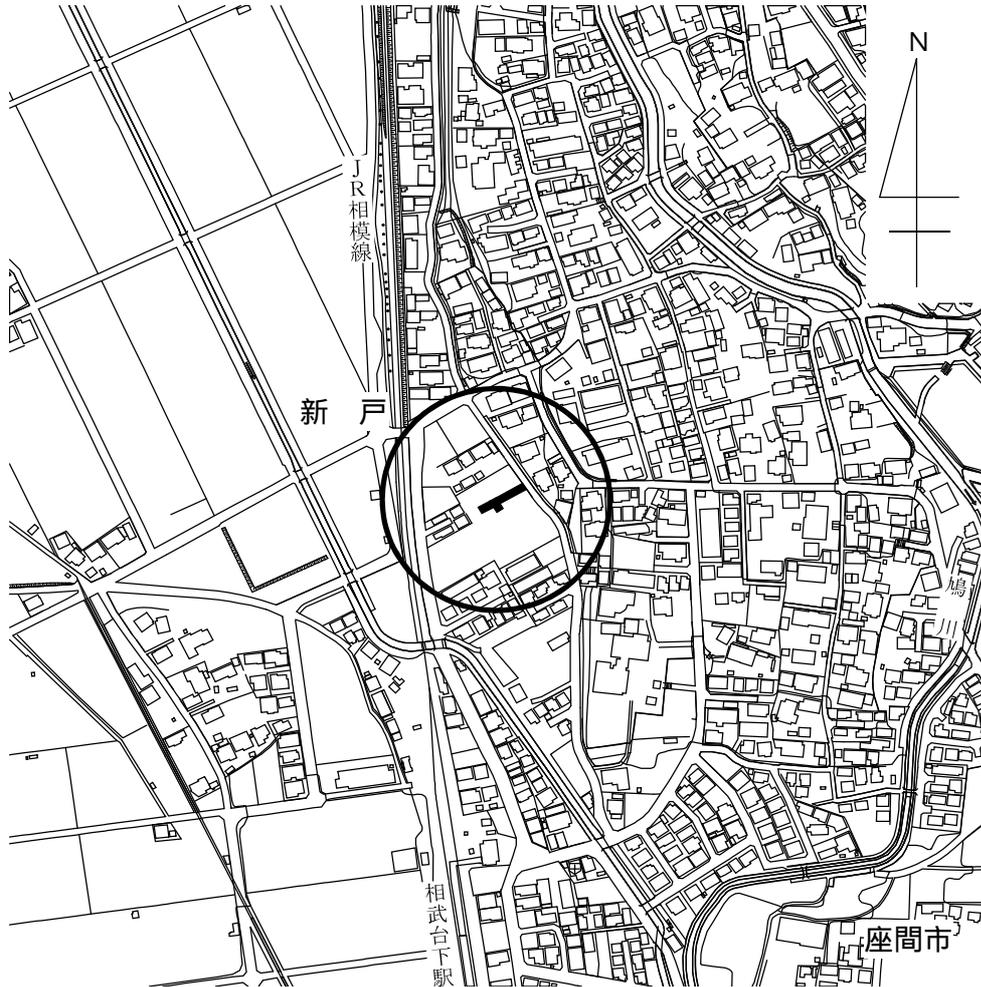


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 78m

別 図 2 1

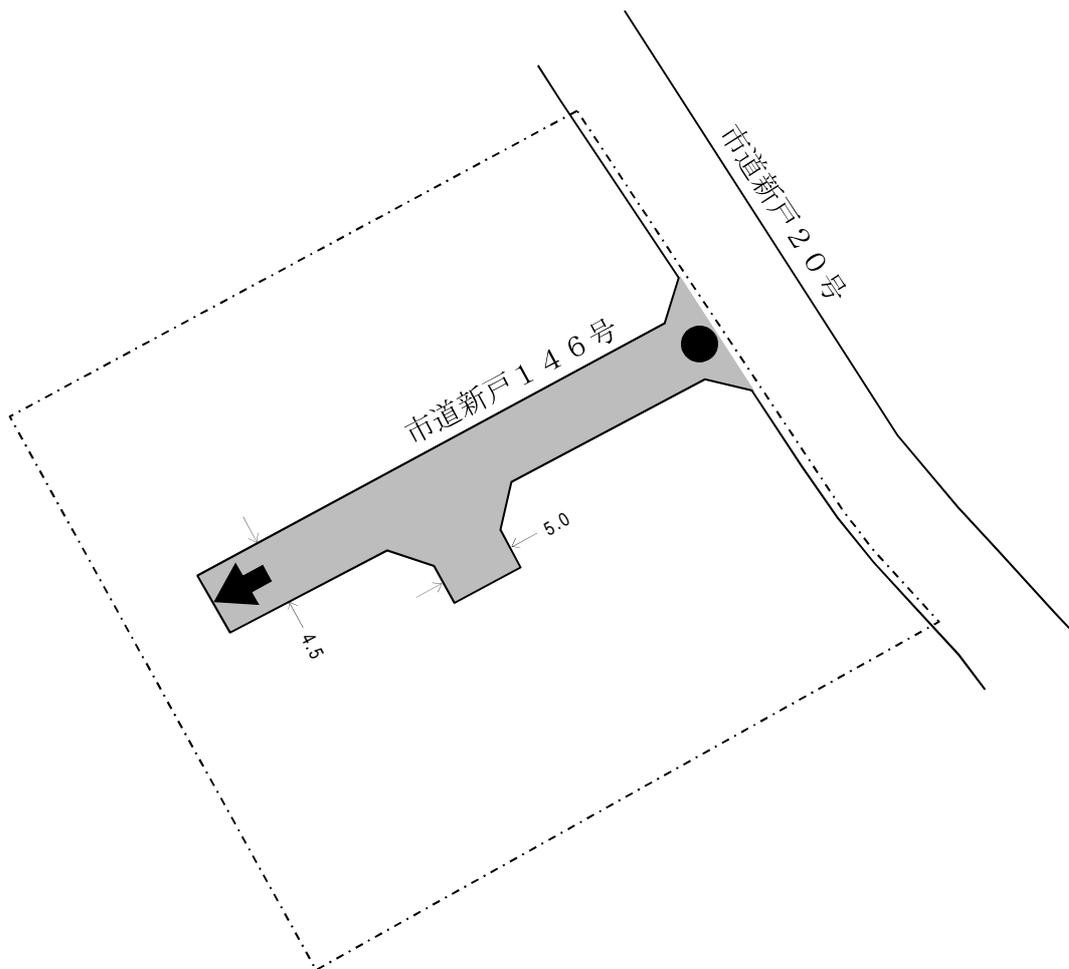
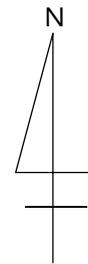
1 案内図



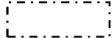
2 道路の概要

路線名	新戸146号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区新戸2012番1 外14筆
開発行為の面積	1,665.53m ²
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 40m

別 図 2 2

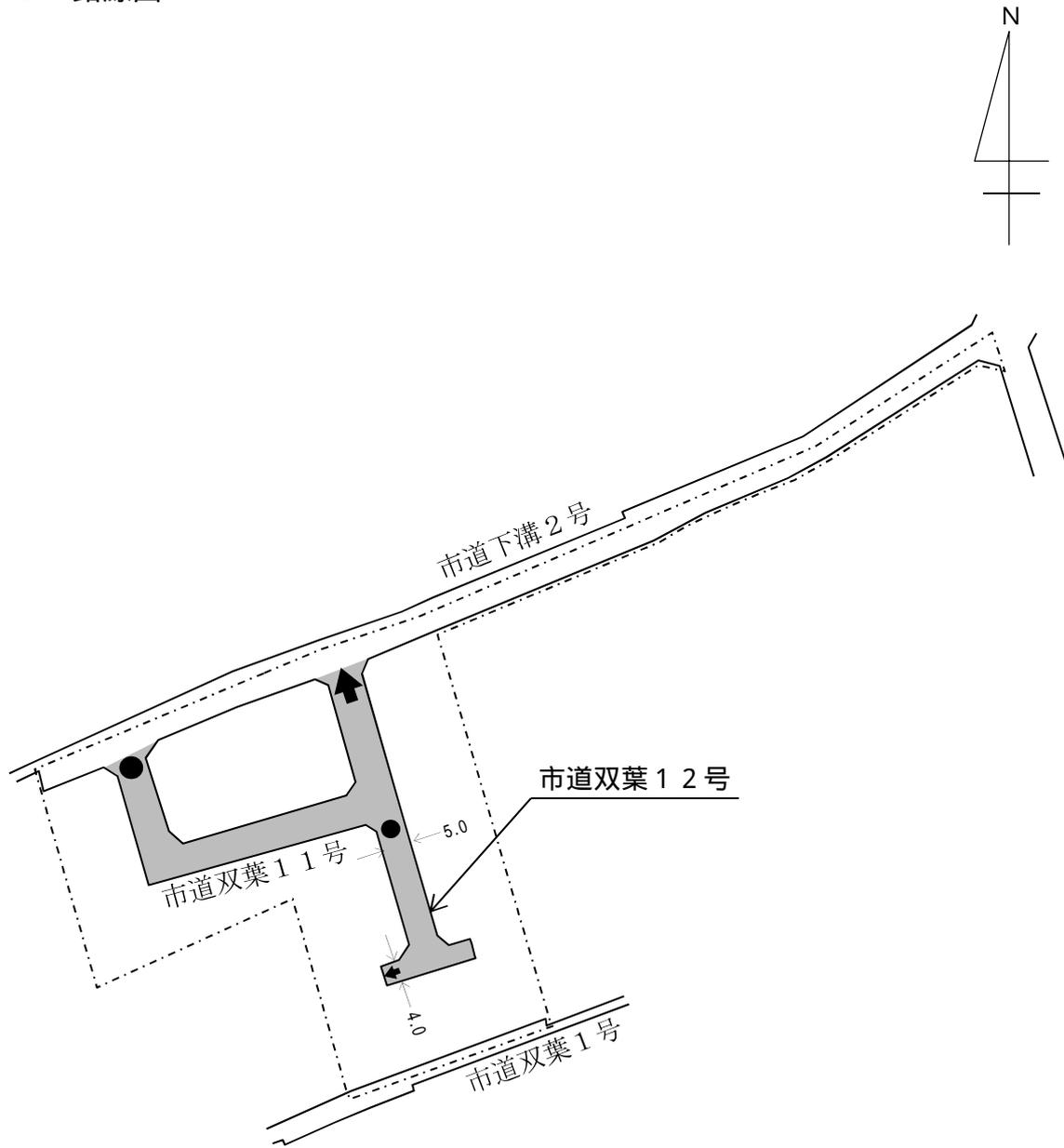
1 案内図



2 道路の概要

路線名	双葉11号	双葉12号
認定の理由	開発行為による帰属	
開発行為の所在	南区双葉1丁目5737番114 外28筆	
開発行為の面積	4,973.50m ²	
予定建築物の用途等	専用住宅19宅地	
区域区分	市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の規定による開発許可の基準に適合)	
路面の状況	舗装、側溝あり	
備考		車返しあり

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線

市道双葉11号

幅員 6.0m

延長 88m

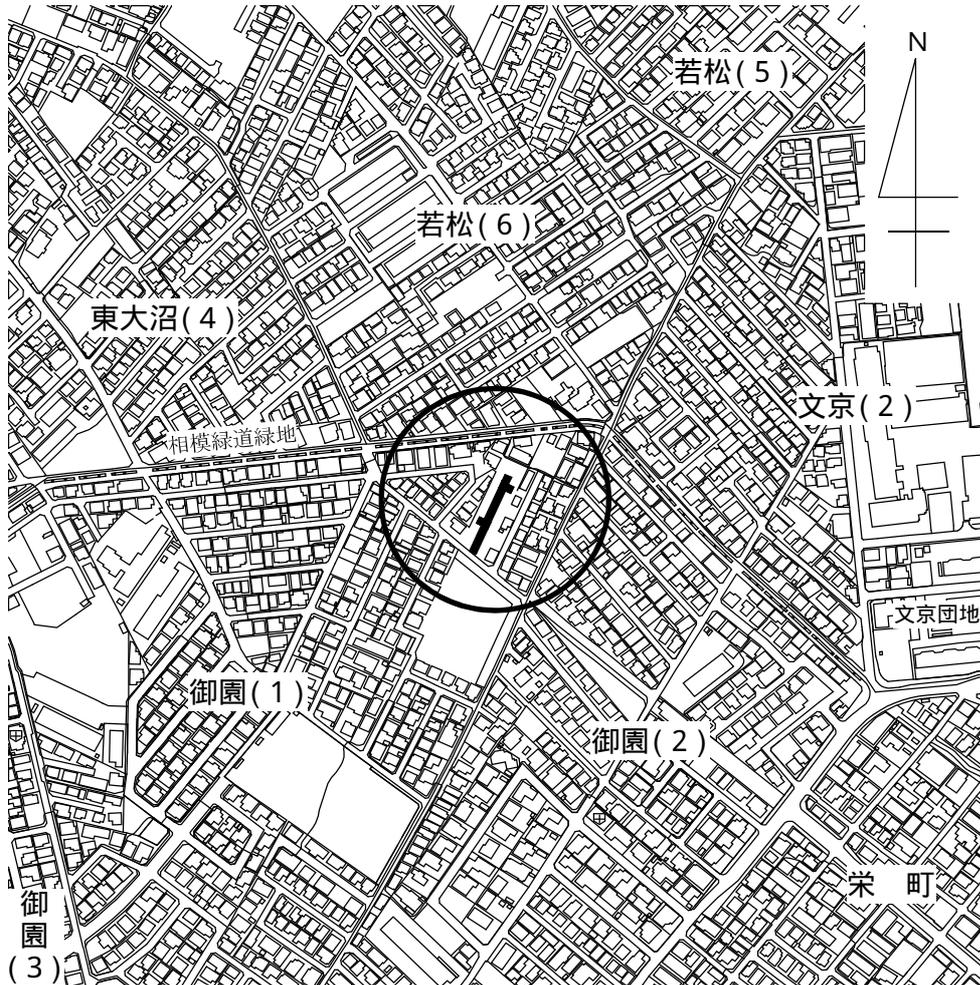
市道双葉12号

幅員 4.0~5.0m

延長 41m

別 図 2 3

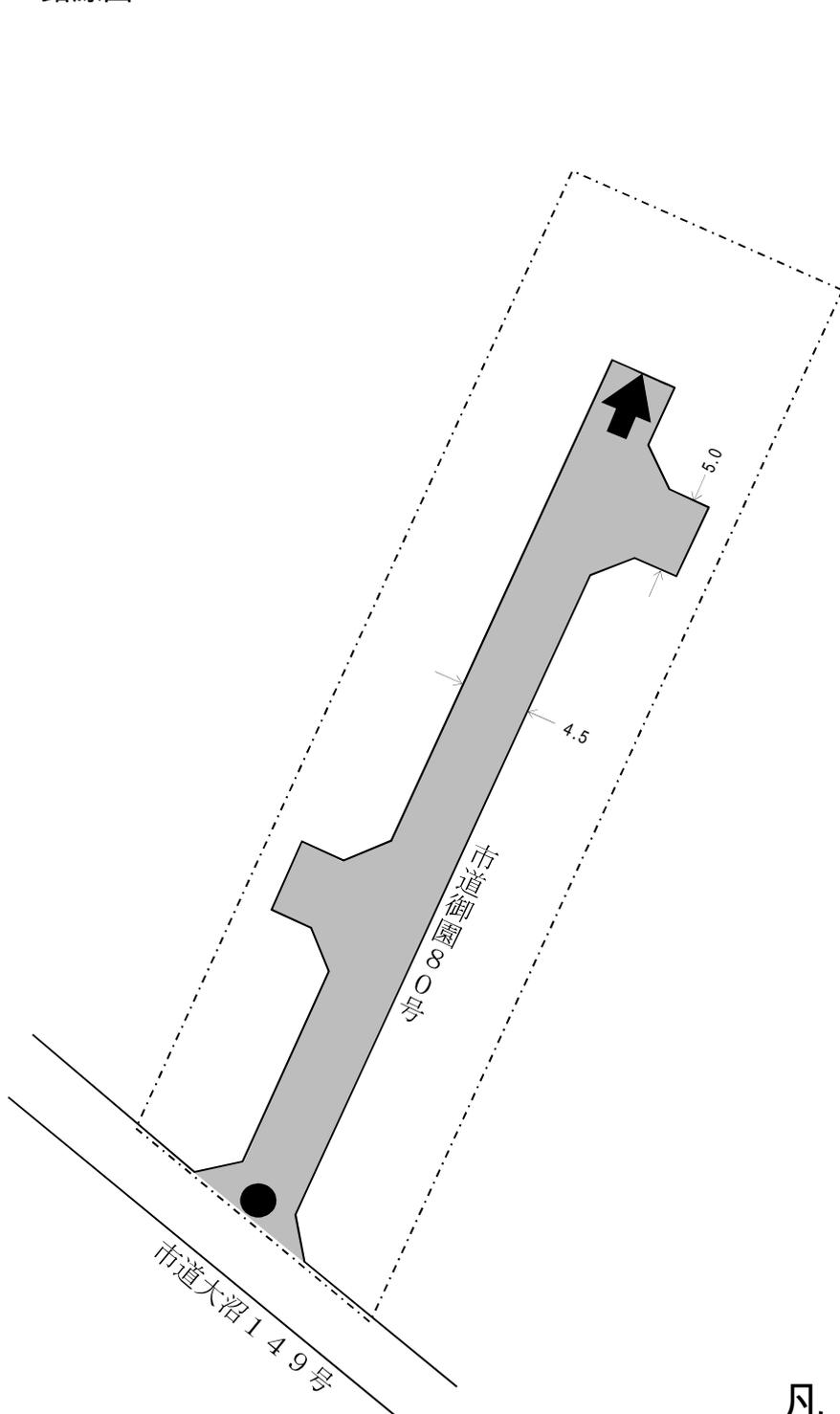
1 案内図



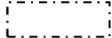
2 道路の概要

路線名	御園80号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区御園1丁目4311番1 外9筆
開発行為の面積	1,263.09m ²
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

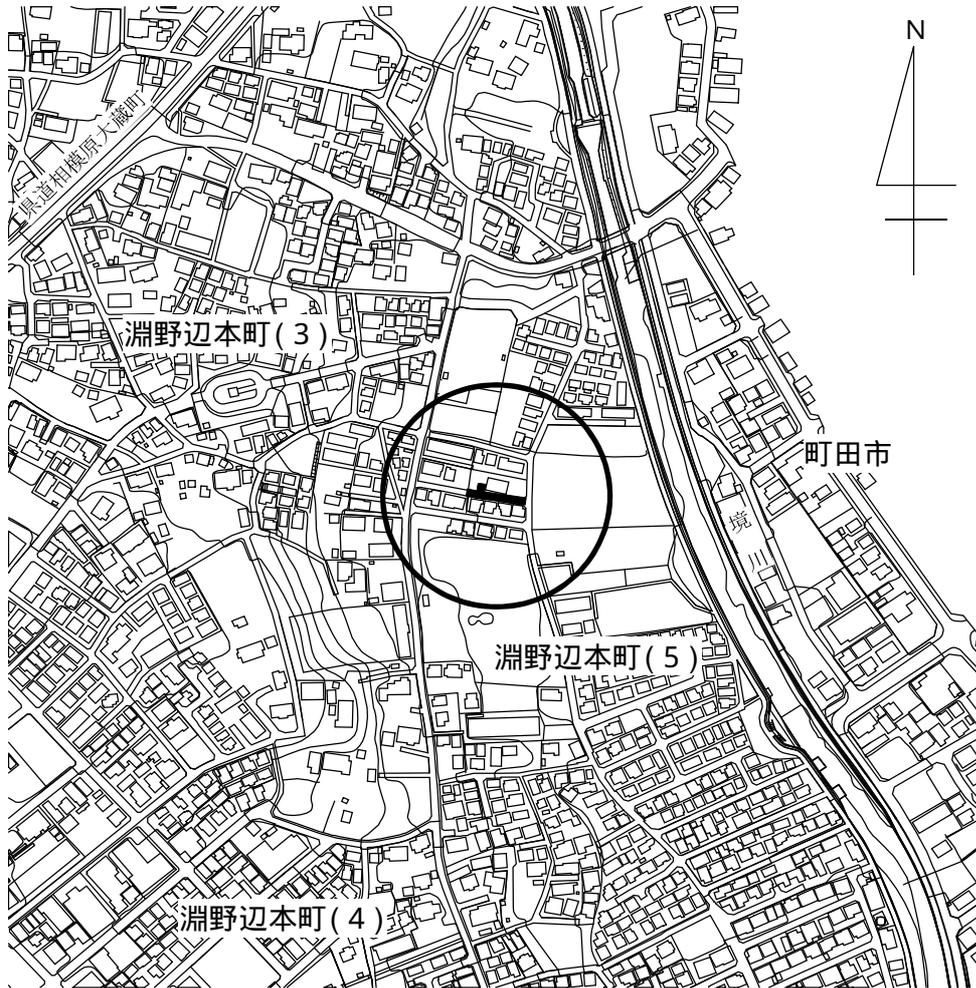


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 69m

別 図 2 4

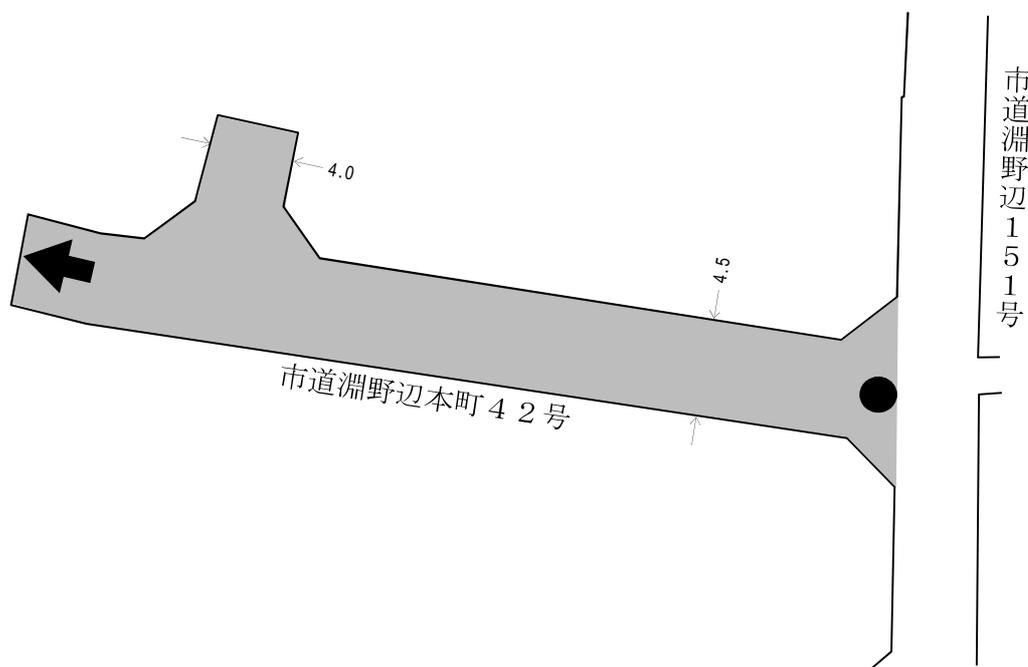
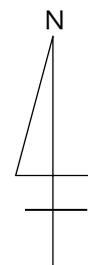
1 案内図



2 道路の概要

路線名	淵野辺本町42号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	中央区淵野辺本町5丁目632番1 外2筆
受納面積	216.48m ²
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	砂利、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 46m

別 図 2 5

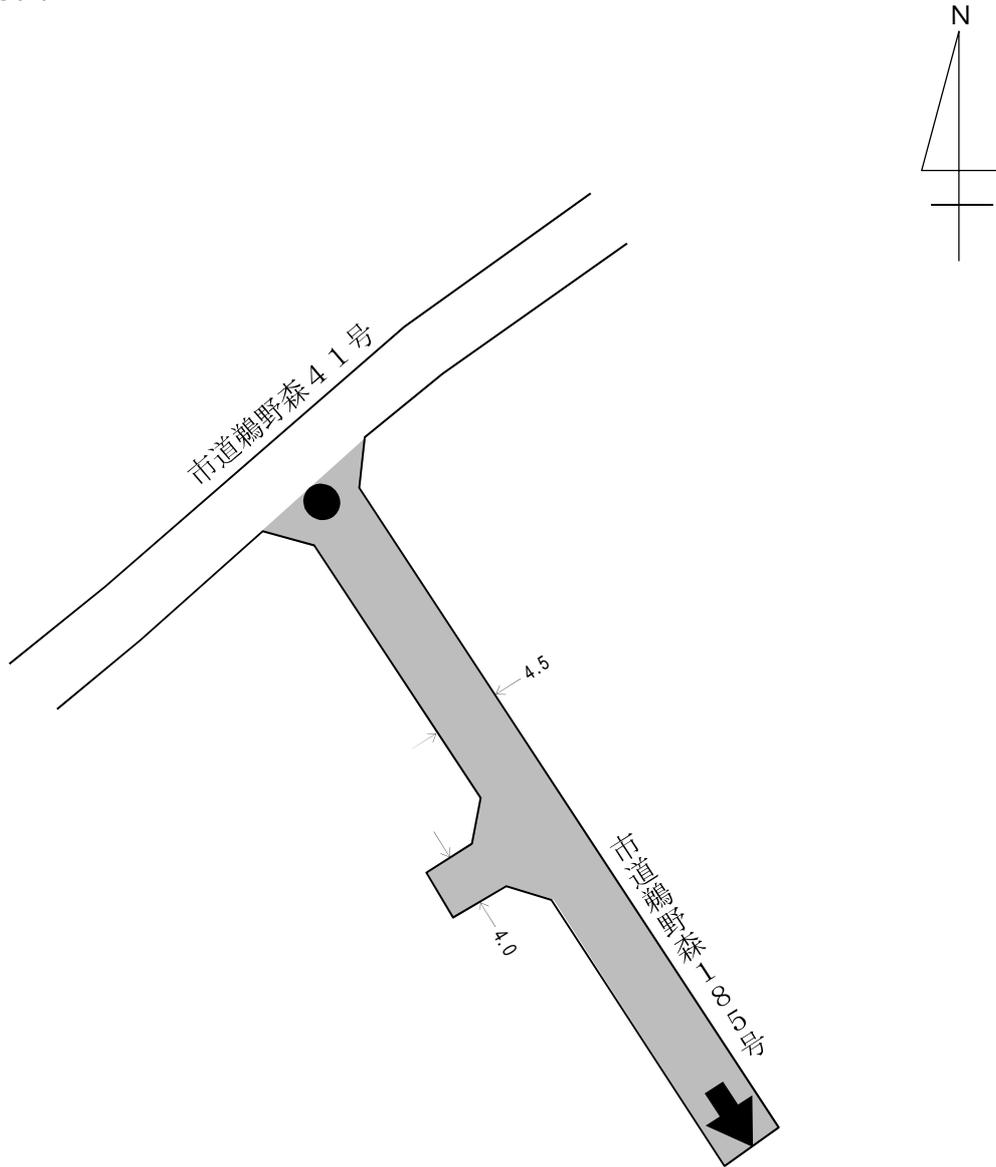
1 案内図



2 道路の概要

路線名	鵜野森185号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区鵜野森3丁目193番9 外1筆
受納面積	263.74m ²
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 56m

別 図 2 6

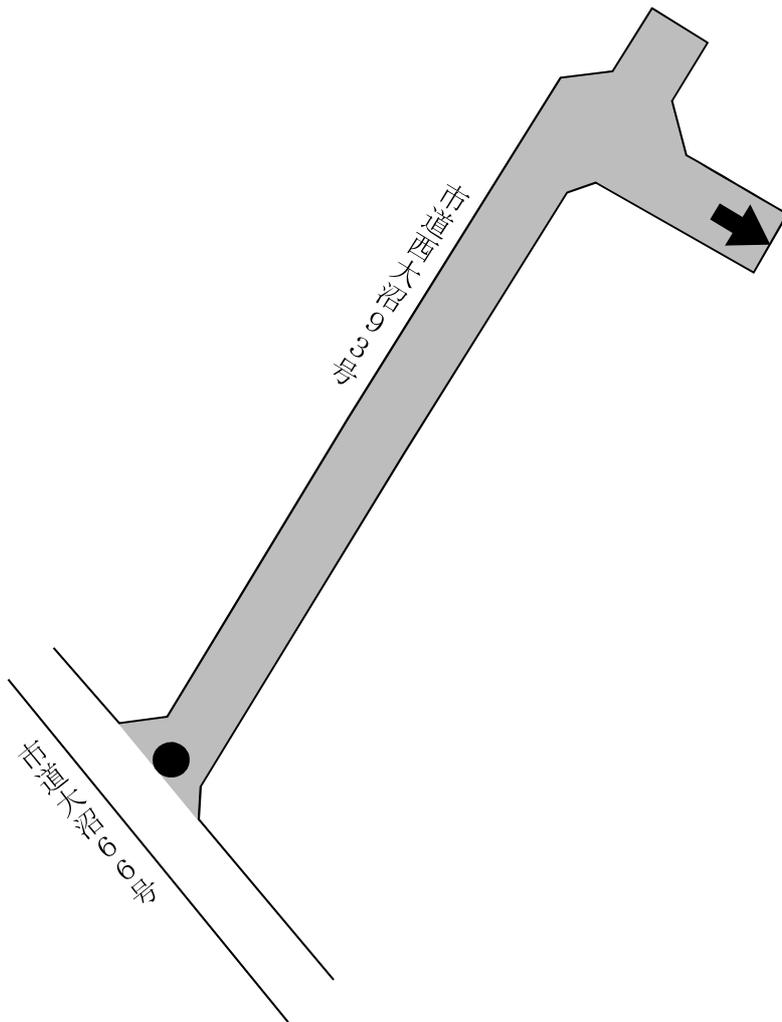
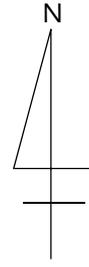
1 案内図



2 道路の概要

路線名	西大沼93号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区西大沼2丁目3507番4 外4筆
受納面積	259.09m ²
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



凡 例

-  認定路線
- 幅員 4.0m
- 延長 62m

別 図 2 7

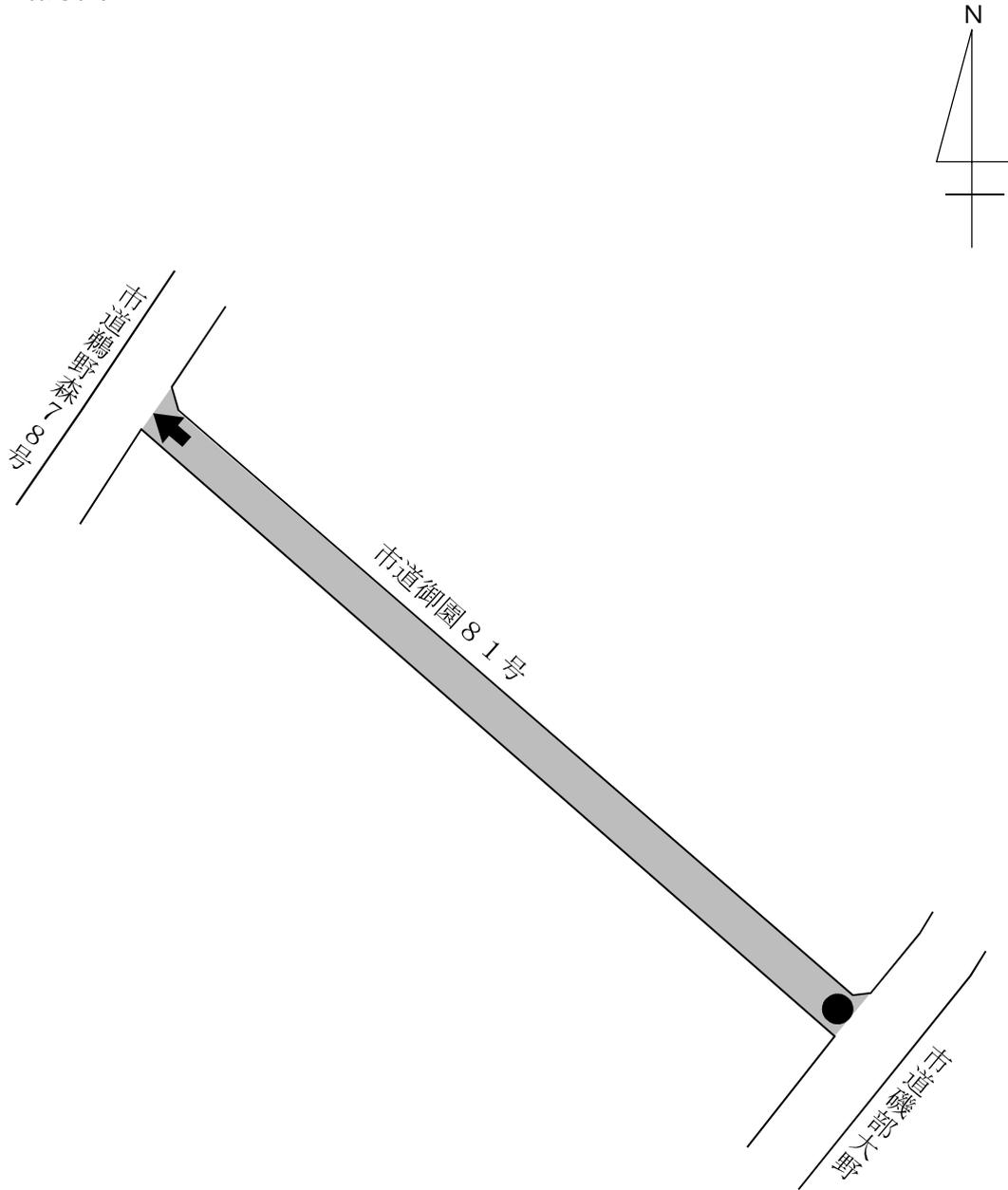
1 案内図



2 道路の概要

路線名	御園81号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区御園2丁目860番14 外13筆
受納面積	328.01m ²
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切

3 路線図



凡 例

- → 認定路線
- 幅員 4.0m
- 延長 87m

平成 3 0 年度相模原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
平成 3 0 年度相模原市下水道事業会計未処分利益剰余金 3 , 8 5 4 , 0 1 1 , 2 0 7
円のうち 2 4 3 , 3 5 3 , 1 2 1 円を資本金に組み入れ、 3 9 2 , 9 6 1 , 4 7 8
円を減債積立金に積み立てる。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

提案の理由

平成 3 0 年度相模原市下水道事業会計における未処分利益剰余金の一部について、資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てる処分をいたしたく、地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により提案するものである。

令和元年度相模原市一般会計補正予算(第2号)

令和元年度相模原市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額302,426,000千円に歳入歳出それぞれ1,199,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303,625,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		60,268,517	398,419	60,666,936
	10 国庫補助金	8,230,549	398,419	8,628,968
60 県支出金		16,625,836	72,781	16,698,617
	10 県補助金	3,498,441	72,781	3,571,222
80 繰越金		1,701,838	240,860	1,942,698
	5 繰越金	1,701,838	240,860	1,942,698
85 諸収入		14,223,169	30,940	14,254,109
	25 雑入	2,973,725	30,940	3,004,665
90 市債		28,958,100	456,000	29,414,100
	5 市債	28,958,100	456,000	29,414,100
歳入	合計	302,426,000	1,199,000	303,625,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		23,901,834	50,667	23,952,501
	5 総務管理費	13,896,629	45,545	13,942,174
	13 市民生活費	6,403,326	5,122	6,408,448
15 民生費		127,884,411	111,744	127,996,155
	5 社会福祉費	52,072,807	77,169	52,149,976
	10 児童福祉費	52,041,709	34,575	52,076,284
20 衛生費		26,362,622	17,911	26,380,533
	5 保健衛生費	12,837,241	17,673	12,854,914
	15 環境保全費	600,805	238	601,043
25 労働費		715,957	842	716,799
	5 労働諸費	715,957	842	716,799
30 農林水産業費		755,623	4,619	760,242
	5 農業費	682,782	4,619	687,401
35 商工費		11,615,759	6,760	11,622,519
	5 商工費	11,615,759	6,760	11,622,519
40 土木費		25,293,743	897,104	26,190,847
	5 道路橋りょう費	9,941,651	263,600	10,205,251
	15 都市計画費	12,891,589	103,106	12,994,695
	20 公園費	1,151,122	528,616	1,679,738
	25 住宅費	881,809	1,782	883,591
45 消防費		7,906,867	34,169	7,941,036
	5 消防費	7,906,867	34,169	7,941,036
50 教育費		49,532,496	75,184	49,607,680
	5 教育総務費	7,530,147	20,488	7,550,635

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	10 小学校費	22,530,684	11,338	22,542,022
	15 中学校費	13,844,464	11,918	13,856,382
	18 幼稚園費	732,368	17,814	750,182
	25 市民体育費	1,795,976	13,626	1,809,602
歳	出	合	計	
		302,426,000	1,199,000	303,625,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
20 衛生費	5 保健衛生費	(仮称)新斎場整備事業	15,000
35 商工費	5 商工費	観光宣伝事業費	4,950
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路改良事業(県道76号(山北藤野)道路改良事業(日連))	263,600
40 土木費	20 公園費	スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業	524,656
45 消防費	5 消防費	津久井消防署整備事業	29,755

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
男女共同参画推進センター 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	171,028
文化会館、南市民ホール、 小田急相模原駅文化交流プラザ 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	1,427,823
市民会館指定管理経費	令和元年度から 令和5年度まで	470,804
杜のホールはしもと、 城山文化ホール 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	711,987
緑の休暇村センター、 青根緑の休暇村いやしの湯、 津久井合唱館指定管理経費	令和元年度から 令和5年度まで	3,577
市民健康文化センター 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	792,501
北市民健康文化センター 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	901,324
市民・大学交流センター 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和3年度まで	129,006
津久井障害者地域活動支援 センター指定管理経費	令和元年度から 令和5年度まで	80,574
南障害者地域活動支援 センター指定管理経費	令和元年度から 令和4年度まで	107,655
緑第一障害者地域活動支援 センター指定管理経費	令和元年度から 令和5年度まで	129,577
新磯ふれあいセンター、 新相模の大風センター、 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	321,291

事 項	期 間	限 度 額
		千円
東林ふれあいセンター 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和3年度まで	114,147
さがみ湖リフレッシュセンター 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	74,217
あじさい会館、 あじさい会館南分室、 あじさい会館緑分室 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	464,441
障害者支援センター松が丘園、 けやき体育館 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	1,468,883
市立診療所 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和2年度まで	58,336
斎場 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和4年度まで	1,055,912
環境情報センター 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和3年度まで	75,618
勤労者総合福祉センター 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	305,094
産業会館 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	340,119
相模湖ふれあいパーク 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和3年度まで	12,113
相模川自然の村、 相模川自然の村野外体験教室 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	817,910

事 項	期 間	限 度 額
相模川ふれあい科学館 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	433,281
相模原北公園、道保川公園、 相模原麻溝公園、 相模大野中央公園、 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	939,359
横山公園、鹿沼公園、小山公園 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	933,680
淵野辺公園、相模原球場、 相模台公園、古淵鵜野森公園、 大野台南テニスコート 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	1,889,956
相模原麻溝公園動物広場 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	434,257
峰山霊園、柴胡が原霊園 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和5年度まで	275,555
津久井又野公園、 相模湖林間公園、 小倉テニスコート、 小倉プール、 小倉グラウンド、 ふじのマレットゴルフ場 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和3年度まで	502,317
市営住宅指定管理経費	令和元年度から 令和5年度まで	1,143,659
相模原麻溝公園競技場、 相模原麻溝公園第2競技場、 相模原麻溝公園スポーツ広場、 相模原麻溝公園グラウンド 指 定 管 理 経 費	令和元年度から 令和3年度まで	374,100
総合体育館、北総合体育館、 相模原北公園スポーツ広場、 市体育館指定管理経費	令和元年度から 令和5年度まで	1,036,236
総合水泳場指定管理経費	令和元年度から 令和5年度まで	1,432,195

千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(土木債)			
道路整備費	2,487,100	165,200	2,652,300
公園整備費	71,400	255,600	327,000
緑地保全事業費	267,000	35,200	302,200
計	28,958,100	456,000	29,414,100

令和元年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

令和元年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額1,771,000千円に歳入歳出それぞれ3,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,774,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(元号の表示)

第2条 令和元年度相模原市の自動車駐車場事業特別会計の予算における当該年度の元号の表示は、当該年度全体を通じて「令和」とする。

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
25 繰越金		千円 3,000	千円 3,050	千円 6,050
	5 繰越金	3,000	3,050	6,050
歳入合計		1,771,000	3,050	1,774,050

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 駐車場事業費		千円 753,063	千円 3,050	千円 756,113
	5 駐車場管理費	753,063	3,050	756,113
歳 出 合 計		1,771,000	3,050	1,774,050

損害賠償額の決定について

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 損害賠償額

3,841,358 円

2 被害者

相模原市南区相模大野 5 丁目

株式会社ビルドアート

3 事故の概要

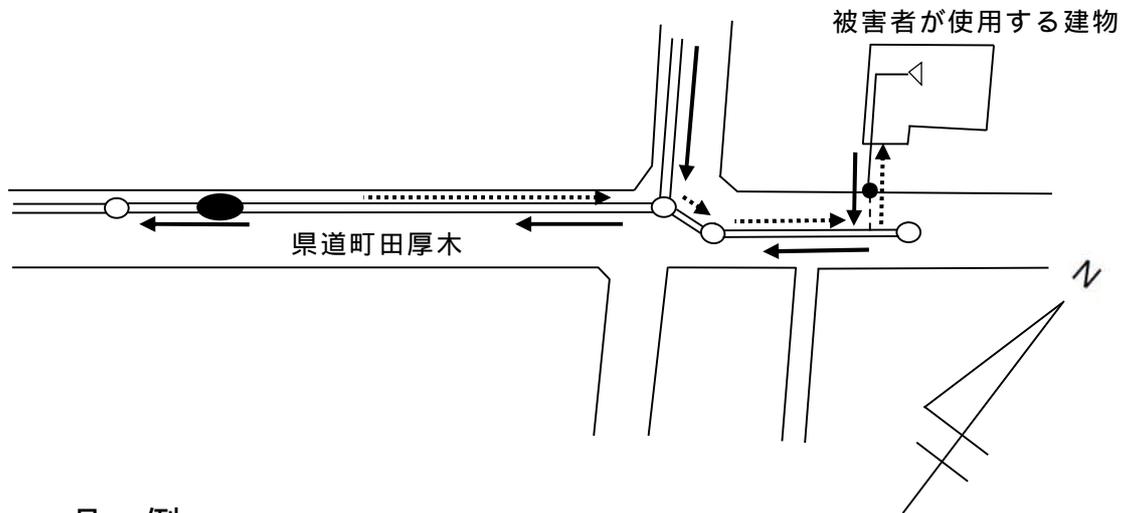
平成 31 年 2 月 21 日午後 2 時 30 分頃、相模原市南区相模大野 5 丁目 30 番先において、汚水に含まれる油脂類の堆積により公共下水道污水管に詰まりが発生したことから、汚水が当該污水管を逆流し、公共污水ます及び被害者が使用する建物の敷地内にある排水設備を経由して当該建物内の排水口等からあふれ出し、床面、壁面その他家財を汚損させたものである。

(本市の責任割合 100%)

提案の理由

公共下水道施設の管理^{かし}瑕疵により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を経る必要による。

1 事故発生場所



凡 例

- 通常の水の流れ
-→ 逆流した水の流れ
- ==== 公共下水道汚水管
- 公共汚水ます及び取付管
- 排水設備
- 汚水マンホール
- 詰まり発生箇所
- ▷ 建物内の排水口等

2 相手方の被害

洗面所、便所等の床面、壁面その他家財の汚損

3 損害賠償額

3,841,358円

教育委員会の教育長の選任について
次の者を、本市教育委員会の教育長に任命したいので同意されたい。

令和元年8月30日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■	鈴 木 英 之	■

提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

教育委員会の委員の選任について
次の者を、本市教育委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和元年8月30日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	宇田川久美子	

提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要による。

教育委員会の委員の選任について
次の者を、本市教育委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和元年9月27日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	小 泉 和 義	

提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要による。